

第 2 期 沖縄県地域福祉支援計画

令和 4 年 3 月

沖縄県

はじめに

少子高齢化の進行や、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、地域における人と人とのつながりや支え合いの機能が弱まり、様々な課題を抱えたまま地域から孤立し、課題が深刻化するケースが増えています。

また、介護と育児を同時に行うダブルケアや、高齢の親が無就労の子の生計を支える8050問題など、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化し、既存の各分野ごとの支援では解決困難な課題が顕在化してきています。

加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症は、減収や失業による生活困窮者の増加など人々の生活に大きな影響を与えています。

このような社会状況の中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、互いに支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

県ではこうした状況を踏まえ、「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を基本理念として、第2期沖縄県地域福祉支援計画を策定しました。

この計画では、地域福祉を支える人材育成など、現計画から引き続き取り組むことが必要な課題に加え、新たに地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制づくりへの支援及び生活困窮者やひきこもり等の制度の狭間や、複合的な課題を抱えた方々の支援等について取り組むこととしております。

今後は、市町村や社会福祉協議会、福祉関係機関等と連携、協働しながら各種施策の推進に努めてまいりたいと存じますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に際して、貴重な御意見を賜りました沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し、心から感謝を申し上げ、御挨拶といたします。

令和4年3月
沖縄県知事 玉城 デニー



第2期 沖縄県地域福祉支援計画

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の性格と位置づけ	2
第3	計画の期間	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1	地域福祉を取り巻く社会状況	
1	人口減少・少子高齢化の進行	5
2	世帯構造の変化	7
3	地域コミュニティの希薄化	9
第2	地域福祉施策の動向	
1	地域共生社会の実現	11
2	各分野の施策の動向	15

第3章 計画の基本方向

第1	計画の基本理念	18
第2	施策の基本的方向と施策体系	18

第4章 施策の展開

第1	市町村における体制づくりへの支援	
1	市町村地域福祉計画の策定の支援・促進	21
	【市町村地域福祉計画策定ガイドライン】	23
2	包括的な支援体制の構築に対する支援	32
第2	安心して暮らせる地域づくり	
1	地域における支え合いの推進	
(1)	見守り・支え合い体制の整備	38
(2)	民生委員・児童委員活動の推進	43
(3)	多様な主体による地域福祉の推進	45
(4)	社会参加の場・拠点づくりの促進	49
(5)	支え合いの精神の醸成	51

2	災害時の支援体制づくり	
(1)	災害時要配慮者の支援	54
(2)	災害ボランティアの活動環境の整備	56
(3)	地域防災組織の拡充	57

第3 地域福祉を支える担い手づくり

1	地域福祉活動を支える人材の育成	
(1)	市町村社協職員等の資質向上	58
(2)	コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置	59
(3)	地域ボランティアやNPO等の活動の促進	60
2	サービスを担う人材の確保	
(1)	福祉人材の養成・確保	62
(2)	福祉人材の質の向上	64
(3)	魅力ある福祉の職場づくり	66

第4 暮らしを支える福祉基盤づくり

1	福祉サービスとセーフティネットの充実	
(1)	相談支援体制の整備・充実	67
(2)	安心して子育てできる環境づくり	
ア	子どもの貧困対策の推進	70
イ	子育て支援の充実	72
ウ	子ども・若者の育成支援	74
(3)	高齢者、障害者への支援	
ア	高齢者への支援	77
イ	障害者への支援	79
(4)	生活困窮者への支援	82
(5)	困難を抱える人への支援	
ア	DV被害者への支援	85
イ	ひきこもり支援	87
ウ	自殺対策	89
エ	再犯防止の取組の推進	91
(6)	在住外国人への支援	93
(7)	住宅確保要配慮者への支援	95
(8)	感染症対策	96
2	権利擁護の推進	
(1)	判断能力が不十分な人への支援	97
(2)	子どもの権利擁護	99
(3)	虐待の防止	
ア	高齢者虐待	100
イ	児童虐待	101
ウ	障害者虐待	102

3	サービスの質の向上	
(1)	第三者評価の受審促進	103
(2)	福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備	104

第5章 計画の推進について

第1	計画の推進体制	105
1	県の推進体制	
2	市町村・関係団体・地域住民等との連携	
第2	計画の進行管理	105
1	施策・事業の推進	
2	進捗状況の把握と公表	
	用語解説	108

参考資料

	沖縄県社会福祉審議会条例（抜粋）	118
	沖縄県社会福祉審議会運営要領（抜粋）	119
	沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	121
	第2期沖縄県地域福祉支援計画策定経過	123

第1章 計画策定の趣旨等

第1 計画策定の趣旨

- 近年、急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、価値観の多様化などにより、地域における社会的なつながりが希薄化しており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、令和2年1月に国内で初確認された新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態は、生活困窮者の増加など人々の生活に大きな影響を与えています。
- こうした中、高齢者世帯や子育て世帯等の生活の悩みを抱えた方が、地域において孤立し、適切な支援につながらず、孤立死や児童虐待など課題が深刻化するケースが増えています。
- また、介護と育児を同時に行うダブルケアの問題や、高齢の親が中高年のひきこもりの子どもの生活を支える8050問題、本人の育ちや教育に影響があるとされるヤングケアラー問題など、これまでの各分野ごとの縦割りの支援では解決できない、制度の狭間や複合化した課題が顕在化してきています。
- このような状況から、国においては、制度分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進めています。
- 県においては、平成28年3月に沖縄県地域福祉支援計画を策定し、安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築を目指して、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。
- このたび「沖縄県地域福祉支援計画」が令和3年度をもって満了となることから、引き続き取り組むことが必要な課題や、近年の地域福祉を取り巻く状況、及び社会福祉法の改正等を踏まえ、新たに第2期沖縄県地域福祉支援計画を策定するものです。
- 県としましては、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制づくりを支援するとともに、多様な主体が協働し支え合う地域づくりや、地域福祉を支える人材の育成、生活困窮などの制度の狭間や、複合的な課題に対応できる福祉基盤づくりに努めてまいります。

第2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画として、広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する計画です。

■ 社会福祉法(抜粋)

(都道府県地域福祉支援計画)

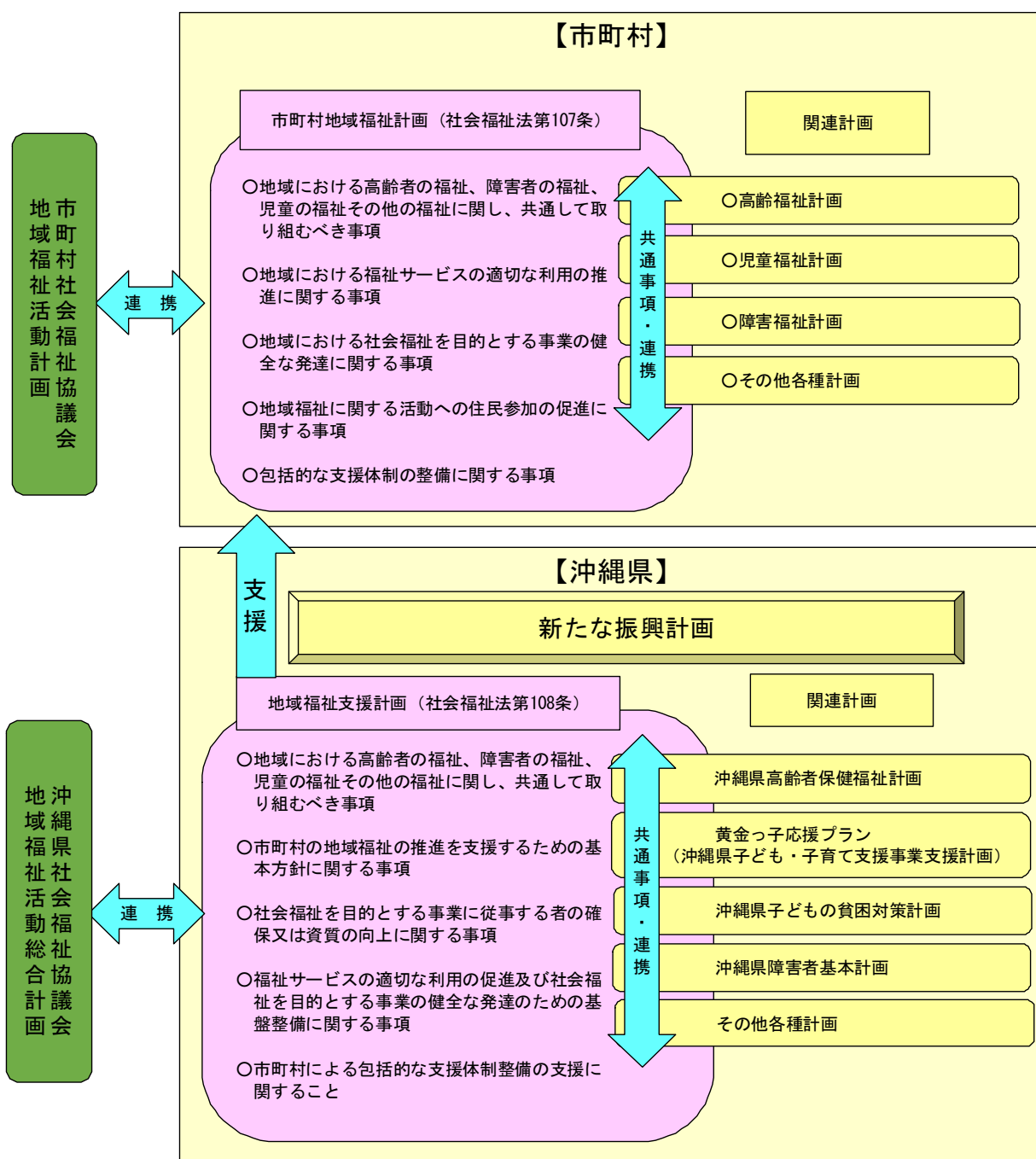
第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

- 県民をはじめ、市町村、ボランティア団体・NPO法人、福祉関係団体、企業等が地域福祉に関する活動を行う上での共通の指針となるものです。
- 県の総合計画である「新たな振興計画」を、福祉分野から推進するための具体的なプログラムとしての性格を有します。

- 「沖縄県高齢者保健福祉計画」、「沖縄県障害者基本計画」、「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」、「沖縄県子どもの貧困対策計画」等の福祉分野の各個別計画と整合・連携を図るとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を横断的に記載した計画です。
- 本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念のもと、SDGs（持続可能な開発目標）を推進します。

沖縄県地域福祉支援計画の位置づけ



第3 計画の期間

- 計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- 計画の内容は、市町村の地域福祉計画の策定状況や制度改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

関連する主な計画一覧

計画等の名称	H27度	H28度	H29度	H30度	H31度	R2度	R3度	R4度	R5度	R6度	R7度	R8度	R9度～
沖縄21世紀ビジョン基本計画 (沖縄振興計画)	沖縄21世紀ビジョン基本計画(H24～R3)					新たな振興計画(R4～R13)							
沖縄県地域福祉支援計画	沖縄県地域福祉支援計画(H28～R3)					第2期沖縄県地域福祉支援計画(R4～R8)							
沖縄県高齢者保健福祉計画 (老人福祉計画・介護保険事業支援計画)	老人福祉計画(H27～H29) 第6期介護保険事業支援計画		老人福祉計画(H30～R2) 第7期介護保険事業支援計画			老人福祉計画(R3～R5) 第8期介護保険事業支援計画							
くがに 黄金っ子応援プラン (沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)	黄金っ子応援プラン(H27～H31) (第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)					黄金っ子応援プラン(R2～R6) (第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)							
沖縄県子どもの貧困対策計画	沖縄県子どもの貧困対策計画(H28～R3)					新たな子どもの貧困対策計画(R4～R8)							
沖縄県社会的養育推進計画						沖縄県社会的養育推進計画 前期(R2～R6)					沖縄県社会的養育推進計画 後期(R7～R11)		
沖縄県障害者基本計画	第4次沖縄県障害者基本計画(H26～R3)					第5次沖縄県障害者基本計画(R4～R13)							
沖縄県障害福祉計画 沖縄県障害児福祉計画	第4期沖縄県障害者福祉計画 (H27～29)		第5期沖縄県障害福祉計画 (H30～R2)			第6期沖縄県障害福祉計画 (R3～5)							
			沖縄県障害児福祉計画 (H30～R2)			第2期沖縄県障害児福祉計画 (R3～5)							
沖縄県発達障害者支援体制整備計画	沖縄県発達障害児(者)支援体制整備 計画(H26～H30)					第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 (H31～R5)							
沖縄県再犯防止推進計画						沖縄県再犯防止推進計画(R2～R6)							
沖縄県自殺総合対策行動計画	沖縄県自殺総合対策行動 計画(H20～H29)		第2次沖縄県自殺総合対策行動計画(H30～R9)										

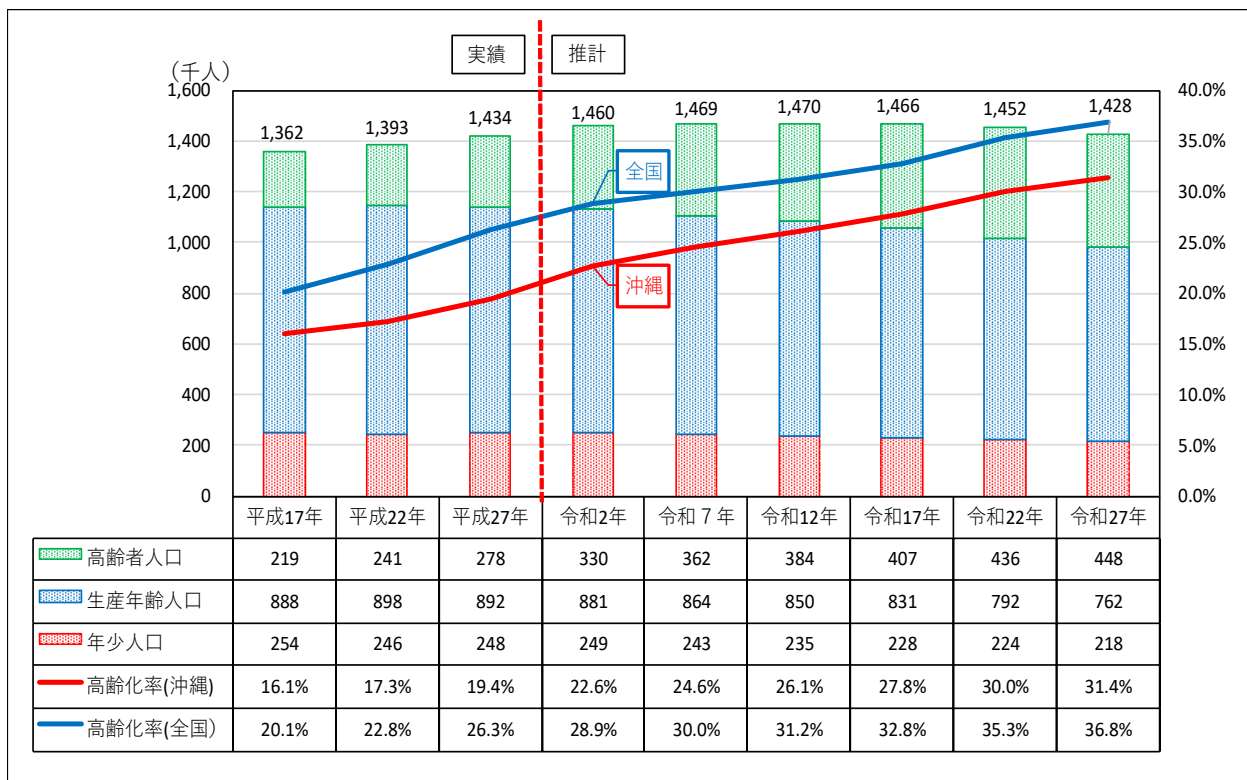
第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1 地域福祉を取り巻く社会状況

1 人口減少・少子高齢化の進行

- 全国の総人口は平成20年の1億2,806万人をピークに減少に転じ、既に人口減少社会に突入しています。
- 本県の総人口は、これまで増加基調で推移してきましたが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、令和12年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、全国と同様に人口減少社会となることが予測されています。
- 年齢別の人口構成を見ると、「年少人口」（0～14歳）や、「生産年齢人口」（15～64歳）は減少していく一方、「高齢者人口」（65歳以上）は増加していくことが見込まれ、令和7年には36万2千人にまで増加し、高齢化率も24.6%と、約4人に1人が高齢者になることが見込まれています。

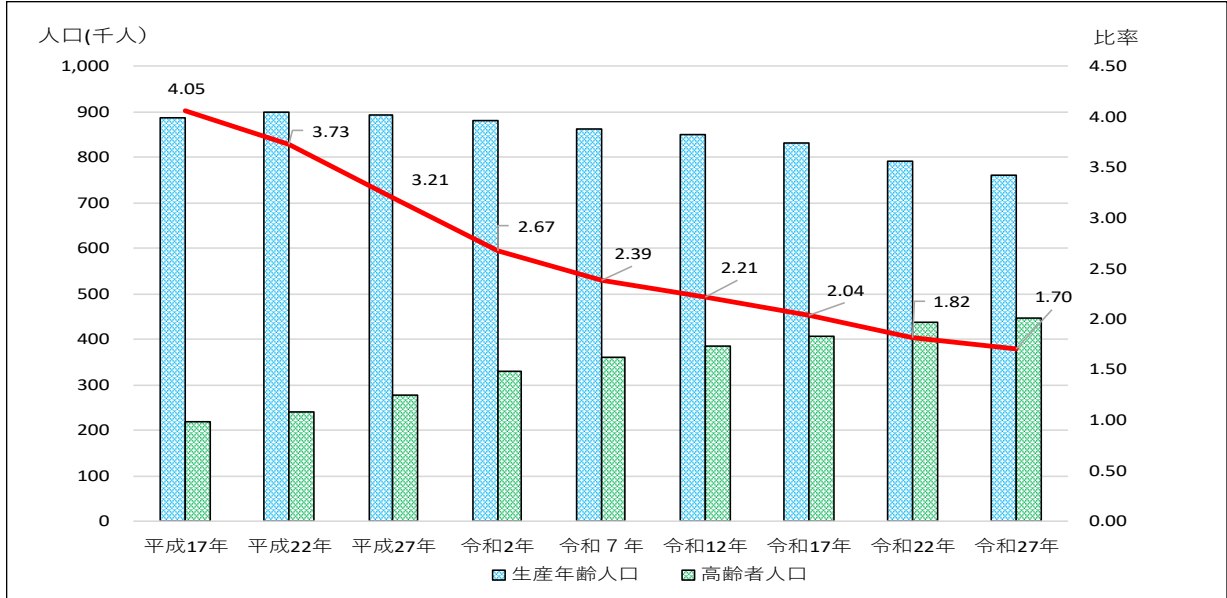
【図表1 沖縄県の人口推移と将来推計】



出典（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

- 高齢者人口（65歳以上）と、現役の生産年齢人口（15～64歳）の比率は、平成17年では4.05と、4人で1人の高齢者を支えている状況だったのが、30年後の令和17年には2.04となり、2人で1人の高齢者を支える状況が想定されます。

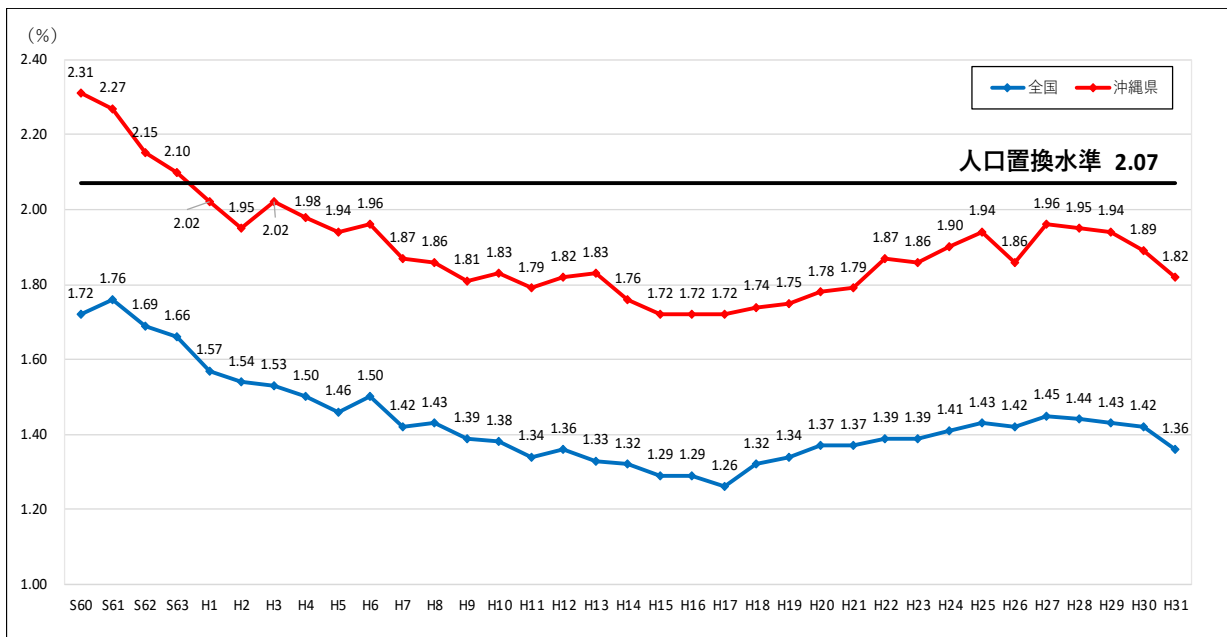
【図表2 沖縄県の高齢者人口と生産年齢人口の比率の推移】



出典（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

- 沖縄県の出生率及び合計特殊出生率は、復帰以降全国1位を維持していますが、平成元年以降は、人口置換水準である2.07を下回る状況が続いています。

【図表3 沖縄県の合計特殊出生率の推移】

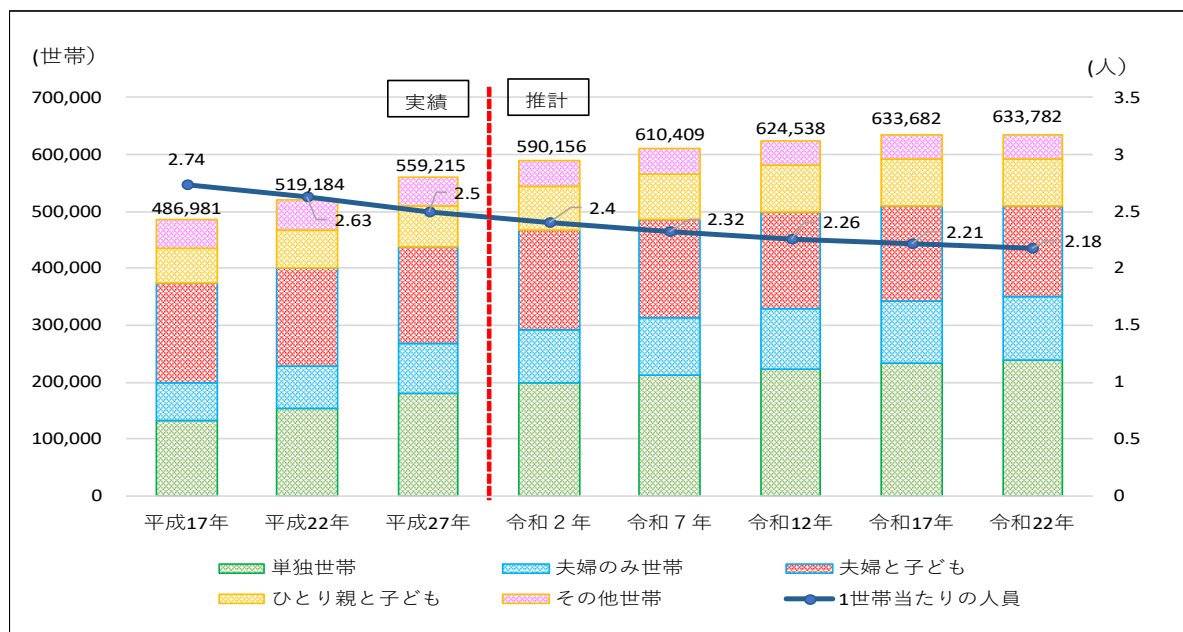


出典（厚生労働省「人口動態調査」）

2 世帯構造の変化

- 核家族化や単独世帯の増加などにより、一般世帯総数は増加しており、平成27年で559,215世帯となっています。
一方、一世帯あたりの平均人員は減少を続け、令和22年には2.18人まで減少する見込みです。

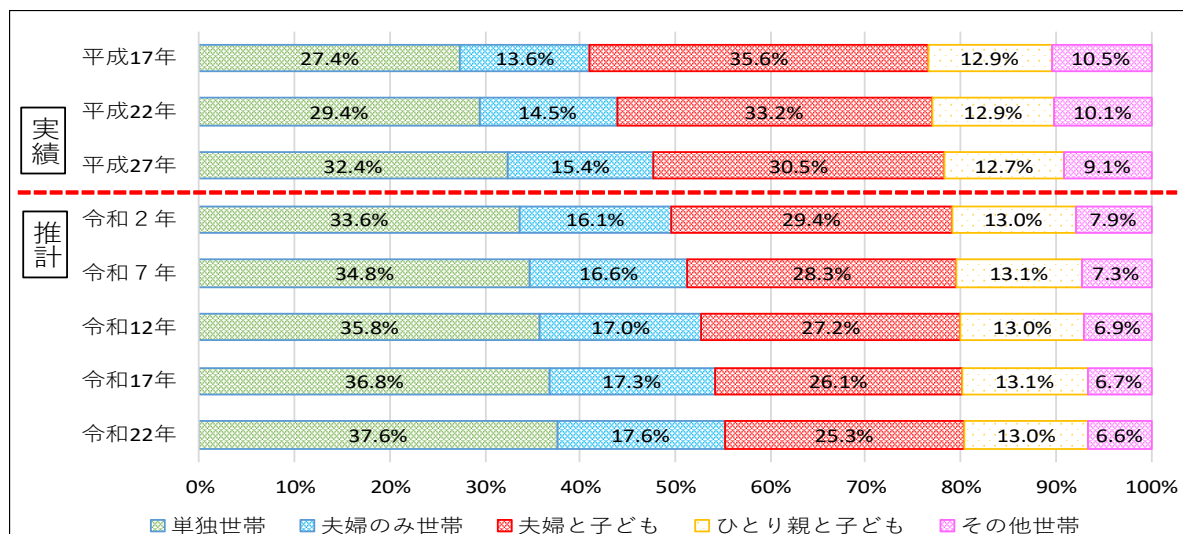
【図表4 沖縄県の一般世帯数及び一世帯当たりの人員の推移】



出典（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

- 家族類型別世帯構成では、平成27年に「単独世帯」が「夫婦と子ども世帯」を上回って以降、今後も増加していき、令和22年には4割近くに達することが見込まれています。

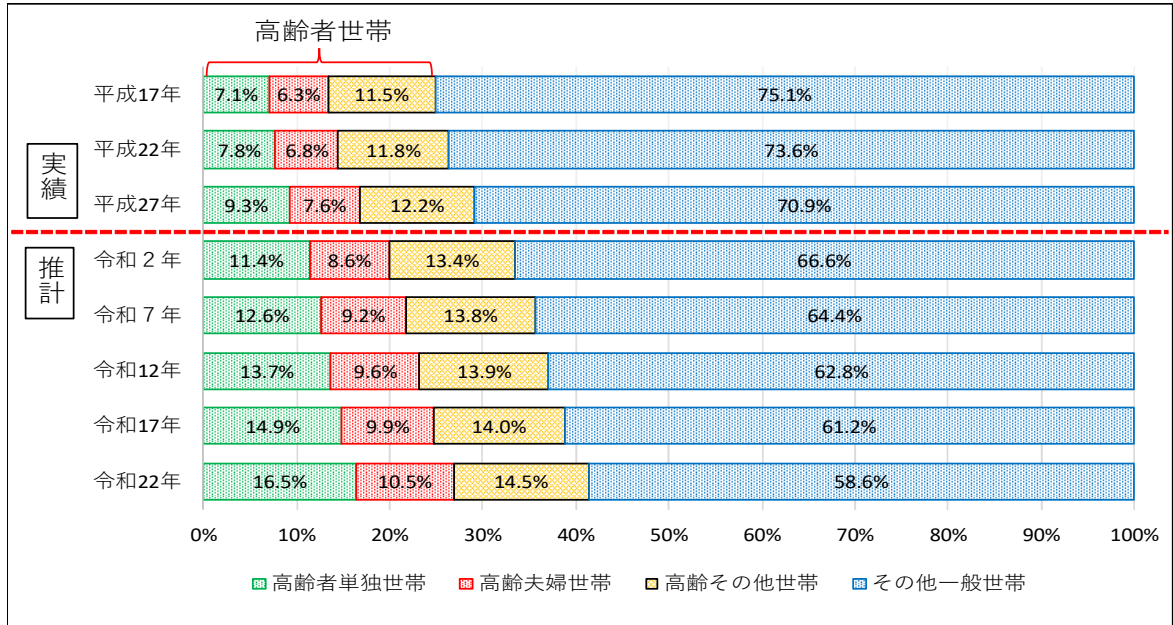
【図表5 沖縄県の家族類型別世帯構成の推移（一般世帯）】



出典（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

- 総世帯数に占める高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上のみの世帯）及び高齢者単独世帯（65歳以上）の割合は、平成27年で17.3%を占めており、令和22年には27%まで増加することが見込まれています。

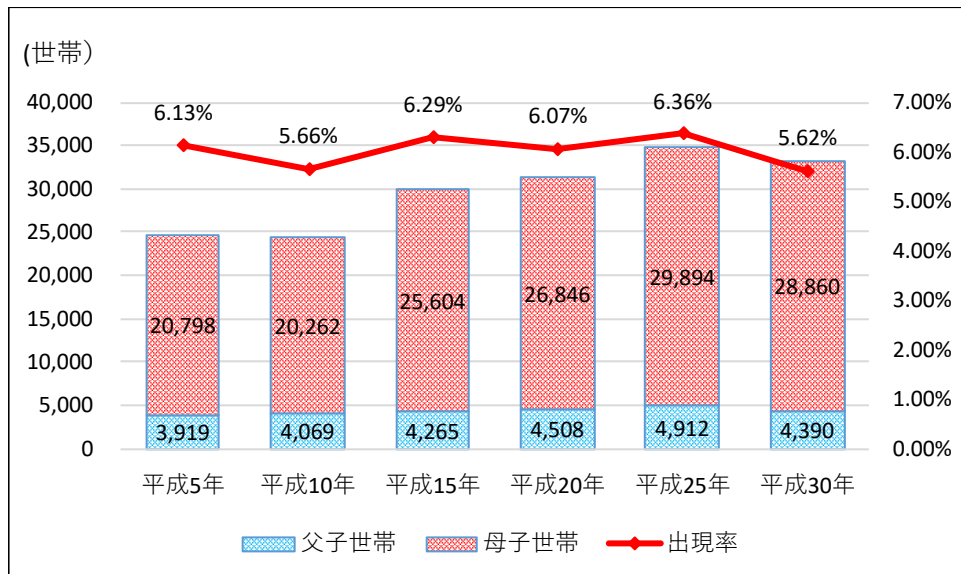
【図表6 沖縄県の高齢者世帯数の推移（一般世帯）】



出典（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

- 平成30年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、平成30年8月1日現在の沖縄県内の母子世帯は28,860世帯、父子世帯は4,390世帯で、合計33,250世帯と推計され、県内の世帯総数591,388世帯に占める割合（出現率）は、5.62%となっています。

【図表7 沖縄県のひとり親世帯数及び出現率の推移】

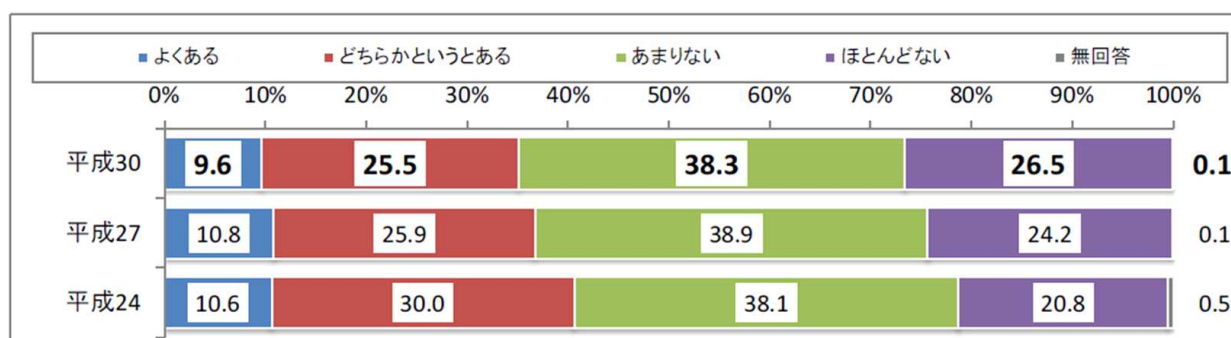


出典（沖縄県子ども生活福祉部「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」）

3 地域コミュニティの希薄化

- 平成30年に県が実施した県民意識調査によると、近隣に住んでいる方との交流の程度について、「あまりない」が38.3%と最も多く、「ほとんどない」の26.5%と合わせると、64.8%が近所づきあいをあまりしていないという結果となっています。
- 過去の調査結果と比較すると、「ほとんどない」が平成24年が20.8%、平成27年が24.2%と年々上昇しています。

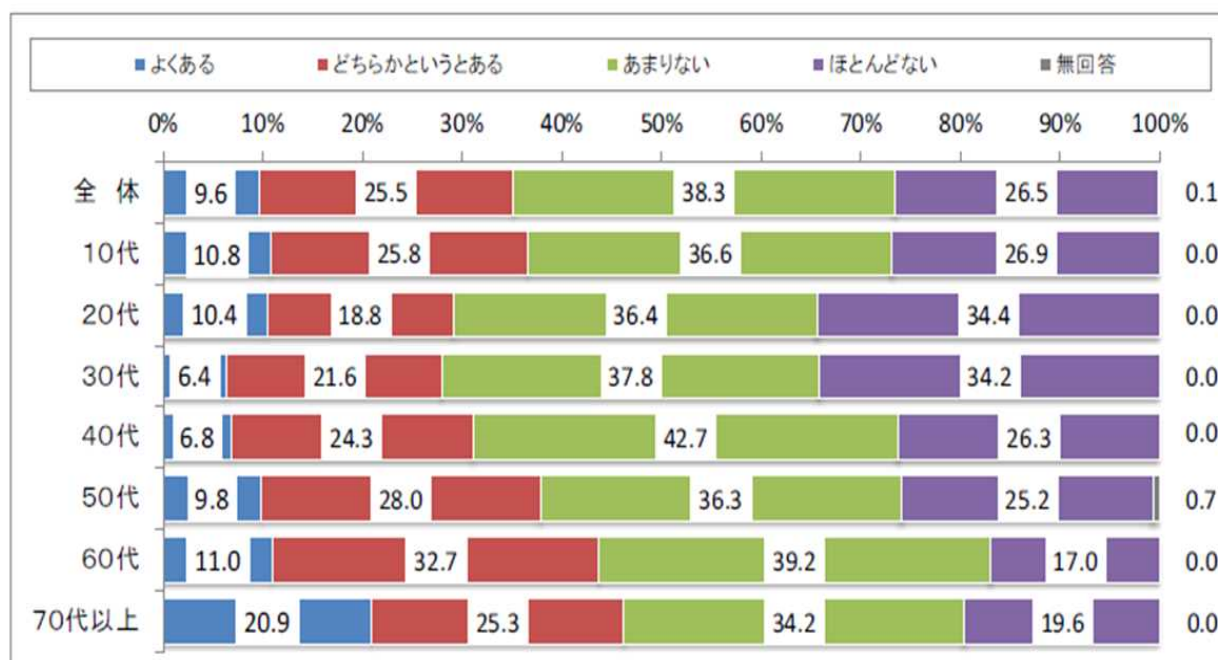
【図表 8 近隣に住んでいる方との交流の程度[時系列比較]】



(出典：第10回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果)

- 年代別にみても、70代以上では、「よくある」「どちらかというところ」の回答が46.2%と一番多いのに対し、30代で28.0%と若い世代ほど近所づきあいが少ない傾向にあります。

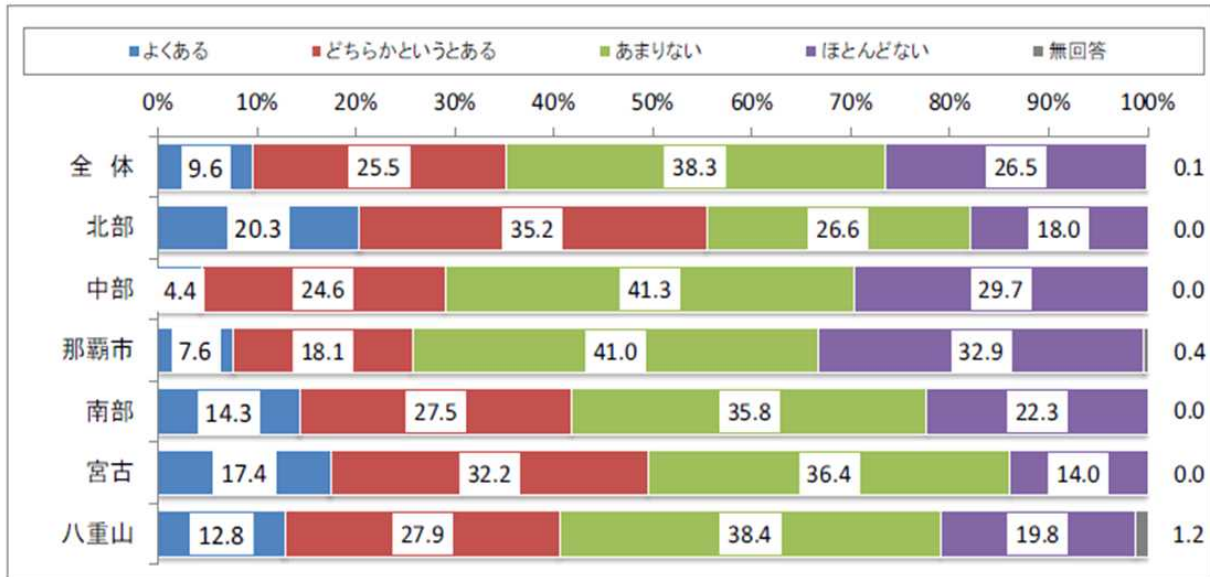
【図表 9 近隣に住んでいる方との交流の程度[年代別]】



(出典：第10回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果)

- 地域別でみると、宮古や北部で5割前後が交流があると回答しているのに対し、那覇市や中部では3割を切っており、都市部において交流が少ない傾向にあります。

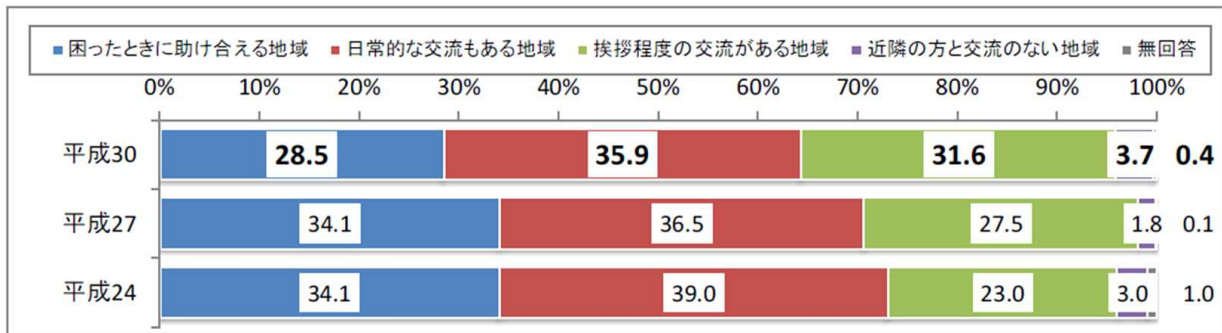
【図表10 近隣に住んでいる方との交流の程度[地域別】】



(出典：第10回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果)

- 一方、地域の交流のあり方に対する希望としては、「困ったときに助け合える地域」が28.5%、「日常的な交流もある地域」が35.9%と64.4%が交流が必要であると考えています。

【図表11 地域の交流のあり方に対する希望[時系列比較】】



(出典：第10回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果)

- 家族形態の変化や人口の都市集中、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが薄れ、子育てや高齢者、障害者への支援、災害時の助け合いなど、様々な課題が生じています。
地域課題が複雑化する中で、自治会等の地域で住民が支え合い助け合うことは必要不可欠であり、地域コミュニティの再構築が必要となっています。

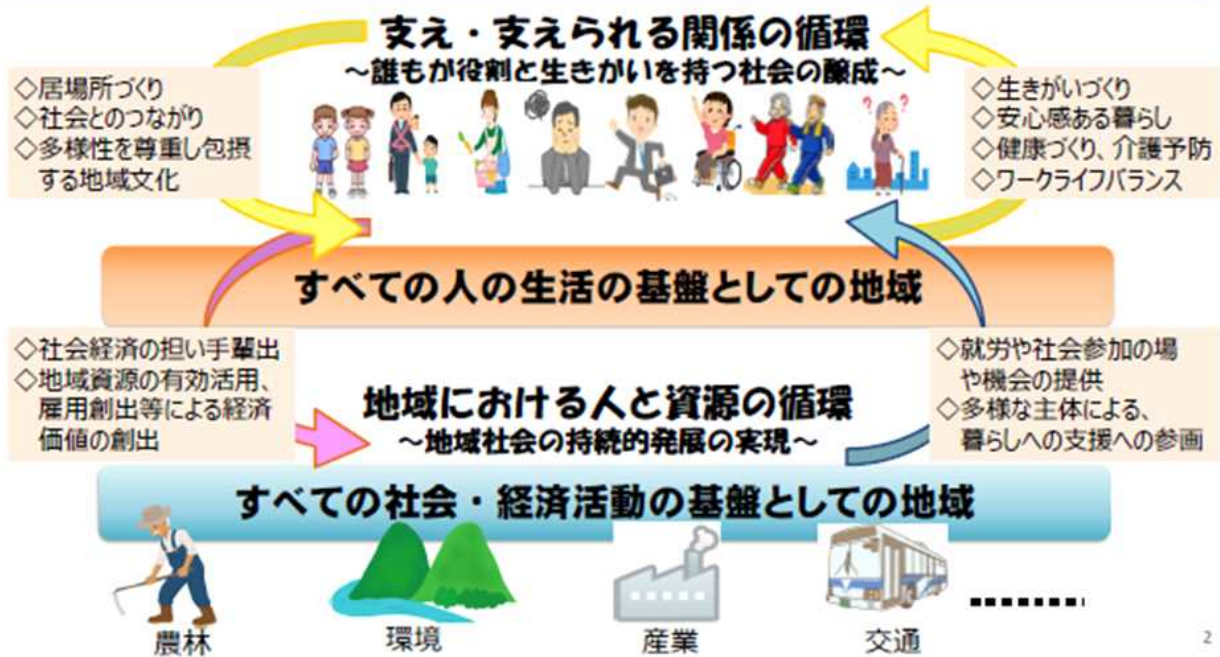
第2 福祉施策の動向

1 地域共生社会の実現

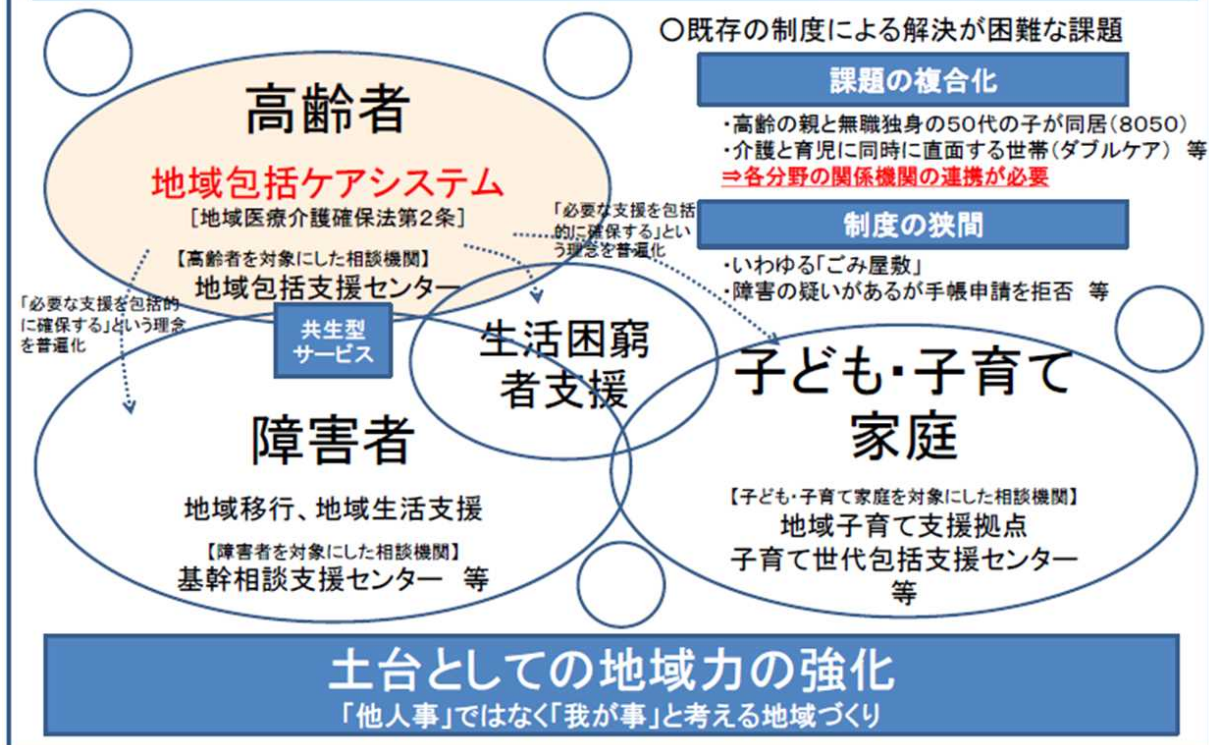
- かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在し、社会保障制度は、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替するため、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきました。
- しかし、近年の人口減少や高齢化の進行等により、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まるとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域社会の存続が危ぶまれています。
- さらに、近年、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者別・機能別に整備された公的支援では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、平成27年9月に「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」の報告として、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、翌年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、つながり支え合う地域をつくる取組に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられています。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



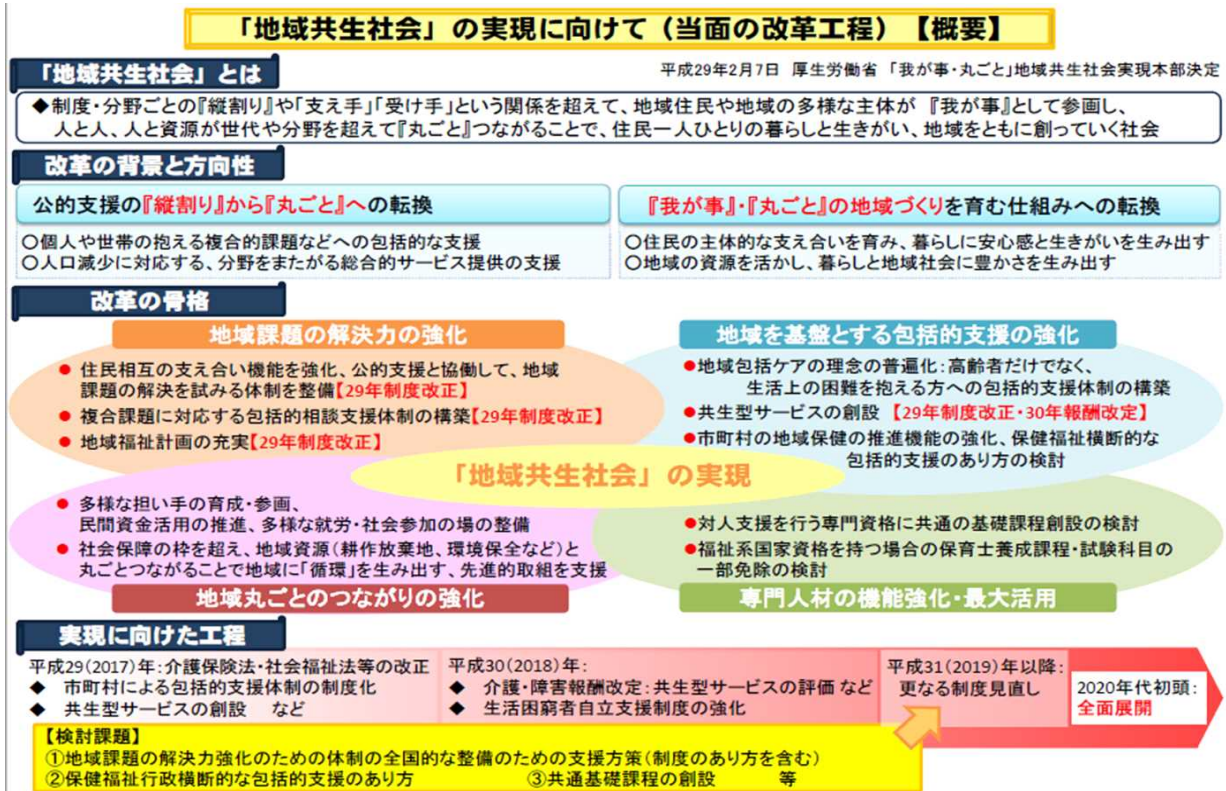
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



(出典：厚生労働省資料)

○ 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめました。

○ 改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。



（出典：厚生労働省資料）

(1) 地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

(2) 地域丸ごとのつながりの強化

社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や、活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

(3) 地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や、子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域

を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

(4) 専門人材の機能強化・最大活用

住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や、素養を身につけた専門人材を養成していきます。

- これらを実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の改正が行なわれ、平成30年4月に施行されました。

この改正では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を定めるとともに、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が、包括的に提供される体制を整備するよう努めることが規定されました。

また、市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画、及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を、横断的に記載する上位計画として位置づけることが規定されました。

- さらに、これを具体化するものとして、令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されました。

2 各分野の施策の動向

(1) 高齢者施策

- 我が国では、これまで、高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策基本法が平成7年に制定され、また、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月には介護保険法に基づく介護保険制度が創設されてきました。
- 平成23年の介護保険法の改正では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進することとされました。
- 令和2年には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や、介護サービス提供体制の整備等の促進、介護人材確保、及び業務の効率化の取組の強化など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と、介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

(2) 障害者施策

- 平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、それまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無に関わらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。
- 平成28年には、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。
- 平成18年に採択された障害者権利条約の批准を前に、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。
- 平成30年4月より、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。

(3) 子ども・子育て施策

- 質の高い乳幼児期の教育や保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図るために、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。
この新制度では、認定こども園等を通じた共通の給付や小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされ、市町村においては、地域の実情等に応じて支援に必要な給付・事業を実施していくこととされました。
- 令和元年5月には、子ども・子育て支援法が改正され、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が同年10月1日よりスタートしました。
- 児童虐待については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」、及び「児童福祉法」の累次の改正により、親の体罰禁止の法定化や児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化など、制度的な充実が図られてきたものの、重大な児童虐待事件が後を絶たないことから、児童虐待防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- 国においては、平成29年8月に取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」で掲げる取組を通じ、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことを求める中、本県においてそれらの具体化のため令和2年3月に「沖縄県社会的養育推進計画」を策定しました。
また、児童相談所の体制整備については、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月）に基づき、令和元年度から令和4年度までの期間において、計画的な人員体制強化や専門性強化を図ることとしていたところ、増加の一途をたどる児童虐待に対し、新プランの計画を1年前倒しが示されるなど、児童虐待防止対策の緊急性が高まっています。

(4) 子どもの貧困対策

- 平成26年1月、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行から5年が経過し、令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、同年9月に施行され、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であることや、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進していくことなどが、新たに目的に加わりました。

(5) 生活困窮者施策

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として、平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。

- 平成30年の改正では、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、及びその他の状況に応じて包括的かつ早期に支援を行うこと、支援に関する業務を行う関係機関、及び民間団体と緊密な連携など、支援体制の整備や任意事業実施の努力義務等が規定され、基本理念の明確化と生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。

(6) その他の施策

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人は、制度に基づく福祉サービスの提供の他、従前より、地域住民への地域貢献活動を行ってきました。平成28年度の改正社会福祉法において、この取組が「地域における公益的な取組」として、社会福祉法人の責務として明記されたことに伴い、これまで以上に地域社会に果たすべき役割が大きなものとなっています。

このため、これまで社会福祉法人が培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域の要配慮者に対する相談支援や、見守り・移動等の生活支援、地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動、及び地域住民に対する福祉教育等、地域の実情に応じた「地域における公益的な取組」の実践を通じて、「地域づくり」に積極的に貢献していくことが期待されています。

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、基本方針等を定め、制度の利用促進を推進することとされました。

③ 再犯の防止等の推進に関する法律

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現

第1 計画の基本理念

全ての県民が、住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らしていくことができるようにするためには、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域の一員として役割や生きがいを持って社会に参加し、互いに支え合いながら、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が必要です。

そのため、「ユイマール」や、「イチャリバチョーデー」に象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神を発展させ、「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を目指し、次に掲げる4つの支援施策に取り組んでまいります。

第2 施策の基本方向と施策体系

1 市町村における体制づくりへの支援

地域の実情に応じた地域福祉の推進のため、市町村地域福祉計画の策定を支援するとともに、定期的な計画の改定、及び見直しが行われるよう必要な支援を行います。

また、地域福祉の推進主体である地域住民、関係機関等との連携のもと、市町村における包括的な支援体制づくりを推進します。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域において住民が安心して暮らせるよう、住民等が主体的に「我が事」として参画し、互いに支え合う体制づくりを推進します。

そのため、地域における見守り活動や、地域住民が社会に参加し交流を図ることのできる拠点等の整備を推進するとともに、地域共生の意識の醸成を図り、福祉教育の推進に努めます。

また、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPO、民間事業者等といった多様な主体が相互に連携し、地域全体として課題の解決を試みる地域づくりを支援します。

高齢者や障害者など、災害時の避難に支援を必要とする人（要配慮者）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、大規模災害が発生した際に、行政と地域等との連携による支援体制の構築等、地域防災力の強化を図ります。

3 地域福祉を支える担い手づくり

多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービスを支える人材の養成・確保及び質の向上に努めるとともに、地域住民や、NPO・ボランティア団体等の育成・支援に努め、多様な福祉ニーズに対応する担い手づくりに取り組みます。

4 暮らしを支える福祉基盤づくり

高齢者、障害者、子どもなど、分野ごとの公的福祉サービスの一層の充実に加え、生活困窮者やひきこもり等の、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方々への分野横断的な支援を促進します。

判断能力が不十分な人への支援として、成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用を促進します。また、子どもの権利擁護に関する取組や、高齢者、児童、障害者に対する虐待防止に取組を推進します。

社会福祉事業者が自ら提供するサービスの評価を行う、福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、福祉サービスに係る的確・迅速な苦情解決を促進する、福祉サービス運営適正委員会の運営を支援します。

施策体系図

基本理念	基本的方向	施策体系	
地域住民等がともに暮らせる、心豊かに暮らしている、誰一人取り残すことのない生きがいをもちながら社会の実現	第1 市町村における体制づくりへの支援 	1. 市町村地域福祉計画の策定の支援・促進 2. 包括的な支援体制の構築に対する支援	
	第2 安心して暮らせる地域づくり 	1. 地域における支え合いの推進 2. 災害時等の支援体制づくり	(1) 見守り・支え合い体制の整備 (2) 民生委員・児童委員活動の推進 (3) 多様な主体による地域福祉の推進 (4) 社会参加の場・拠点づくりの促進 (5) 支え合いの精神の醸成 (1) 災害時要配慮者の支援 (2) 災害ボランティアの活動環境の整備 (3) 地域防災組織の拡充
	第3 地域福祉を支える担い手づくり 	1. 地域福祉を支える人材の育成 2. サービスを担う人材の確保	(1) 市町村社協職員等の資質向上 (2) コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置 (3) 地域ボランティアやNPO等の活動の促進 (1) 福祉人材の養成・確保 (2) 福祉人材の質の向上 (3) 魅力ある福祉の職場づくり
	第4 暮らしを支える福祉基盤づくり 	1. 福祉サービスとセーフティネットの充実 2. 権利擁護の推進 3. サービスの質の向上	(1) 相談支援体制の整備・充実 (2) 安心して子育てできる環境づくり ア 子どもの貧困対策の推進 イ 子育て支援の充実 ウ 子ども・若者の育成支援 (3) 高齢者、障害者への支援 ア 高齢者への支援 イ 障害者への支援 (4) 生活困窮者への支援 (5) 困難を抱える人への支援 ア DV被害者への支援 イ ひきこもり支援 ウ 自殺対策 エ 再犯防止の取組の推進 (6) 在住外国人への支援 (7) 住宅確保要配慮者への支援 (8) 感染症対策 (1) 判断能力が不十分な人への支援 (2) 子どもの権利擁護 (3) 虐待の防止 ア 高齢者虐待 イ 児童虐待 ウ 障害者虐待 (1) 第三者評価の受審促進 (2) 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備

第4章 施策の展開

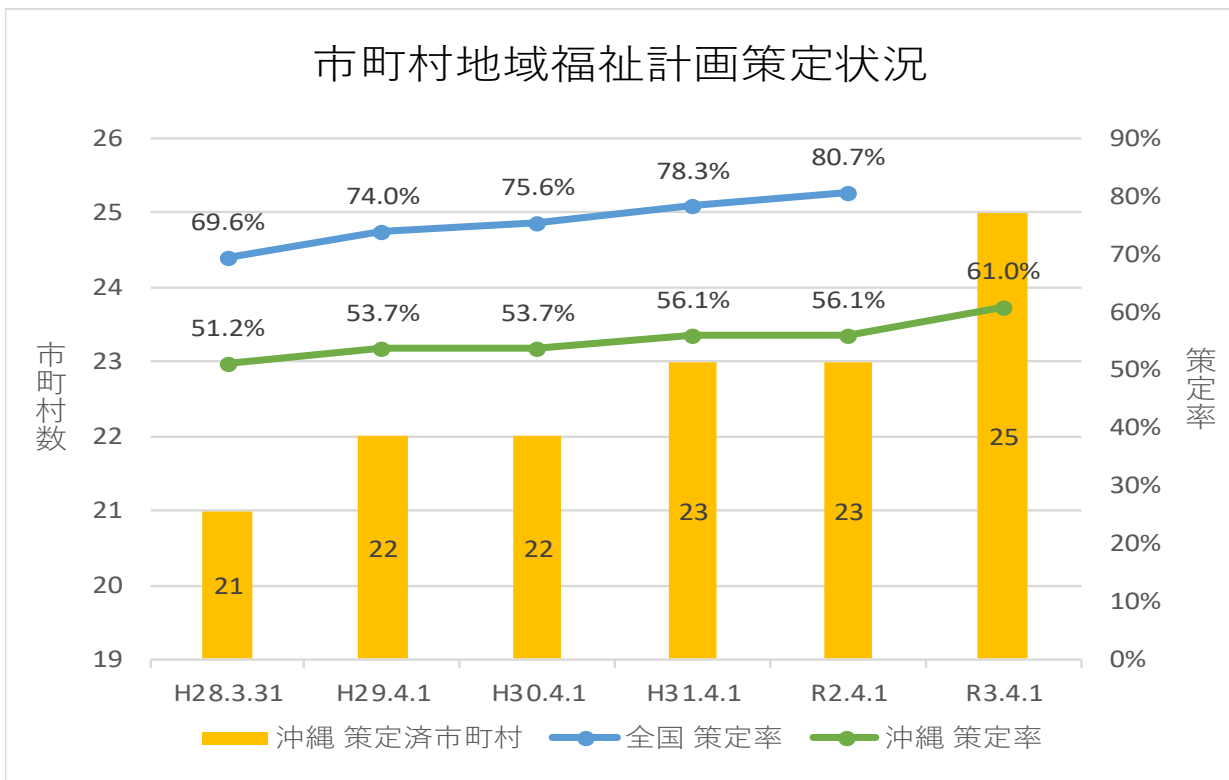
第1 市町村における体制づくりへの支援



1 市町村地域福祉計画の策定支援・促進

【現状と課題】

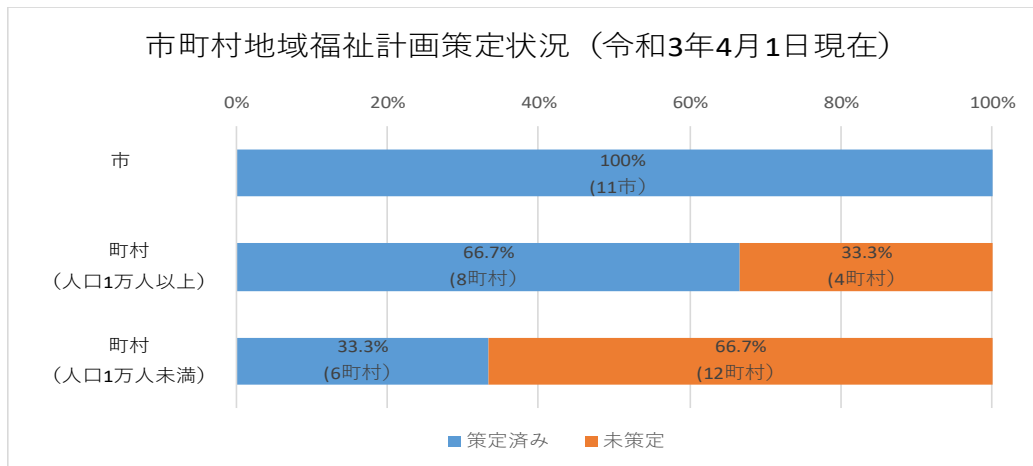
- 地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、法律の目的に「地域福祉の推進」が新たに盛り込まれたことを受け、地方公共団体が、地域住民の合意を形成し、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むため、任意の行政計画（自治事務）として法定化されたものです。
- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されたほか、計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、及び「包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加されました。
- 令和3年4月1日現在の県内市町村の計画策定率は61.0%（25市町村）で、全国平均と比較して低い水準となっています。



（出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課業務資料）

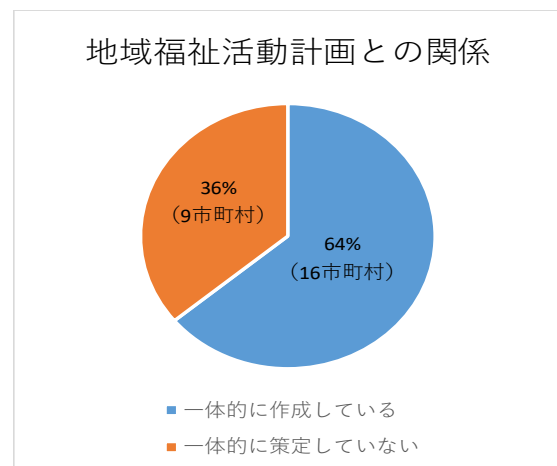
- 策定状況を自治体規模別にみると、市部では策定率が100%となっているのに対し、町村部では低い水準となっており、特に1万人未満の小規模自治体において策定率が低くなっています。

(出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課業務資料)



- 未策定の理由としては、計画策定に係る人材やノウハウ等の不足が挙げられています。特に小規模自治体では、一人で複数の分野の業務を担当することもあり、マンパワー不足も課題となっています。

- 策定済み市町村のうち、市町村社会福祉協議会が策定する市町村地域福祉活動計画と一体的に策定しているのは、16市町村と64%を占めています。



- また、改正社会福祉法に適合していない自治体に対しては、適合するよう改定を促していく必要があります。

(出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課業務資料)

- 県においては、各市町村へのアンケート調査や、策定自治体へのヒアリングを通して、現状を把握し、計画策定に向けたガイドブックを作成したほか、小規模自治体を対象にした座談会の実施や、計画策定を検討している自治体への個別支援等、市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援を行っています。

【施策の方向性】

- 引き続き、計画策定に向けたノウハウや優良事例等を、市町村担当者会議や研修会で情報提供するとともに、策定を検討している自治体に対し個別支援を行い、計画の策定・改定を促進します。

【市町村地域福祉計画策定ガイドライン】

1. 計画策定の意義

社会福祉法においては、「地域福祉の推進」として、地域住民や、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉の活動を行う者(以下、「地域住民等」という。)が相互に協力して、福祉サービスを必要とする住民が地域社会の一員として日常生活を営み、あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないと規定されています(社会福祉法第4条)。

その上で、地方公共団体には、社会福祉事業者等と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないという責務が課せられています(社会福祉法第6条)。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について庁内関係部局はもとより、関係機関を含めて協議の上、目標を設定し、地域福祉推進のための方針、方向性を定める重要な計画です。

計画の策定は、目指すべき地域の姿を明確に定め(タスクゴール)、課題解決に向けた住民等の参加による地域力の強化を行い(プロセスゴール)、関係機関相互の信頼や関係性の構築につながるもの(リレーションシップゴール)であり、自治体や事務局を担う職員にとって地域福祉の実践そのものであるといえます。

また、計画策定により以下のような効果も期待できます。

- ① 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の専門職や所属機関、福祉委員や町内会などで役割を持つ一部の住民だけでなく、全ての住民を「地域福祉の担い手」として明確に位置づけることができ、地域福祉の推進力が高まります。
- ② 各種社会資源の関係性や役割が整理され、各々が役割と責任を果たすことで地域生活課題に一体となり取り組めます。
- ③ 計画策定時に行う住民ワークショップ等が基となって、地域課題について地域住民等が検討する「話し合いの場」が持たれるようになり、地域福祉向上への取組が加速します。
- ④ 地域生活課題等の情報共有により、多様な主体との対話を通して地域福祉のあり方や事業の方向性を決定していく住民自治や、地域福祉ガバナンスが構築できます。
- ⑤ 市町村域で連携・協働の仕組みづくりとともに、達成すべき目標が設定されることで、地域福祉に関係する予算の根拠や、財源確保の必要性を示すことができます。

2. 計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法第107条において、以下の5つが挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

従来から盛り込むべき事項とされていた②～④に加え、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、①と⑤が新たに記載事項として追加されました。これら5つの事項を踏まえなければ、法律上の地域福祉計画とは認められないこととされています。

各市町村においては、地域の創意と独自性を生かしながらこれらの事項について具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

また、記載事項を満たしていない市町村については、記載事項の追加に向け地域福祉計画の改正が必要となります。

さらに、厚生労働省通知により示されている次の事項も計画に盛り込むことが求められています。

① 要援護者の支援方策

「市町村地域福祉計画の策定について」

(平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知)

② 高齢者等の孤立防止対策等

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」

(平成22年8月13日社援地発0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知)

③ 生活困窮者自立支援方策

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

(平成26年3月27日社援発0327第13号社会・援護局長通知)

○計画に盛りこり込むべき事項（例示）

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア.	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 地域の活性化にも寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等
イ.	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策
ウ.	制度の狭間の課題への対応の在り方 ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等
エ.	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 生活困窮や社会的孤立状態にある者など複合的な課題を有する者に対する相談支援体制の在り方 生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策 (生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一時窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)
オ.	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供、多機能型のサービスを提供 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備 世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等 (農福連携により障害者や認知症の高齢者等が活躍できる農園、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストラン等)
カ.	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
キ.	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
ク.	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的な課題に対応するためのネットワークづくりなど地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項
ケ.	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方 日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方
コ.	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも注目した支援の在り方 虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内での虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
サ.	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
シ.	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
ス.	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ.	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくための財源として、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
ソ.	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
タ.	全庁的な体制整備 包括的な支援のための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア.	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ.	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ.	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ.	利用者の権利擁護 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ.	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に係る事項	
ア.	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	
ア.	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ.	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ.	地域福祉を推進する人材の養成 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項	
ア.	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 地域住民等に対する研修の実施
イ.	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
ウ.	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 支援関係機関によるチーム支援、協働の中核を担う機能 支援に関する協議及び検討の場 支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携
6. その他	
ア.	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

3. 計画策定の留意点

①住民の主体的参画

地域福祉とは住民の主体的な参画を大前提としたものであり、地域住民自らが地域におけるニーズや生活課題を洗い出し、その解決を目指すことが求められています。このことから、地域福祉計画は、地域住民の参画がなければ策定できません。

このため、計画の策定にあたっては、事前に住民参画の必要性について広報等で周知を図るとともに、住民座談会の開催や策定委員会への委員公募、パブリックコメント等により、住民の意見や要望が計画に十分反映されるよう配慮する必要があります。

このような地域住民の主体的参画による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程（プロセス）は、地域福祉に対する住民の関わりを住民自らが直接捉えることが出来るため、その後の地域福祉事業への更なる参加や、地域活動へのモチベーションにつながり、地域福祉の推進が図られます。

②他の計画との関係

社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

このことから、福祉分野その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療、及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

地域福祉計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、検討や見直しの時期を揃えることや、地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉の関する計画の策定委員を、地域福祉計画の策定委員とすること等が考えられます。

なお、既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。この場合は、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要です。

さらに、関係する他の計画の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど、積極的に活用していくことも考えられます。

【参考】一体的に展開することが望ましい計画

- 成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画
- 住宅セーフティネット法による供給促進計画
- 自殺対策基本法に策定される市町村自殺対策計画
- 再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画
- 災害対策基本法に規定される市町村地域防災計画

③ 社会福祉協議会との関係

市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、従来より地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進や、ボランティア、福祉教育、まちづくり等の豊富な経験を有しています。

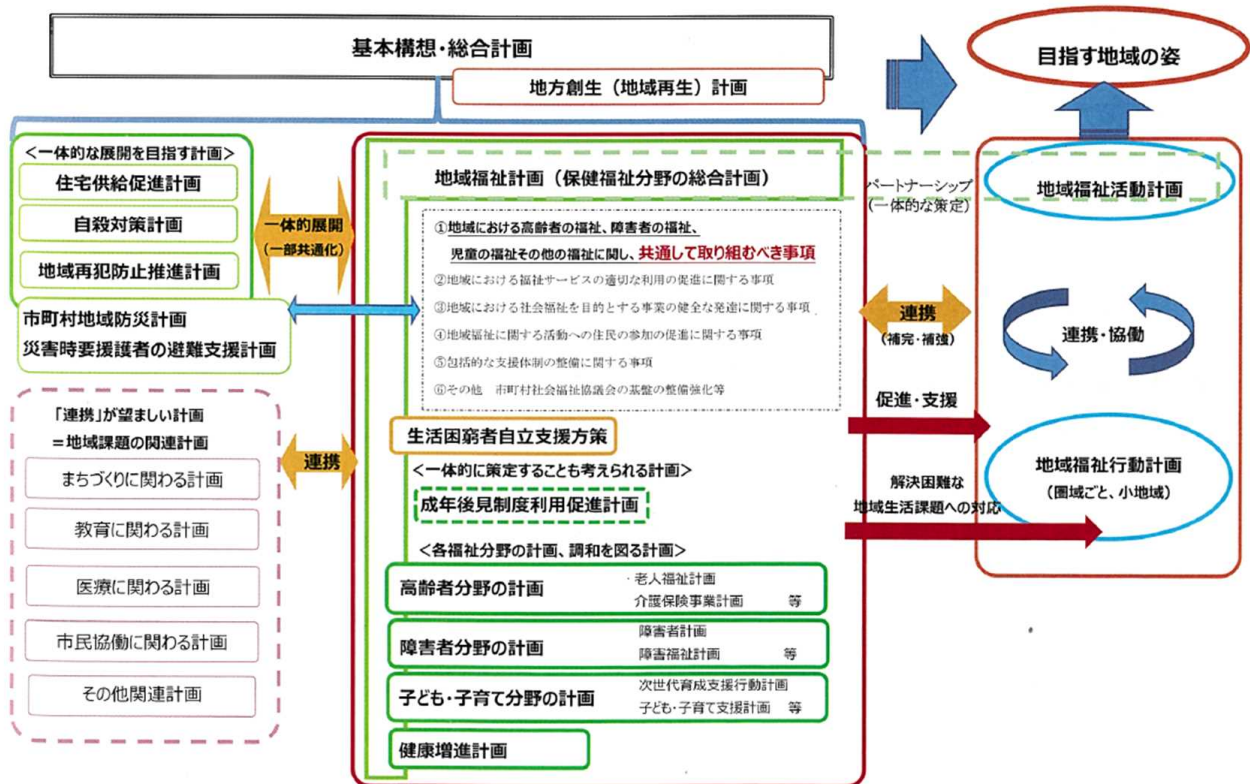
こうしたことから、「地域福祉計画」の策定では、市町村社会福祉協議会の参加と協力を得ながら進めることが不可欠です。

社会福祉協議会が中心となって策定している「地域福祉活動計画」は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、「地域福祉活動計画」に掲げられた内容を「地域福祉計画」に盛り込んだり、目標を共有するなど、十分に連携を図っていくことが必要です。

また、市町村と市町村社会福祉協議会が協働し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することも考えられます。

このように、行政計画である「地域福祉計画」と、民間計画である「地域福祉活動計画」の二つの福祉計画が、車の両輪のように同調して策定・実践されることにより、意思統一を図り、より実効性の高い施策を盛り込むことができ施策の推進が図られます。

地域福祉計画の位置づけ：地域福祉計画と諸計画の関係性・イメージ



(出典：全国社会福祉協議会 地域福祉計画の策定・改定ガイドブック)

④ 圏域の設定

計画策定にあたっては、地域福祉を推進する基礎となる、「住民に身近な圏域」などの圏域設定を検討する必要があります。

包括的な支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」については、自治会の区域や小学校区等が目安となりますが、人口や地理的条件、交通、社会的資源など地域の実状に応じて異なると考えられ、地域住民が声を掛け合い、お互いに支え合うことができる適切な区域を、地域で協議し決めていく過程が必要です。

その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められます。

⑤ 目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関するニーズ調査や、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があります。

このため、可能な限り数値目標を示すことが望ましいですが、地域福祉を推進する施策の中で、数値目標になじまない定性的な目標設定がなされる場合でも、具体的な目標設定に留意する必要があります。

⑥ 計画期間

計画期間は、高齢者福祉や障害者福祉など他の計画との調整が必要であることから、概ね5年とし3年で見直すことが適当です。また、他の福祉に関する計画との調和を図る観点から、検討や見直しの時期を揃えることも有効です。

⑦ 評価及び公表等

計画の実施状況を毎年度定期的に点検するため、「計画評価委員会」のような計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法を明らかにする必要があります。

評価の際には、相談件数等の定量的な変化や、うまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者などの意識及び行動に、どれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、又は連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものや、その広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要です。

4. 計画策定の体制

①市町村行政内部の計画策定体制

計画の策定にあたっては、高齢、障害、子ども等の福祉関係部局のみならず、医療・保健、教育、雇用、住宅、交通、防災、まちづくり等の生活関連の部局も含め、行政全体で一体となり取り組んでいくことが必要です。

そのため、部局を横断した関係職員によるプロジェクトチームの立ち上げも有効な手法と考えられます。

また、福祉事務所、保健所、保健センター等の組織や職員が積極的に参加すること、特に、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が、中核的な役割を担うことが望まれます。

②地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画策定にあたっては、市町村の地域福祉担当部局、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員などが参加する「地域福祉計画策定委員会」等を設置することが考えられます。

地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外の専門家や関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に関わる機会を確保することが適当です。

その対象としては、例えば次のような者が考えられます。

- ・地域住民
- ・当事者団体
- ・自治会・町内会、地縁型組織等
- ・一般企業、商店街等
- ・民生委員・児童委員、福祉委員等
- ・ボランティア、ボランティア団体、NPO
- ・農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・社会福祉法人、市町村社会福祉協議会等
- ・保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）
- ・福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・その他関連団体

また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要です。

③外部委託

地域福祉計画は、各自治体の創意工夫により、地域住民等と共に築き上げるプロセスが重要であることから、外部委託については、地域生活課題の把握等のための調査や住民座談会の運営等の一部業務とするなど、計画の企画・立案等に関わる根幹に関する事項については、庁内の推進体制において実施することが重要です。

5. 計画策定の手順

計画策定の手順について、以下により参考例をお示しします。

計画策定の各フェーズにおいて、地域住民等の参画を進め、協議の場を重ねるプロセスが重要です。このプロセスが計画策定の意義を高めるものになります。

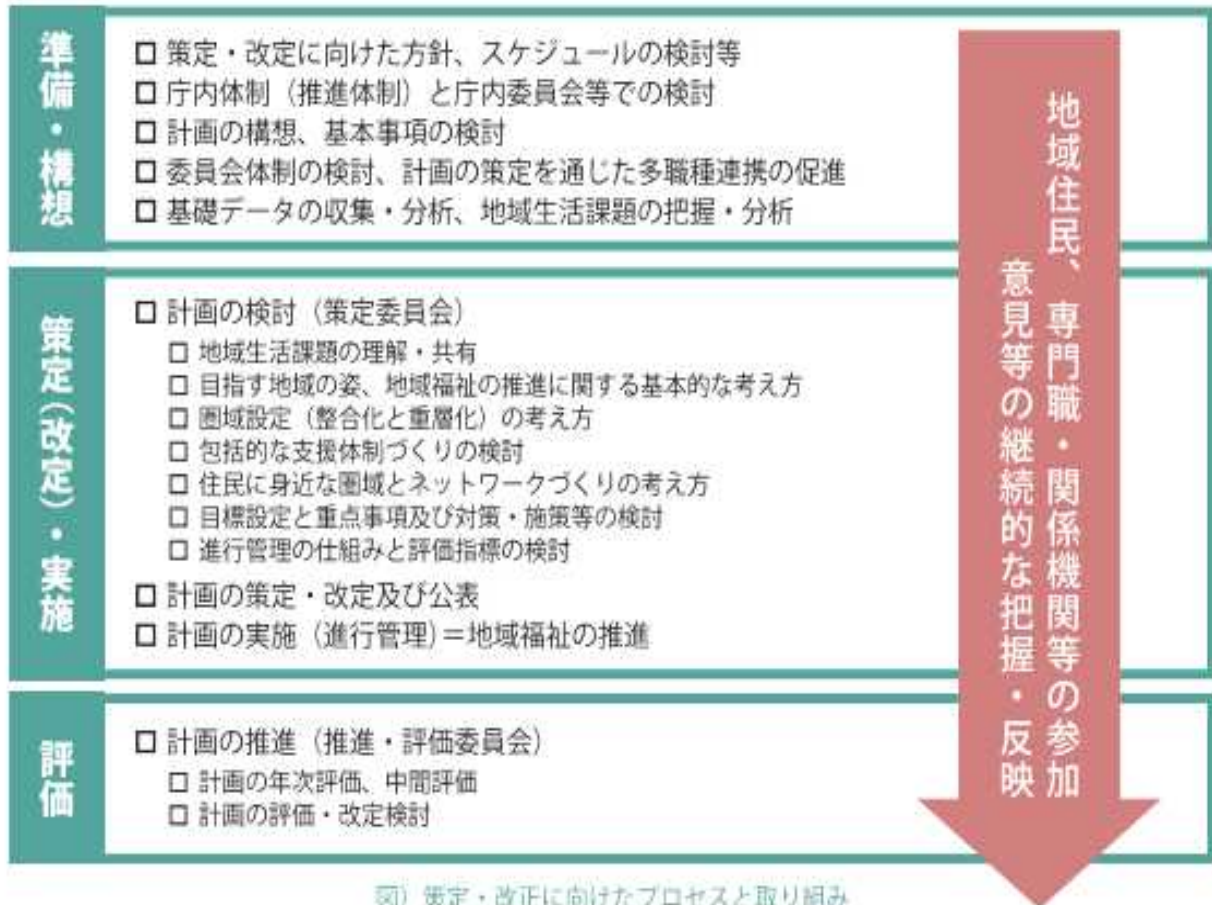


図) 策定・改正に向けたプロセスと取り組み

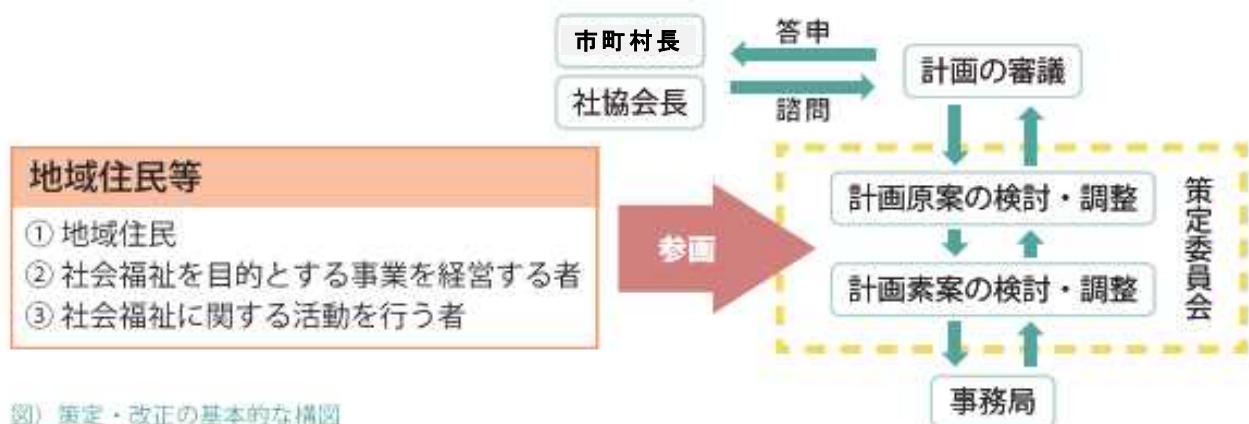
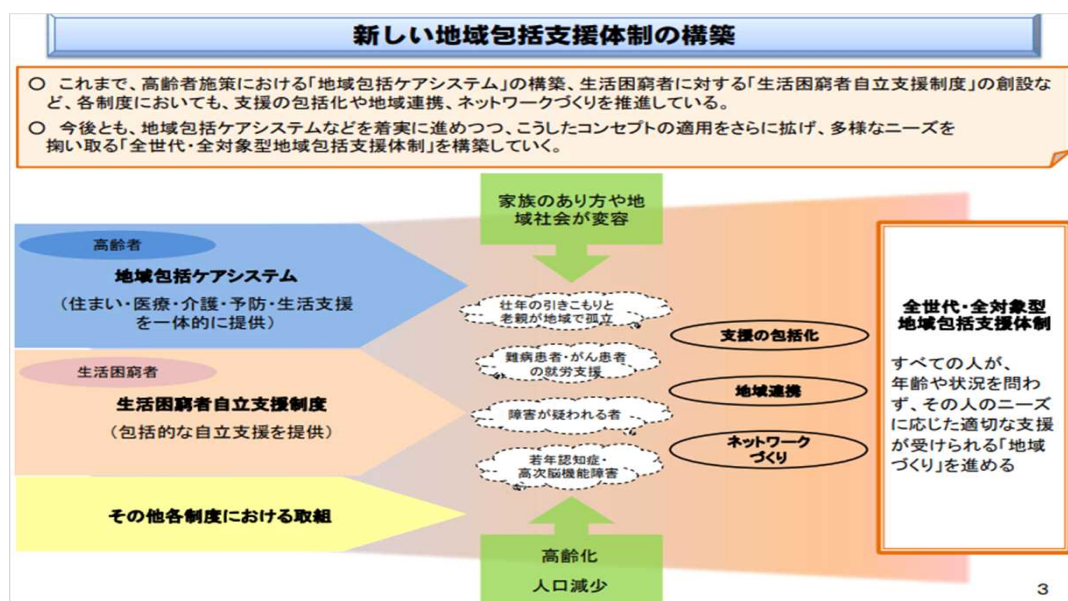


図) 策定・改正の基本的な構図

2 包括的な支援体制の構築に対する支援

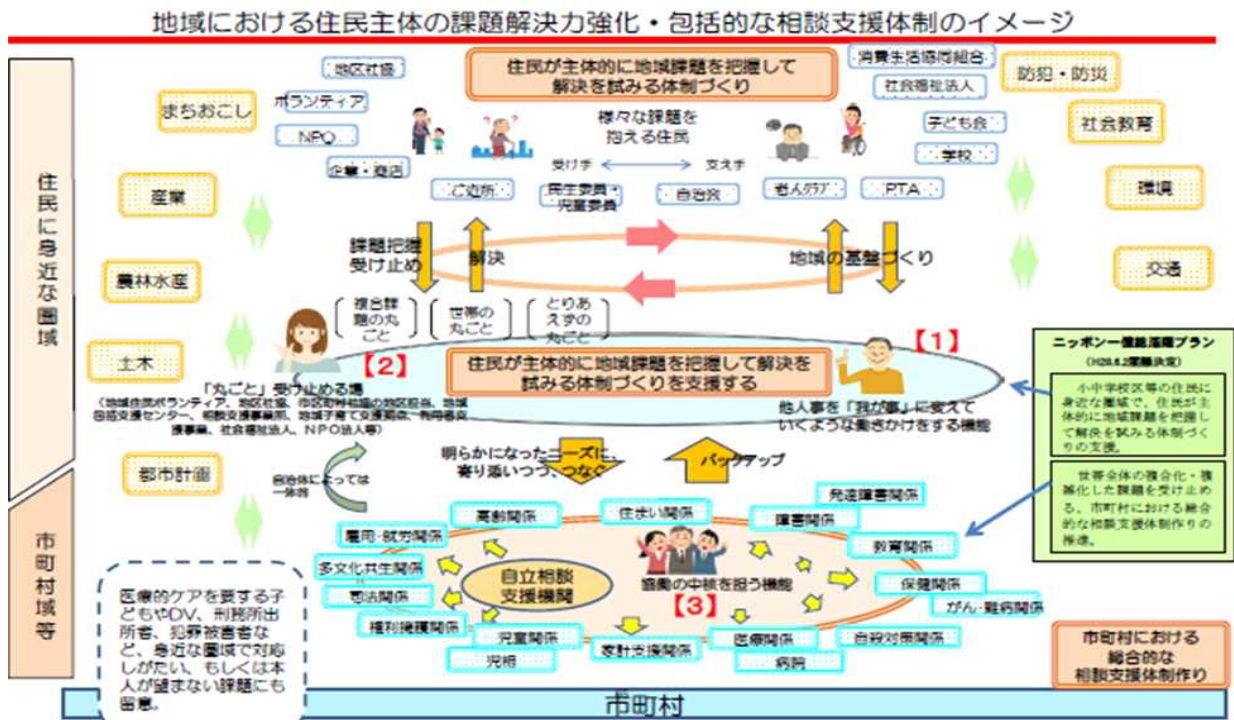
【現状と課題】

- これまでの日本の福祉制度は、高齢者、障害者、子どもなどのそれぞれの分野別、属性別に制度化が進められ、各分野ごとに相談支援体制の充実等、専門性を高めながら発展してきました。
- しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化の進行などによる地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化、複雑化し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等のようなこれまでの分野別、属性別の相談支援体制では解決が困難な課題が顕在化してきています。
- これまでも、高齢者施策において、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築や、生活困窮者に対し個別かつ包括的な相談支援を行う「生活困窮者自立支援制度」の創設など、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められてきました。
- また、平成30年4月より、「介護保険」と「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。
- 今後もこのような取組を着実に進めるとともに、地域共生社会の実現に向け、「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すこととされました。



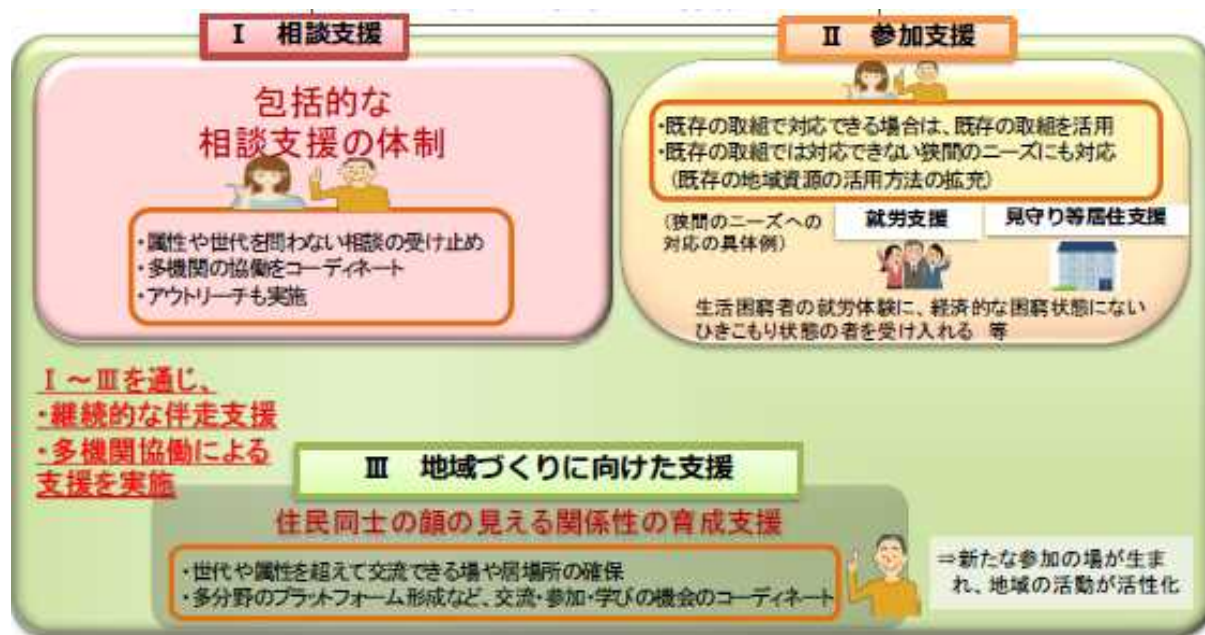
(出典：厚生労働省資料)

- こうしたことから、平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正社会福祉法が施行され、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進めることが求められています。
- 包括的な支援体制とは、まず住民に身近な圏域において、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備します（社会福祉法106条の3第1項第1号）。
- このような地域活動を通して把握された地域生活課題について、住民に身近な圏域において、分野を超えて包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を整備します（社会福祉法106条の3第1項第2号）。
- さらに、地域での解決が困難な複合的・複雑化した課題については、市町村域等において、支援関係機関等が多機関で連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制を整備します（社会福祉法106条の3第1項第3号）。
- また、県においては、市町村の体制づくりを支援するとともに、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題（医療的ケア児、難病患者等）や、身近な地域では対応が困難な課題（DV被害者、刑務所出所者等）について、市町村と連携しながら体制整備を進める必要があります。



(出典：厚生労働省資料)

- こうした市町村の包括的な支援体制の構築を具体化するため、令和3年4月に施行された改正社会福祉法において、新たな法定事業「重層的支援体制整備事業」が創設されました（社会福祉法第106条の4）。
- 重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

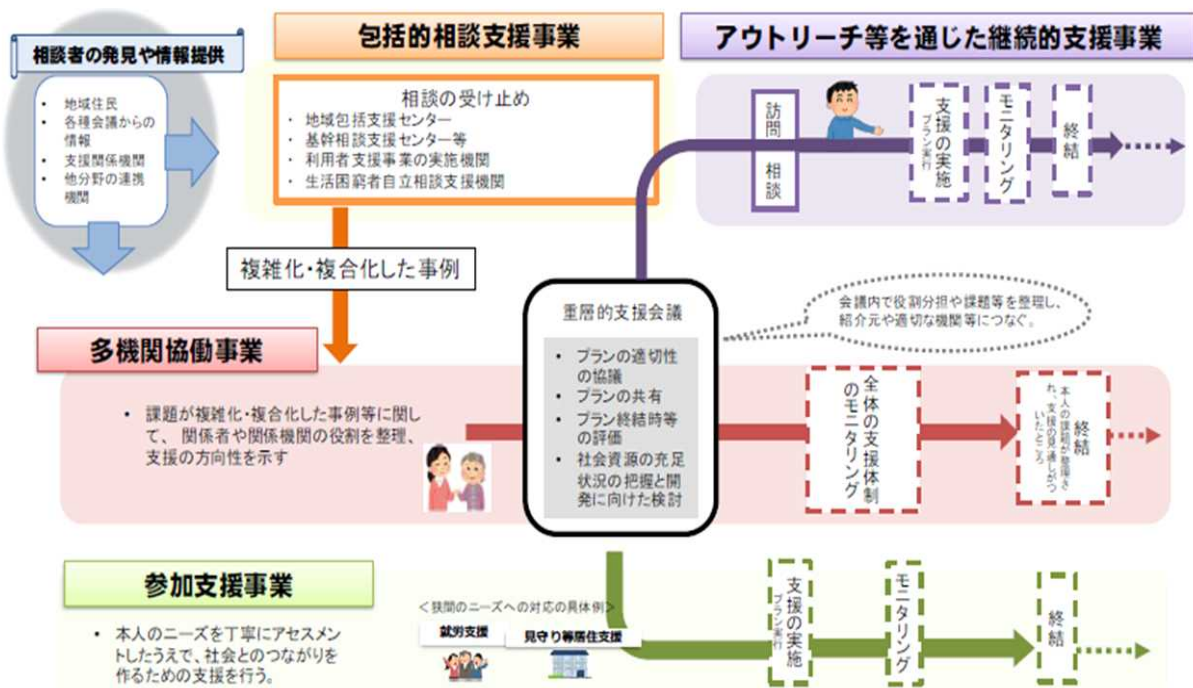


（出典：厚生労働省資料）

- 支援の流れのイメージとしては、まず、包括的相談支援事業において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は、多機関協働事業につながります。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や、支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮り、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指します。
- また、長期にわたりひきこもり状態にあるなどで必要な支援が届いていない人に対しては、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に支援の対象となり得る者の情報を収集することにより、アウトリーチ等を通じた継続的支援につなげていきます。
- さらに参加支援事業において、通いの場や働く場などの社会参加に向けて、既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズに対し、本人のニーズ・希望と地域の資源との調整を行うことで、多様な社会参加につなげていきます。

- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



(出典：厚生労働省資料)

- この事業の施行にあたり、都道府県は市町村の重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の整備が円滑に行われるよう、必要な助言や情報提供、その他支援を行うことが社会福祉法第6条第3項に規定されました。
- 令和3年度現在、県内において重層的支援体制整備事業を実施する市町村はありませんが、市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業の実施等に向けた検討を行っているところです。

【施策の方向性】

- 市町村における包括的な支援体制の構築を支援するため、人材育成や技術的指導・助言、情報提供、及び研修等を実施します。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向け、各市町村を個別に訪問し、現状・課題の把握や指導・助言を行うとともに、市町村間の交流・ネットワークの構築等に取り組めます。

○ 市町村と連携・協力しながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年も見据えて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

○ 共生型サービスについて、県内では、令和3年5月現在、33事業所（介護保険制度による指定8事業所、障害福祉制度による指定25事業所）がサービスの指定を受けており、今後も制度の周知を図ります。

<取組事例①> 地域支え合い（コミュニティソーシャルワーク）事業

西原町

包括的な支援体制の整備を推進するためには、地域を活動基盤にしたソーシャルワークを担う専門性の高い人材（コミュニティワーカー）の配置が不可欠です。

西原町社会福祉協議会においては、事務局長を除く5名の正職員に32自治会を割り振り、地域の支援担当として課題のある世帯の個別支援や地域組織の構築等の地域支援を行っています。

更に、中学校区圏域のワーカーを2名配置するとともに、障がい者の相談支援事業所職員や高齢者の地域包括支援センター職員も同様に担当区制を設け、タイムリーな支援会議を開催するなど、多職種連携で重層的かつ包括的に支援が出来る体制を構築しています。



<取組事例②> 包括的相談体制整備に向けた勉強会

北谷町

北谷町では、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ダブルケア等複合的な課題を併せ持つ相談が年々増えてきていることから、各専門職同士が分野を超えて連携し複合的な課題を抱える世帯への必要な支援ができるよう、包括的相談体制整備に向けた勉強会を実施しています。

参加者は福祉、保健、教育関係の各課に加え、町社協、青少年支援センター、パーソナルサポートセンター等となっており、2か月に1回、各機関持ち回りで、各分野における支援方法や他分野に是非知って欲しい内容を説明し、意見交換を行っています。

各分野の支援方法を理解するとともに、専門職同士の顔の見える関係性を構築することにより、包括的な相談体制の整備が進むことが期待できます。

第2 安心して暮らせる地域づくり

1 地域における支え合いの推進



(1) 見守り・支え合い体制の整備

【現状と課題】

- 単独世帯や核家族の増加、地域のつながりの希薄化等により、様々な困難を抱えながらも、誰にも相談できず孤立し、課題が深刻化、複雑化している事例が増えてきています。
- このような、様々な課題を抱えた方を早期発見し、適切な支援につなげていくためには、地域において、近隣住民やボランティア、民生委員・児童委員、老人クラブ等の地域の多様な力を活用した見守り、支え合い活動が重要となっています。
- 本県では、約2,000人の民生委員・児童委員が、地域に住む方々の身近な相談相手として、支援が必要な方の見守り活動を実施しています。
- 地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である老人クラブでは、沖縄県老人クラブ連合会が主体となり、老人クラブ会員が地域の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者、高齢者世帯等の家庭を訪問し、話し相手を基本に日常生活支援や家庭援助等の活動に取り組んでいます。
- また、県では、市町村における高齢者等の見守りネットワークの設置促進を目的として、民間事業所と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結しています。
- 令和3年8月1日現在、35市町村が高齢者等の見守りネットワーク構築に取り組んでおり、スーパー等の小売業者や、新聞販売店、郵便局等、住民に身近な地域の民間事業者と連携体制を構築しています。

【参考：県と見守り活動に関する協定を締結している事業者（令和3年7月末現在）】

- ①(株)琉葉 ②第一生命保険(株)那覇支社 ③(株)ふれあい介護センター
- ④宜野湾ガス(株) ⑤琉球治療院 ⑥(株)リウボウストア

- 高齢者、認知症や障害等により判断力が十分でない人など消費者被害に遭いやすい高齢者や障害者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためには、行政関係機関、福祉関係団体、事業者団体等が連携して、地域全体で支援を必要とする人を日常的に見守るネットワークづくりが必要となります。

- 市町村においては、高齢者の介護予防を目的として、公民館や集会所、公園などの身近な場所で、ラジオ体操や軽スポーツ、食事会や趣味のサークル等の様々な活動を行う住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進しています。
- 都市化や核家族化が進展する中、子育てについて誰にも相談することができず、孤立する世帯が増えています。特に合計特殊出生率が全国一高く、ひとり親家庭等の割合も高い本県においては、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、子育て中の親子の交流の場の提供など、地域の実情に応じた多様な保育ニーズへの対応が求められています。
- 平成28年度に内閣府が創設した「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用して、市町村においては子供の貧困対策支援員の配置や子どもが安全、安心して過ごせる子供の居場所づくりに取り組み、県においては子供の貧困対策支援員への研修や、子供の居場所への学生ボランティア派遣、県立高等学校での居場所づくり支援等を行っています。
- 子供の居場所については、設置数が増加し、令和3年10月1日時点で145か所設置されていますが、県内小学校区の約5割に居場所が1か所も設置されておらず、居場所づくりが進んでいない地域があることから、子供の居場所や子ども食堂など、困窮世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増やすための取組や、居場所等の活動が充実するよう地域の社会福祉協議会等との連携促進や、学生ボランティア活動の活性化など、効果的な支援や環境づくりを行っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 老人クラブや沖縄県老人クラブ連合会が、訪問活動を通じて行う高齢者への見守り・生活支援、地域社会を取り巻く様々な問題に対応した多様な活動など、高齢者自身の生活を豊かにする活動や地域を支えるための活動と、これらの活動の実践的指導者となるリーダー養成の取組を支援します。
- 市町村による高齢者の見守りに係るネットワーク化を促進するとともに、県においても、県内で広域的に活動する民間事業者との高齢者等の見守り活動に関する協定の締結を推進します。
- 「沖縄県消費者安全確保地域協議会（仮称）」を設置し、情報交換・協議を行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進など、地域の見守りネットワークの活動を図ります。
- 高齢者の通いの場の充実を図るため、アドバイザーの派遣等により、市町村の取組を支援します。
- 子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくため、市町村が計画的に行う、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て

ての不安・悩みを相談できる地域の子育て支援拠点等の整備を促進します。

- 地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、子どもが安全・安心に過ごせる子供の居場所等の設置・拡充や、居場所等の活動が充実するよう効果的な支援や環境づくりに取り組みます。

<取組事例③> 見守りは無理なくできることから～地域見守り隊活動～

那覇市

那覇市社会福祉協議会では、誰もが住みなれた地域で「安心して暮らし続ける地域づくり」を進めるため、平成26年度より、地域の自治会や通り会などの団体による「地域見守り隊」の結成や、企業の業務中に見守りを推奨する「福祉協力員」の養成など、見守り活動の推進に努めています。

平成26年の事業開始から、第一号の「宇栄原団地地域見守り隊きずな」を皮切りに、8年間で52の地域で地域見守り隊が結成され、活動を展開しています。

見守り活動の目的は、住民が地域に目を向け、必要な人に最適な支援が届くための仕組みづくりにあります。課題を抱える人を「見つけ」適切な支援へ「繋ぐ」、そして「見守る」サイクルが大切です。



- ① ゆるやかな活動・・・生活の様子や家の状況をさりげなく気にかけます。

- 新聞や郵便がたまっていないか
- 暗くなっても灯りがつかない
- 洗濯物が何日も干したままになっている

- ② 定期的な活動・・・日常生活とは別で、様々な機会です少し見守りを意識します

- 【訪問型】 月に1回、安否確認のため高齢者宅を訪問する
- 【集金型】 回覧板や自治会費集金の際に、ついでに声をかける
- 【イベント型】 自治会行事やサロン活動などを通して気にかける …など



<取組事例④> 民間事業者との見守り協定と自治会単位の地域見守り隊の取組

西原町

西原町社会福祉協議会では、町内の各関係機関と地域見守り協定（39事業所）を締結し、町内に暮らす住民の見守り活動を行うことで、孤立死等を未然に防ぎ、非常時などの対応について情報共有を図っています。

協定を締結した事業者（新聞販売店、ヤクルト、弁当販売店、沖縄電力、福祉施設、デイサービス事業者等）と日頃から地域の気になる方の情報を共有しつつ、協定事業者の日常業務の範囲内で、住民の異変に気づいた場合などに、早急に町社協や関係機関へ連絡していただくなど民間事業者との協力体制を築いています。

これらの取組と併せ、見守り活動のガイドブックを作成し、各自治会に「住民主体の地域見守り隊」を結成しています。単身の高齢者世帯など気になる世帯の情報共有や、週1回程度の地域の見守り活動の中で、「しばらく見かけない」など気になる世帯への訪問活動等を行っており、身近な地域での見守りと民間の協定締結事業者との連携による見守り体制を構築しています。



<取組事例⑤> 住民相互の支え合い・助け合い活動の取り組み

南風原町

南風原町社会福祉協議会では、日々の生活の中で支援が必要な方（依頼会員）と支援ができる方（提供会員）が、それぞれ会員登録し、住民相互の支え合い活動として行う「まちづくりサポートセンター事業」を展開しています。

具体的には、公的サービスでは対応できないニーズに対し、高齢者の食事介助や単身高齢者の自宅の草刈りなど、軽微な生活支援を地域の提供会員が行い、住民の方々からも喜ばれています。また、活動のみではなく、会員同士のつながりによる今後の見守りや、地域の支え合いの機運の醸成に繋がるなど相乗効果も生み出しています。

その他、町社協では自治会圏域での支え合い活動の促進に向け、町内住民を対象にした福祉協力員養成講座や、自治会単位でのネットワークづくり（近隣援助体制）を進めており、平成30年には新川区独自の住民相互の支え合い活動（軽微な生活支援）として「ちゅういたしきだしき事業」がスタートするなど、小地域での支え合い活動が少しずつ広がりをみせています。



まちづくりサポートセンターの支援例
食材の買い物／調理／寝具及び衣類の洗濯／手紙等の代読や代筆／ゴミ出しや分別／住居の清掃、整理整頓／庭木の手入れ、草刈り／話し相手、見守り／外出支援（散歩、買い物等）

<取組事例⑥> 自治会ごとの見守り・支え合い活動の取組

八重瀬町

八重瀬町社会福祉協議会では、小学校区毎にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、町内の全行政区(34字・自治会)に支え合い委員会を設置、そのうち18字・自治会をモデル地区に指定して地域窓口相談員を配置し公民館や集会所を活用した「地域相談窓口」を開設しました。

地域相談窓口に寄せられた地域住民の課題を住民同士(支え合い委員会)で話し合い、解決できない課題は社協や行政等の関係機関も交えて課題解決に向けて取り組む相談支援体制の構築を図っています。

支え合い委員会では、相談支援の他に社会的孤立解消・防止に向け地域の特性に合わせた地域活動を展開しており、「子どもたちの居場所づくり」「福祉マップの作成」「体験型防災訓練」等の地域活動を行っています。

昨今、コロナ禍において様々な活動が制限され孤立化が進み、新たな地域課題が顕在化したことから、支え合い委員会が中心となり気になる世帯へ弁当の配付、特別定額給付金の申請支援、高齢者世帯を対象に見守り活動を兼ねてマスクやアルコール消毒液の配付等、自治会独自の活動が新たに展開されています。

<取組事例⑦> 空き家を活用した住民主体のサロン活動

与那国町

与那国町社会福祉協議会では、平成29年度から地域福祉コーディネーター事業を町より受託し、住民による第3層生活支援コーディネーターを配置し、住民同士での支え合い活動・住民相互の取り組みを推進しています。

与那国町在住の75歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査や各地区の民生委員・児童委員との検討会議において、「外出の機会が少ない」「買い物以外、行くところがない」という高齢者が多くいることが浮き彫りとなったことから、島の中心地である祖納地区で、空き家を活用したサロン「花ゆりサロン」を開設し、第3層生活支援コーディネーターが主体となって、月・火・木曜日に介護予防体操「いきいき100歳体操」を、水曜日に三線教室等が行われるほか、高齢者等の困りごと相談の対応等も実施しています。

住民主体で取り組む「花ゆりサロン」の活動が、外出の機会が少ない高齢者の居場所や住民同士の交流の場になっているとともに、地域生活課題を抱える住民に対しては社協とコーディネーター等が連携して対応する仕組みが構築されています。



<取組事例⑧> ”孤立させない”住民が集う公民館を拠点にした買い物サロン

北谷町

北谷町栄口区自治会では、自治会が指定管理者となっている公民館を拠点に、地域の方々が気軽に集い交流できる場や機会を創出しています。

公民館を拠点に行う介護予防事業では町役場と連携を図りつつ、より地域に即した健康づくり活動を行い、その他各種事業においても地域住民主導で開催するなど、公民館が住民の交流・活動の拠点となっています。

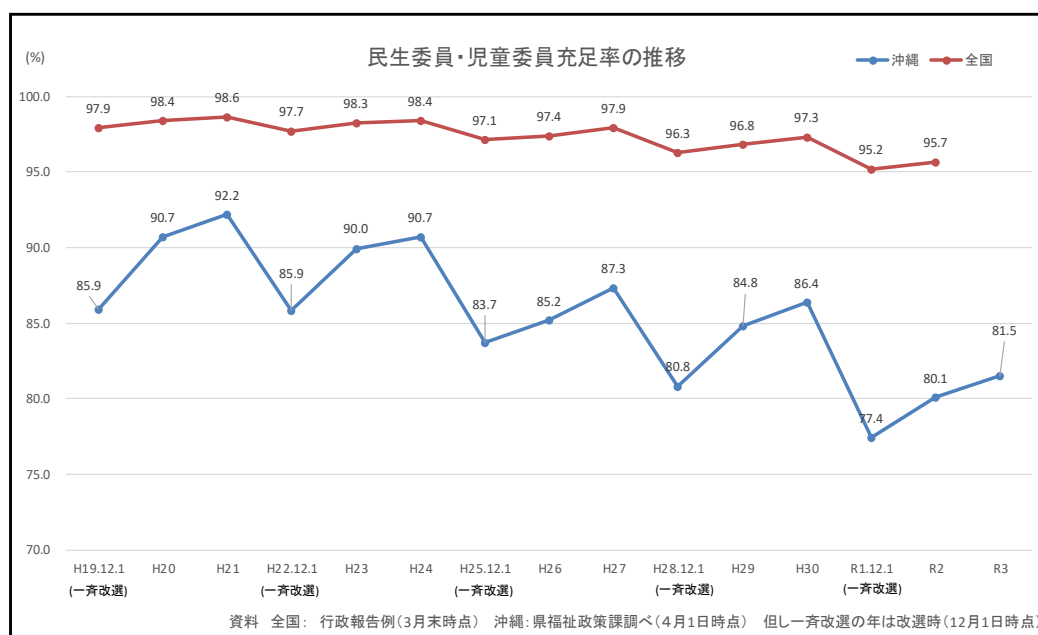
また栄口地区では、近くに買い物できる場所がなく高齢者等の買い物難民の課題があったことから、町と自治会、民生委員、老人会との話し合いが行われ、公民館を拠点に毎週金曜日、移動商店街「えぐち商店」を開催しており、買い物難民の高齢者のみではなく、公民館に集う住民の方々との交流の場となるなど相乗効果も生み出しています。



(2) 民生委員・児童委員活動の推進

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）は、社会福祉の増進に努めることを目的として市町村の区域におかれている民間奉仕者で、地域住民の生活に関する相談に応じ、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しを担っており、全ての人が人としての尊厳をもって安心して暮らせる社会づくりに欠かせない存在です。
- 民生委員は、3年に一回一斉改選され、再任も可能です。直近の一斉改選時（令和元年12月1日）の平均年齢は、65.8歳となっています。
- 令和2年度中の民生委員の活動日数は、140,247日で1人あたり71.4日となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため訪問を控えたこと等から、令和元年度の234,417日から大幅に減少しています。
- また、相談・内容を分野別に見てみると、高齢者に関することが全体の45.4%を占め、続いて子どもに関することが25.0%となっています。
- 近年、貧困や虐待など多様で複雑な課題が顕在化・深刻化し、民生委員の役割に対する期待が増していることなどから、精神的な負担感が高まっていることに加え、地域コミュニティの希薄化や、定年延長により60歳を過ぎても働く人が増えたこと等により、民生委員の担い手確保に苦慮している状況にあります。
- このような背景から、本県では慢性的に充足率が低い状況が続いており、令和元年度の一斉改選後の充足率は77.4%と全国最下位となっています。



- 民生委員が不足することで、地域で見守りが必要な住民の生活状況の把握が難しくなる、行政サービスの申請に必要な民生委員の証明書を別の地区の民生委員へ依頼する必要がでてくる等の課題が生じており、民生委員の担い手確保に取り組んでいく必要があります。
- 県では、民生委員活動活性化事業において、単位民生委員児童委員協議会の課題の整理、及び定例会の持ち方を検討し、有効な取組をまとめたハンドブックを作成したことにより、民生委員活動の活性化、及び活動の負担軽減を図りました。

【施策の方向性】

- 民生委員の担い手確保に向け、市町村や関係機関等と意見交換を行い、連携しながら取り組みます。
- 民生委員の資質向上を図り、円滑に活動できるようにするため、研修を実施します。
- 民生委員へ活動費の支給、推薦会に要する経費を援助し、負担軽減を図るための支援を行います。また、今後もハンドブックの活用方法を周知し、各民生委員児童委員協議会が抱える課題の改善に向けた取組を支援します。
- 民生委員の制度や活動内容について、県広報誌・リーフレット・SNS等を活用した広報活動を行い、広く県民に民生委員の活動への理解を深めるとともに、担い手を確保し、充足率の向上を図ります。

(3) 多様な主体による地域福祉の推進

【現状と課題】

- 地域における多様化、複雑化した生活課題に対応するためには、公的機関の支援だけでは困難であり、地域で活動する多様な主体により社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- 沖縄県社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する団体として位置づけられており、広域的な見地から、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進等、地域福祉を総合的に推進する重要な役割を果たしています。
また、独自の取組として「THANKS運動」を展開し、社会的孤立の解消・防止に向け、地域における福祉・生活課題の解決を図る仕組みづくりを推進しています。
- THANKS運動の構成団体である市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的組織として、地域における福祉教育の取組を通じ、住民主体の支え合い活動（見守り、居場所づくり、生活支援等）を推進し、住民自身が地域の生活課題に気づき、主体的に関わる仕組みづくりを推進しています。
また、このような小地域福祉活動を進めるため、自治会・小中学校区等の住民に身近な生活圏域に支え合い委員会、福祉委員会等の組織化を推進しています。
- 沖縄県共同募金会は、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動等を通して集まった寄付金を、社会福祉協議会を始めとした民間社会福祉団体、社会福祉施設などに配分し、民間福祉活動を支える重要な財源となっているとともに、募金活動を通して、支え合いの心を育み、児童生徒の福祉教育にもつながっています。
また、特定の社会的課題の解決に向け寄附を募る「テーマ型募金」は、住民の共感と理解を一層広げ、その主体的な活動を支援する助成財源として期待されています。
- 社会福祉法人は、地域における福祉サービスの実施主体として、福祉サービスを提供することはもとより、平成28年4月に施行された改正社会福祉法において、地域において公益的な取組を積極的に行い、地域社会への貢献が求められることとなりました。
これにより、各法人においては、地域住民等に対し相談窓口を設置したり、地域の関係者とのネットワークづくりとして、これまで以上に地域行事への参加や、地域イベントの開催等に取り組んでいます。
- 自治会は地域住民で組織された自治組織であり、地域に一番身近な組織として、住民と行政の橋渡しをするとともに、住民の交流や災害時の助け合いなどを目的とした活動を行っています。
しかし、近年ライフスタイルの変化等から、地域コミュニティの希薄化や担い手不足が課題となっています。

- 一方で、自治会等の従来の地縁団体の枠組みを超えて、地域において高齢者や子育て支援、防犯・防災等の特定の目的別に組織されたNPO等の機能団体や行政と地域の間立ち、様々な活動を支援する中間支援組織における活動が増えつつあり、こうした団体等と協働して地域づくりを進めていくことも期待されます。
- 地域福祉の課題が顕在化する中、ボランティアに対する関心も高まり、地域におけるボランティアの重要性が増えています。
地域で安心して暮らせる社会を実現するために、県民一人ひとりが主体的にボランティア活動ができるような体制づくりが必要となっています。
- 企業等は、福祉サービスを提供する事業主体としての役割や、地域住民の雇用を提供する雇用創出機能としての役割、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割など、多様な機能を担っています。
特に、宅配業者や新聞・郵便等の配達員などによる安否確認などは、行政サービスを補完する重要な機能の一つとして期待されます。
- このように、地域福祉を推進するためには、民生委員や市町村社会福祉協議会等のもとより、地域住民、地域組織、NPO、ボランティア、社会福祉法人や民間企業等の多様な主体が参画し、連携しながら地域課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

【施策の方向性】

- 県社会福祉協議会が「沖縄県社協地域福祉活動総合計画」に基づき実施する各種取組により、地域福祉の推進が円滑に行えるよう連携強化を図るとともに、県社会福祉協議会を通して市町村社会福祉協議会の取組を支援します。
- 地域における福祉ニーズに柔軟に対応して共同募金活動が行われ、適切に配分されるよう、社会福祉協議会等の関係機関の協力のもと、共同募金運動を周知するなど、県共同募金会の活動への理解促進を図り、取組を支援します。
- 小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、地域の課題に対して、それぞれの強みを活かした地域貢献やネットワーク参画法人による協働事業、ひいては「地域共生社会の実現」を推進するために、社会福祉法人等によるネットワーク構築を支援します。
- 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の一環として実施するコミュニテ

イ助成事業を通じて、住民に優しいまちづくりを進めるための先導的な取組や、コミュニティー活動に必要な集会施設の建設、大規模修繕及び設備への助成により、自治会への支援を行います。

- NPO等と行政の協働事業を推進するため、沖縄県NPOプラザの充実を図り、NPO法人の活動内容に関して情報提供を行うとともに、相談事業等の支援も実施しながら、NPO法人の基盤強化及び協働力の向上に努めます。
- 「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」において、ホームページ等を利用した情報提供や、市町村社会福祉協議会ボランティア担当者研究協議会の開催等ボランティア活動の充実強化に取り組むことにより、ボランティア人材の確保や、ボランティアコーディネーターの育成・確保を図ります。
- 県と企業・NPO等の間で、締結した包括的連携協定による福祉分野の取組を促進し、地域の更なる活性化と県民サービスの向上に取り組みます。

<取組事例⑨> 移動販売車による買い物支援

本部町

本部町では、過疎化が進む山間地における高齢者等の買い物弱者支援や町産品の消費拡大を推進することを目的として、移動販売車を運行しています。

移動販売車は、町が地方創生交付金「小さな拠点づくり推進事業」を活用して購入し、運営を民間企業（山城とうふ店等）が行う行政と民間が一体となった取組です。

行政区の公民館や住民が集まりやすい場所（広場等）を主な買い物拠点として、地域活動や集会がある際に販売車が巡回することにより、各地域のコミュニティー活動の活性化につながることも期待できます。

また、徒歩での遠出が困難な高齢者宅には個別に立ち寄り、安否確認なども行っています。

移動販売車による売り上げの一部は本部町子ども子育てゆいまーる基金へ寄附されることから、子育て支援の役割も担っています。



<取組事例⑩> 那覇市社会福祉法人等施設連絡会「ちゅいネットなは」の設置

那覇市

那覇市社会福祉協議会では、那覇市社会福祉法人等施設連絡会「ちゅいネットなは」（以下、「連絡会」という。）を設置し、地域における公益的な取組のための協働実践、福祉・介護人材の確保・定着のための取組等を実施しています。

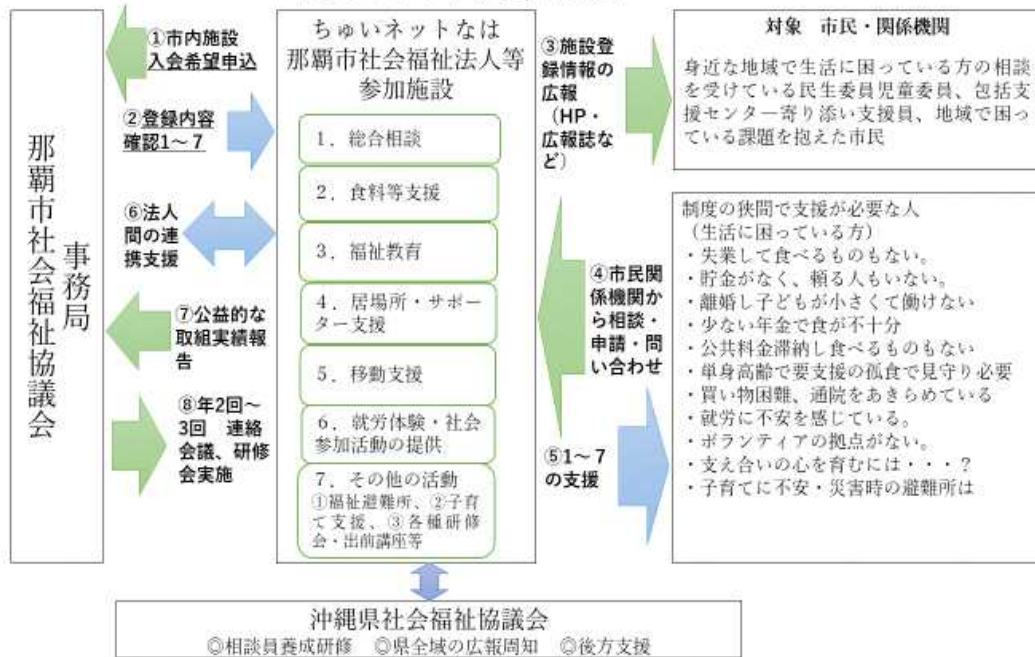
社会福祉法人に限らず、地域貢献活動やSDGs等の活動に取り組む医療法人、社団法人、NPO法人等へも連絡会への参画を呼びかけ、現在、市社協を含め25法人が連絡会へ参画しています。

那覇市は、行政区によって高齢化率や交通インフラ等の地域生活課題が異なっていることから、行政区ごとに法人間の連携・協働を深め、より身近なところで地域生活課題に対応できるよう具体的な協働実践の方策について検討を行いました。

これまでの連絡会での協議内容や参画法人に対するアンケート調査結果を踏まえ、7つの活動分野（①総合相談、②食料等支援、③福祉教育、④居場所・サポーター支援、⑤移動支援、⑥就労体験・社会参加活動の提供、⑦その他地域関係機関との連携した活動）を示し、社協と社会福祉施設・事業所と連携・協働した取り組みが展開されています。

略して「ちゅいネットなは」とは、困っているときはお互い様の助け合いの輪

「ちゅいネットなは」体系図



(4) 社会参加の場・拠点づくりの促進

【現状と課題】

- 近年、核家族、単独世帯の増加や、地域のつながりの希薄化の影響により、困難を抱えながらも、どこにも相談できず孤立している世帯が増えています。
- 身近に頼れる人がいない住民にとって、社会とつながることのできる場・拠点は、孤立の防止に加え、自ら社会の一員として役割を持つことにより、自己肯定感を育み、生きがいつくりにつながるなどの側面もあります。
- 人生100年時代を迎え、誰もが生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていくためには、高齢者が支えられるだけではなく、自らの生きがいを高めるととともに、これまで培ってきた知識等を活かし「地域社会を支える担い手」として活躍できる生涯現役社会の実現が求められています。
- 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織で、高齢者の閉じこもり予防等の社会を取り巻く様々な問題に対応した多様な活動等や、地域の支え合いの輪を広げていく重要な取組を行っていますが、高齢者の活動の多様化及び地域のつながりの希薄化などを反映し、老人クラブの数及び会員数は、全国と同様に年々減少傾向にあります。
- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。

【施策の方向性】

- 高齢者が生涯現役として活躍できる社会の実現に向けた環境整備を図るため、市町村と連携して、老人クラブが訪問活動を通じて行う高齢者への見守り・生活支援や次世代育成支援、スポーツ・文化活動など、高齢者自身の生活を豊かにする活動や地域を支えるための活動に対して、引き続き支援します。
また、60歳以上を対象に「沖縄県かりゆし長寿大学校」において、高齢社会を支える地域活動の担い手となる人材の育成を行います。
- 高齢者自らが生きがいを持って地域と関わりながら生活する社会を構築していくため、高齢者の雇用促進やシルバー人材センターの活動支援などを通し、高齢者の経験や知識を活用できる活躍の場の創出に取り組みます。
- 障害者が地域社会の中で、地域の一員としていきいき暮らせるように、障害者等のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化や、スポーツ・レクリエーション、及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。

- 働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント、及び関係機関のコーディネートを行います。
- 障害者等が社会において自立した生活を営むことができるよう、沖縄聴覚障害者情報センターに手話通訳者を配置するとともに、県内手話通訳者・要約筆記者を養成するため、各種研修事業を実施します。

<取組事例⑪> 共同農園による高齢者の社会参加の場づくり

浦添市

高齢者が安心して地域で生活する上で、地域コミュニティへの参加は重要ですが、「人と会話することが苦手」など地域のサロンや行事へ参加しない高齢者が多い現状があります。

このことから、浦添市社会福祉協議会職員（CSW）と高齢者支えあい部会メンバー（民生委員・児童委員、自治会長、地域包括支援センター職員、地域ボランティアの混合チーム）で、地域の空き地を活用し、高齢者の役割創出や社会参加を目的とした共同農園を開墾しました。

地域活動への参加が少ない高齢者への参加呼びかけや広報周知を行い、参加者中心に農作業を行っています。

※活動曜日及び時間帯：平日 9 時～17 時 参加者自身の都合に合わせた活動。

収穫した野菜は、地域公民館や子どもの居場所等へ寄贈するほか、定期的に収穫祭を開催し、孤食防止や食を通じた交流の機会をつくっています。

また、参加者同士での交流なども生まれ、新たなコミュニティを形成することができ、最近では、就労に不安を感じている若者やひきこもり当事者が畑に参加し始めており、世代間を超えた交流も生まれています。

さらに「テーマ型募金」等も活用し、住民の共感と理解を広げる活動も行っています。

<取組事例⑫> シルバー生き生きライフサポート事業

与那原町

与那原町社会福祉協議会では、日々の生活の中で支援が必要な方（おねがい会員）と支援できる方（おまかせ会員）がそれぞれ会員登録し、住民相互の助け合い・支え合いの活動を行うシルバー生き生きライフサポート事業を実施しています。

主に自宅の草刈り、木の伐採や部屋の清掃などがあり、介護保険サービス・障害福祉サービスなどの既存のサービスが利用できないときに本事業で解決ができることもあります。

活動を通して情報交換を行い、町のイベントや単発の軽作業への参加など、おまかせ会員の社会参加のきっかけになっています。

(5) 支え合いの精神の醸成

【現状と課題】

- だれもが住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現させるためには、地域住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の生活課題を「我が事」として捉え、課題の解決を目指す支え合いの精神の醸成が必要です。
- そのため、地域住民がこれまで以上に自らの身近な問題として、地域の生活課題をとらえ、主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めるよう、多くの県民に福祉教育等を通して福祉に関する情報を発信し、普及啓発を進めて行く必要があります。
- 特に次世代を担う子どもたちが、幼少期から様々な人々との交流やふれあいを体験することは、他人を思いやり、支え合ってともに生きていくことの大切さ等の福祉の心を育み、自分たちの生活する地域の課題等について理解を深めることにつながります。
- また、地域住民が学校とつながることにより、子どもたちを見守り育む意識の醸成にもつながるとともに、地域の大人たち自身も、地域の状況や様々な課題について、学び考えることができます。

【施策の方向性】

- 児童生徒が、年齢や障害の有無に関わらず様々な人々との交流を通して、福祉に関する理解や、自分の住む地域への関心を育むため、ボランティア等社会奉仕や体験活動などの充実を図ります。
- 県では、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、豊富な社会経験を持つ地域の外部人材等の協力を得て、様々な活動を推進するとともに、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域での認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を促進するとともに、養成後のフォローアップや活用の促進を図ります。
- 障害や障害のある人に対する誤解や偏見を取り除く心のバリアフリーを推進し、広報媒体等を活用した情報の発信、出前講座や講演会の実施等を通じて、障害や障害のある人に対する理解促進を図ります。
- 全ての子どもの権利と健やかな成長を保障することは、社会全体の責務として、子どもの権利と虐待防止の理解を深めるため、毎年11月の児

童虐待防止推進月間を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取組を行います。

- 性の多様性への理解を深め、互いの個性を認めあい、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和3年3月に行った「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」の趣旨を広く県民に周知・啓発し、理解促進を図ります。

<取組事例⑬> 夏休みにおける中高生を対象としたボランティア学習・福祉教育の取り組み

嘉手納町、読谷村

嘉手納町社会福祉協議会・読谷村社会福祉協議会では、毎年夏休みの時期に嘉手納町・読谷村に在住・通学している中高生を対象に、福祉について様々な体験を通して学び、地域で活躍できる人材づくりと嘉手納町と読谷村の学生同士の交流を目的に「いもっこSUMMER SCHOOL」（以下、「いもっ子」）を開催しています。

いもっ子は昭和60年にスタートし、これまで約1,500名の中高生が参加しています。テーマは毎年異なり、車いす・アイマスク等の体験、障害者スポーツ体験、高齢者・障害者・保育施設での体験実習、救命講習、福祉マップづくり、ボランティアニーズ調査、民生委員と個別訪問等、毎年工夫を凝らしたプログラムを展開しています。

いもっ子の特徴は、参加者が実際に地域福祉・ボランティア活動に取り組み、活動やその後の振り返りを通して学びを深めることができる点にあり、いもっ子に参加した学生がその後独自にボランティア活動に取り組んだり、学校卒業後も地域の行事や社協活動へ協力したりと、体験を通じたボランティア・福祉学習が「支え合いの意識の醸成」や「中長期的な地域福祉の担い手の養成」に繋がっています。



<取組事例⑭> 地域と協働した福祉教育の取り組み

恩納村

恩納村社会福祉協議会では、福祉施設・学校・PTA・村役場・村教育委員会・自治会・地域住民など多機関と協働した福祉教育の実践を進めています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い福祉教育の取り組みも中止となっている中、学校からこのような状況だからこそ福祉教育を通して子どもたちの元気を地域に届けることができないかと相談があり、地域関係者と共に福祉教育プログラムを考え、「ふくしを知って考えて、アクションを起こそう～福祉&琉歌」に取り組みました。

このプログラムでは、総合学習の時間で福祉と琉歌について学んだ子どもたちが地域の人々に元気を届けるため、高齢者福祉施設や介護事業所、障害者施設、公民館、村役場と学校をオンラインで繋ぎ、オンライン劇「丘の一本松」をライブ配信しました。

福祉教育がきっかけで、地域の人々や福祉施設の職員が子どもたちと顔見知りになり、自然と地域で子どもを見守ることができるとともに、子どもたちは困っている人を見かけたら声をかけるなど、福祉教育の学びを具体的に地域のなかで活かす様子も見られ、支え合いの意識の醸成や地域福祉の推進に繋がっています。

<取組事例⑮> 「新型コロナウイルス」をテーマにした福祉教育の取り組み

南城市

南城市社会福祉協議会では、コロナ禍により社会や日常生活が大きく変化する中、「新型コロナウイルス」を題材にした福祉教育の講話を市内の学校で行っています。

講話では、新型コロナウイルスのマイナスの3つの顔「病気」「不安」「差別」が連なって「負のスパイラル」を生んでいることを理解し、それを断ち切りプラスの3つの顔「健康」「安心」「共生」に変えていくために「思いやり」「つながり」「支え合う」ことの大切さについて学ぶとともに、新型コロナウイルスに自分や友達が罹患し学校に復帰した後、どういった声掛けがあると安心するか、やさしさを広げるために何ができるのかについて考える等、新型コロナウイルスによって変化した身近な生活の状況から福祉について学ぶ機会を提供することで、支え合いの意識の醸成へ繋がっています。



2 災害時の支援体制づくり

(1) 災害時要配慮者の支援

【現状と課題】

- 高齢化の進行や単独世帯の増加により、大規模災害が発生した場合、自力あるいは家族の支援のみでは避難することが困難な方が増えており、地域や関係機関が連携した対策を講じる必要性が高まっています。
そのため、避難行動について支援を要する一人ひとりについて、地域住民をはじめ関係者が協力して必要な支援を提供できる体制を、平常時から地域の中でつくっておくことが求められています。
- 令和3年5月の災害対策基本法等の改正により、避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされるなど、災害時要配慮者の安全を確保するため、各市町村において取組が進められています。
- しかしながら、個別避難計画については、要支援者本人の同意に加え、各々の身体の状態に応じた計画の策定や個人情報保護などの課題があることから、市町村における計画の策定に時間を要しており、令和2年10月1日現在、県内各市町村における個別避難計画の策定市町村数は、17市町村（41.5%）で、全国（66.1%）と比較して低い水準となっています。
- また、市町村が指定する災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児などの配慮を要する方が、状況に応じて特別な配慮を受けられる福祉避難所は、令和2年10月1日現在、25市町村で172施設となっており、更なる整備を進める必要があります。
- 県においては、大規模災害時に、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、避難生活中における生活機能の低下防止を図るなどの支援を行う沖縄県災害派遣福祉チーム（DWATおきなわ）を、令和2年3月13日に発足させました。
- 災害派遣福祉チームは、県社会福祉協議会を事務局として位置づけ、社会福祉士、介護福祉士、保育士等の福祉専門職から構成するチーム員の登録、養成研修を実施しており、令和3年3月末現在で99人のチーム員が登録しています。

【施策の方向性】

- 市町村への避難支援体制構築のための専門アドバイザーの派遣や、セミナー等を開催することで、市町村における個別避難計画の作成や福祉避難所の整備を支援します。

- また、市町村の災害担当者等を対象とした会議を実施し、福祉避難所の重要性等についての理解促進を図ります。
- 災害発生時に災害派遣福祉チーム員として実際に活動できる人員を確保するため、継続的にチーム員登録・養成研修を実施するとともに、避難所運営主体となる市町村等関係機関との連携を深め、チーム員研修の実施やチーム員の防災訓練への参加等を通して、派遣体制の充実を図ります。

<取組事例⑬> 那覇市避難行動要支援者個別避難計画の策定

那覇市

那覇市社会福祉協議会では、那覇市から個別避難計画の作成事業「那覇市個別避難計画作成モデル事業」を受託し、社協の既存のネットワークや行政区ごとで配置されているコミュニティソーシャルワーカー等の強みを活かして、避難支援実施者がいない方や、個別避難計画を作成していない方の計画作成を要支援者本人やその家族と行い、個別避難計画の作成促進だけでなく地域の避難支援体制の構築を図っています。

個別避難計画作成においては、支援者のみの計画作成とならないよう、地域住民や地域団体の位置づけが重要と考え、小学校区まちづくり協議会や地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・企業などの「住民参加型の懇談会形式」での作成に取り組んでいます。

さらには、優先順位の高い重度者の計画作成に取り組みつつも、海に面した地域から標高165mの高台にある地域の特徴を踏まえ「自分で逃げる」軽度者の計画作成にも取り組んでいます。

事業の推進においては、避難行動要支援者と地域住民との繋がり構築を基盤とし、災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、地域住民や避難行動要支援者への周知・啓発、具体的な個別の避難支援の方法等の検討も行っています。



(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

【現状と課題】

- 大規模災害が発生した際、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない多種多様な被災地のニーズに対応するためには、柔軟な対応が可能な災害ボランティアによる支援活動が、被災者の支援に大きな役割を果たすものであり、これに備えて活動の環境を整備することが重要です。
- 災害時のボランティアについては、「沖縄県地域防災計画」において、県社会福祉協議会に災害時のボランティアの活動本部（沖縄県災害ボランティアセンター）を設置し、市町村災害ボランティアセンターの支援等を担うことが規定されています。
- 県社会福祉協議会では、沖縄県内において災害が発生し、被災した市町村社会福祉協議会では十分な災害救援活動ができないときに、県社会福祉協議会、地区社会福祉協議会連絡協議会、及び市町村社会福祉協議会が相互に協力して応援を行うため、「沖縄県内社会福祉協議会災害時相互応援協定」を締結しています。
- 県では、県社会福祉協議会が設置する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」を支援することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うための環境整備に努めているところです。

【施策の方向性】

- 災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として社会福祉協議会における研修や訓練等への支援を実施します。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、県社会福祉協議会と協定締結等に向けた協議を行うなど、連携体制の強化を図ります。

(3) 地域防災組織の拡充

【現状と課題】

- 災害への対応力を強化するためには、市町村が主体となり、防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図ることが重要です。
- 本県は、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではありません。そのため、想定を超える災害についても人命が守られるよう、自主防災組織等の強化など避難等に資するソフト対策の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 自主防災組織の結成率向上のため、自主防災組織あるいは自主防災組織結成の意志がある自治会等のリーダーに対し、研修会や講演会を実施して防災・減災知識の普及啓発、地域全体の防災・減災意識の高揚を図ります。

<取組事例⑰> 地域みんなで支え合う防災対策村民講座

北中城村

北中城村社会福祉協議会では、これまでの国内で発生した大規模自然災害等の教訓を踏まえ、県内の災害支援に取り組むNPO法人の監修のもと、自治会自主防災会や民生委員・児童委員、社協、警察署、役場等が共同で避難訓練及び公民館避難所訓練を開催しています。

訓練の目的は、「防災に対する住民の意識の向上」「地震及び津波その他の災害から身を守る適切な判断と迅速な行動を身につけること」「効果的な避難所運営のシュミレーション及び課題や改善策等の検証」としています。

実際の避難訓練では、警察署による交通誘導のもと、強い地震が発生し津波が押し寄せることを想定し、役場が防災無線で住民に避難を呼びかけました。無線を聞いた住民は一斉に避難場所へ避難し、避難する際には、避難が完了した印として自宅の門等のハンカチを結び、避難していることが分かるよう取り組みました。また、災害時要配慮者等に対しては、自主防災会や自治会関係者、民生委員・児童委員等が避難場所までの誘導や支援を行うことも併せて実施しました。

その後は、避難所となる自治会公民館で「NPO法人防災サポート沖縄」監修のもと、公民館避難所運営訓練を実施し、改善点や課題等の振り返り・共有も図りました。

第3 地域福祉を支える担い手づくり

1 地域福祉活動を支える人材の育成



(1) 市町村社会福祉協議会職員等の資質向上

【現状と課題】

- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉の現場に根ざした組織として、地域の福祉課題に取り組み、各種相談支援事業、高齢者等の居場所づくりや、見守り活動等、地域福祉を推進する中核的な役割を果たしています。
- しかしながら、市町村社会福祉協議会職員の7割が非正規雇用である等、人材確保や定着面に課題があり、専門性の高い人材を確保するため、市町村や県社会福祉協議会と連携して、市町村社会福祉協議会の組織基盤の強化等について支援する必要があります。
- また、地域の生活課題が深刻化、複雑化しているなか、市町村社会福祉協議会においては、制度の狭間に陥り必要な支援につなげにくい住民を受け止め、解決に向けて取り組むことが求められています。
- そのために、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など幅広い協働・連携の仕組みづくりと、ニーズに対応できる人材の確保・育成が必要です。

【施策の方向性】

- 複雑多様化する地域課題に対応する市町村社会福祉協議会職員等の相談技術や資質向上を図るため、市町村社会福祉協議会に対する指導、助言等を行う福祉活動指導員を県社会福祉協議会に配置する等の支援を行います。
- 引き続き地域の様々な課題解決に向け専門性の高い人材を確保・育成するため、県社会福祉協議会と連携し研修やセミナー等の内容充実を図り、市町村社会福祉協議会の組織基盤を強化するための支援を行います。

(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置

【現状と課題】

- コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）は、地域において生活上の課題を抱える方を支援するため、社会福祉に関する知識やネットワークを活かし、コーディネートする役割を担っており、主に市町村社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センター（主任介護支援専門員）、相談支援事業所（主任相談支援専門員）等に配置されています。
- 近年、既存の福祉サービスでは対応できない新たな福祉・生活支援ニーズが高まっており、地域住民、関係機関等を繋ぐCSWの役割は増加しています。
- 県においては、県社会福祉協議会が実施するCSWの育成のための取組を支援し、育成・配置を推進しています。このような取組により、令和2年度の配置市町村数・配置人数は27市町村95人と年々伸びていますが、CSWを配置するための財源確保や周知に課題があり、配置は市町村間で偏りがあります。

【施策の方向性】

- 引き続き、県社会福祉協議会と連携しながら、セミナーや研修会の実施等により、包括的な支援体制の役割などコミュニティソーシャルワーカーの重要性を周知するとともに、CSW等の相談技術や資質の向上に向けた取組を推進します。
- また、CSWの配置促進に向け、市町村に対し活用できる国庫補助メニュー等の情報提供など技術的支援を行います。

(3) 地域ボランティアやNPO等の活動の促進

【現状と課題】

- 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールと言われる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しています。
- ボランティア・NPO等は、行政や企業では十分に対応できない社会的ニーズに、柔軟性を持って速やかに対応することができ、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会を作っていくための役割を担っています。
- 県においては、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の活動費等を助成することにより、ボランティアやNPO活動の普及啓発、及び促進に取り組んでおり、令和3年4月1日現在、市町村社会福祉協議会に登録されているボランティア団体は673団体、登録会員数は25,273人となっています。
- 地域貢献活動等を行うNPO法人の設立手続等に対する支援を行い、令和2年度末までの間に761法人が設立認証されたほか、NPO法人の運営手続に対する指導助言を実施しました。
- 公益的な活動を行う団体の法人格の選択肢の増加に伴い、NPO法人以外を選択する団体が増えているといわれ、全国的にはNPO法人の認証数（解散・取消を除く）は微減の状況です。本県では設立認証は微増の状況ですが、解散・取消を除いた認証数は減少傾向にあります。
- NPO法人の設立希望団体への助言・指導で、設立後の各種手続きが適正に行える法人が増しましたが、書類の完成に相当な時間を要する団体も多く、設立までに時間がかかっています。また、特定非営利活動促進法施行後23年が経過し、法人の情報公開等、運営上求められる要件が変わってきている中で、組織体制の脆弱さから、活動の継続性や各種手続きの滞りなど、課題を抱える法人も多い状況にあります。

【施策の方向性】

- 引き続き「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターへの支援や、ボランティア・NPO活動に関する情報提供、普及啓発等を行うとともに、その担い手となる人材を育成・確保するなど、ボランティア・NPO等が活動しやすい環境づくりについて、積極的に促進します。
- NPO法人等が行う市民活動を促進するため、NPO法人設立を考える団体に対し、設立に向けた相談や必要な申請書類の作成に関する支援を行い、既に設立済みのNPO法人に対しては、法人運営に必要な手続きの支援を継続して実施します。
また、NPO法人等を対象とした個別相談会を実施し、NPO法人が安定的・継続的に事業を実施できる活動基盤の強化を図ります。

<取組事例⑱> うるま市ボランティアセンターの取り組み

うるま市社会福祉協議会では、社会の抱える課題解決に向けて市民が主体的に取り組む様なボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する様々な支援を行っています。

具体的には、

- ①ボランティア活動に関する相談支援
 - ②ボランティアコーディネート
 - ③ボランティア団体への支援
 - ④ボランティアの養成
 - ⑤ボランティアに関する情報発信
 - ⑥フードドライブ・善意銀行
 - ⑦企業の社会貢献活動への支援
 - ⑧ボランティアの活動スペースの提供（ボランティアサロン）
 - ⑨学校・地域における福祉教育の推進
- といった取り組みを進めています。

ボランティアセンターの活動を通して、「いつでも、どこでも、誰でも」ボランティア活動に参加できる環境整備が進められ、地域福祉・ボランティア活動の充実が図られることにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに繋がっています。

うるま市



2 サービスを担う人材の確保

(1) 福祉人材の養成・確保

【現状と課題】

- 今後益々増大することが見込まれる高齢者や障害者等の介護をはじめとする福祉サービス、子育て支援等のニーズに対応するためには、これらの福祉サービスを支える担い手の安定的な養成・確保を図る必要があります。
- 県内の介護職員については、現状も人材不足の状況となっていますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、23,132人の介護職員が必要と見込まれており、供給見込数と比較すると2,045人の不足が見込まれるなど、本格的な高齢社会を迎え、要介護高齢者の数も増加することから、より一層介護職員が必要となると見込まれます。
- このような状況の中、必要な介護人材を確保するには、多様な人材の参入促進や、人材育成、労働環境・処遇の改善に対する支援などについて、総合的に取り組むことが求められており、多様な取組を実施しているところです。
- 障害福祉サービス事業所等においては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の配置が義務づけられており、配置のための人材を養成する必要があります。
- 本県では、待機児童の解消に向けて施設設備や認可化移行が進んだものの、働き方・休み方などに課題があることから保育士が不足している状況にあります。
保育士登録件数は毎年1千人を超える登録があるものの、保育に従事する保育士が少ない状況にあります。

【施策の方向性】

- 県社会福祉協議会に設置された福祉人材研修センターや、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、福祉分野における無料職業紹介、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就職説明会、社会福祉事業経営者等に対する相談援助を行うなど、人材の安定的確保に努めます。
- 福祉専門職養成校や福祉事業者と連携した福祉の仕事の魅力を発信する普及啓発の取組を推進することで、高校生等の若年層を中心に、福祉の仕事に対するイメージの転換を図り、将来の福祉人材確保につなげます。
- 介護職員を目指す学生への修学資金の貸付や、即戦力として期待される離職した人材の呼び戻しのための再就職準備金の貸付等により、県内養成校への入学者確保や潜在的有資格者の復職を支援します。

- 介護職を目指す者を含め、多様な職業へ就職を希望する離転職者の早期就職に向けた知識・技能を習得させるための職業訓練を、県内の専修学校や企業など様々な民間教育訓練機関へ委託して実施します。
- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人や、在留資格により介護職に従事する外国人を対象に、介護事業所が行う日本語や介護技術の向上など、外国人介護人材への学習支援の取組を支援します。
- 障害福祉サービス事業所や施設において、サービスの質の向上を図るため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修の実施について研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めます。
- 保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付や、市町村が行う保育士試験対策講座の費用補助等により保育士確保に取り組みます。
また、県委託事業により設置した、保育士・保育所総合支援センターによる潜在保育士就労斡旋等による復職支援に取り組みます。

(2) 福祉人材の質の向上

【現状と課題】

- 人を相手とする福祉サービスは、そのニーズが多様化する中、サービスの質を向上し、適切な福祉サービスを提供するためには、高度な専門性や幅広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を育成する必要があります。
- 福祉人材研修センターにおいて、社会福祉事業等従事者に対し、業務に必要な知識や専門技術に関する研修を業種別、階層別を実施するとともに、厚生労働省が実施を推奨している「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を実施し、福祉人材の資質向上と定着に取り組みました。
- 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員を養成（令和2年3月末現在、6,526人）してきましたが、今後も一層に必要性が増す職種であるため、多くの者を養成していく必要があります。また、地域包括ケアシステムを更に推進するためには、主任介護支援専門員養成や介護職員の養成も重要となっています。
- 障害分野では、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者に対し、保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること等により、資質向上を図ることを目的として研修を実施しています。
平成30年度に相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員が創設されたことから、さらなる資質向上を図ることが求められていますが、県内の相談支援事業所の大半が、相談支援専門員の配置が1～2名と運営体制が弱く、相談支援専門員の定着が課題となっており、相談支援専門員及び指導者の育成や、資質向上に向けた教育体制の整備が必要です。
- 保育分野では、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられている中堅職員に対して、職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修を実施しています。
また、近年の多様な保育のニーズに対応するため、地域における子育て支援の充実に資するための新たな人材確保、及び資質向上を目的とした子育て支援員研修を実施していますが、子ども・子育て支援事業において、研修受講が従事者の要件となったことや、認可保育所等において保育士配置の特例措置が適用されたことから、研修受講希望者に対し、定員が不足している状況です。

【施策の方向性】

- 引き続き、福祉人材の更なる資質向上を図るべく、福祉人材研修センターにおいて社会福祉事業等従事者や、行政職員、及び民生委員等に対し、必要な専門知識や技術の向上のための研修を実施します。
- 介護支援専門員等の資質の向上及び専門性の確保を図るため、養成のための実務研修等の法定研修を体系的に実施するとともに、ケアマネジメ

ントへの理解や多職種連携の強化に取り組めます。また、介護職員の資質向上のための研修を行い、介護サービスの適正な提供及び質の向上を図ります。

- 障害分野では、法定研修（初任研、現任研、主任研）について、それぞれのレベルに求められる資質や技術などを示し、キャリアパスの方向性を示す、沖縄県相談支援専門員人材育成ビジョン（仮称）を策定し、ビジョンにそった研修事業を実施します。

また、法定研修だけではなく、地域課題に即応できるような圏域研修を定期的実施し、相談支援専門員のキャリアパス形成に資する研修を実施します。

- 保育士等の研修実施にあたっては、保育団体や養成校を含めた沖縄県保育者育成協議会の中で、今後の研修を継続的に実施できる研修体制実施の構築に向けて検討を進めます。

- 子育て支援員研修を希望する人が受講できるよう県が委託する受け皿だけではなく、市町村とも連携し研修実施体制を構築します。

(3) 魅力ある福祉の職場づくり

【現状と課題】

- 介護労働安定センターの「介護労働実態調査」によると、介護関係を辞めた理由として、賃金の処遇への不満や、施設等のマネジメントに対する不安・不満があげられており、働く上でも人手不足や低賃金、身体的な負担が大きいなどの不安・不満があげられています。
- また、本県では保育士が不足している状況が続いており、主な離職理由は、休みが取りづらい、人間関係が悪い、給与が安い等、処遇、労働環境に関することです。
- このように、福祉の現場では、高度な専門性や、幅広い知識、技術等の実践が行われているにも関わらず、それに見合った処遇が得られない例が見受けられることから、福祉人材の確保が難しい状況にあります。
- 人材を安定的に確保するには、経営者や管理者等が処遇改善や労働環境の改善に取り組み、職場としての魅力を高め、そのことが広く伝わり、人材が確保しやすくなる好循環を創り出すことが重要です。
- 国においては、福祉・介護職員や保育士の安定的な処遇改善を図るため、「処遇改善加算」を創設し、区分ごとに設定された要件を満たした事業者へ賃金改善のための加算を設定しており、活用を促進する取組が必要です。

【施策の方向性】

- 介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、社会保険労務士など専門的な相談員を個別に派遣し助言等を行い、加算の取得を支援します。
- 障害分野における福祉・介護職員処遇改善加算について、加算申請していない事業所等があることから、事業所に対し加算要件等の助言を行い、積極的に加算申請を働き掛け、職員の処遇改善を促進します。
- 介護従事者の業務負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護事業所の介護ロボットの導入やICT等の活用を支援するとともに、申請書類や手続きに関する簡素化を進めます。
- 子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を確認します。
- 保育士の正規雇用化や年休、休憩、産休等の取得を支援するとともに、保育所におけるICTの活用を支援し、保育士の処遇改善や業務改善を図ります。

第4 暮らしを支える福祉基盤づくり

1 福祉サービスとセーフティネットの充実



(1) 相談支援体制の整備・充実

【現状と課題】

- 住民が福祉サービスを利用するにあたっては、いつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした対応ができるような相談支援体制が必要であり、できるだけ身近なところに相談窓口が整備されていることが必要です。
- 住民に身近な相談窓口として、市町村域に地域包括支援センター、地域子育て支援センター、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会等が設置されています。
- また、県においては、児童相談所、総合精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、子ども・若者総合相談センター等の専門相談機関を設置するとともに、国際的な結婚や離婚、家族の問題等に係る相談支援も行うなど、関係機関と連携しながら課題の解決に取り組んでいます。
- 障害者の雇用を進める上では、身近な地域で、就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援を提供することが必要であることから、県内5圏域に設置した障害者就業・生活支援センターに生活支援相談員を配置し、生活上の相談や就業に伴う日常生活及び社会生活に必要な支援を行い、障害者の就職や職場定着を図っています。
- また、市町村域を超えて広域的な支援を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備の推進に取り組んでいます。
- 相談支援アドバイザーは、相談支援に係る高度な知識や経験を積んだ人材を配置することが求められていますが、特に離島において相談支援専門員の離職率が高く、専門人材の確保が困難な現状があります。
- 発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点機関である沖縄県発達障害者支援センターにおいては、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じた適切な指導・助言を行うとともに、地域や各分野の関係機関との連携強化等によって、支援体制の整備を図っています。
- 生活困窮者自立支援制度においては、各市等の福祉事務所設置自治体は独自に相談窓口を設置しており、県においては福祉事務所を設置していない町村部の相談窓口として県内4か所に生活と就労のワンストップ

型の相談窓口（自立相談支援機関）を設置しています。

- なお、久米島町、北谷町、読谷村及び恩納村においては、生活困窮者の一次相談窓口を設置して相談支援体制を強化しています。
- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正により、都道府県等の関係行政窓口（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において生活困窮者を把握したときは、自立相談支援事業等の利用勧奨に努めることとされました。
住民に身近な相談窓口である市町村において、相談等に適切に対応できるよう関係職員のスキルアップが必要です。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が協働して、地域の高齢者等の各種相談を幅広く受け付けて必要なサービスにつなぐ総合相談支援等、高齢者等の課題に対する拠点として、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たしており、県内では、令和3年5月末現在、41市町村84か所で運営されています。

【施策の方向性】

- 引き続き、障害者就業・生活支援センターにおいて、職場不適應により離職した者や離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の就業生活における自立を図ります。
- 各障害福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山）にアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備の推進に取り組みます。
また、管理者研修会を実施する等、相談支援事業所の組織・運営体制の強化に取り組みます。
- 発達障害児（者）の支援体制整備を推進し、相談支援体制の整備・充実を図るため、「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を策定し、同計画に基づき課題解決に向けた取組を実施するとともに、発達障害者支援法第19条の2に基づく発達障害者支援地域協議会である「沖縄県発達障害者支援体制整備委員会」を設置し、同計画の進捗管理や支援体制整備のあり方の検討を行います。
- また、身近な地域での相談支援体制を充実させるため、沖縄県発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネージャー等を中心として、市町村等の支援体制の整備に必要なサポートを行います。
- 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図るための協議の場を設置しており、引き続き支援体制の構築に向けた取組を行います。

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努めます。
- 関係行政窓口が生活困窮者を把握したとき、適切に対応できるよう関係機関に対して制度の周知を図るとともに、支援が必要な方を把握した際に、情報共有、早期支援を行うなど関係機関の連携を図ることを目的とした支援会議の設置を促進します。
- 福祉事務所未設置町村も生活困窮者の一次相談窓口を設置できるようになったことから、窓口設置を希望する町村に対して支援を行います。
- 生活困窮者自立支援事業の実施主体である各市に対する事業の実施の促進や、支援員及び生活困窮者支援に関わるその他支援者の資質向上を図るための研修等を実施します。
- 地域包括支援センター職員の資質向上や、同センターの機能強化を支援するため、研修会等を実施します。
- 地域包括支援センターにおける介護予防の取組強化や、地域ケア会議の充実を図るため、専門職の派遣調整を行います。
- 市町村において母子保健、児童福祉、子育てなど各関係機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実を図れるよう母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点の設置を支援します。

(2) 安心して子育てできる環境づくり

ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化

【現状と課題】

- 我が国における子どもの貧困率の高さが国際的に高いということが社会問題となり、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が決定されました。
- 平成27年度に本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、0歳から17歳の子どもの相対的貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。
- これを受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育機会の確保を図るため、平成28年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定しました。
- 同計画に基づき、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置し、同基金を活用して市町村が実施する就学援助の充実や、放課後児童クラブの利用料負担軽減を行いました。
- また、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金を活用して、市町村においては子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所づくり、県においては子供の貧困対策支援員への研修や、子供の居場所への学生ボランティア派遣、高校での居場所づくり支援等を行いました。
- さらに、国、県、市町村を始め、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等からなる「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、児童養護施設を退所する者等を対象とした給付型奨学金事業等を実施するなど、県民運動として対策に取り組んでいます。
- これらの取組により、令和2年度の困窮世帯の割合（未就学児）は22.0%となり、平成29年度調査より1.3ポイント改善したものの、依然として高い割合を示しています。
- 子どもの貧困の世代間連鎖の克服と解消に向けては、核家族化、人間関係の希薄化や自己責任論等から「社会的孤立」に陥りやすく、日々の生活に追われ行政からの支援情報が届きにくい「情報弱者」となっていることを考慮し、支援を必要としている子どもを確実にセーフティネットにつなげるほか、子どもの保護者に対する就労支援の充実を図るなど、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策を行うことに加え、どのような状況に置かれていても、子どもたちが質の高い教育を受けることができる環境を提供し、個々の成長と豊かな人生の実現を後押しする教育施策を行うことが課題です。

- 特に、本県においては、ひとり親世帯の出現率が全国に比べて高く、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%となっています。
- このため、ひとり親家庭等の家計の改善に向け、約半数が非正規雇用者であるひとり親の就労支援に取り組む必要があるほか、経済的に困窮するひとり親家庭の自立に向けて、生活支援、経済的支援を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 家庭の経済状況等に左右されず、沖縄の未来を担う全ての子どもたちが夢や希望を持って成長することができる、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。
- 子どものライフステージや家庭の状況に応じ、適切な支援機関へつなげる仕組みの構築や、子どもの貧困に対する理解を深め、県民運動としての連携・協働を積極的に進めるための普及・啓発活動に取り組みます。
- 貧困状態にある子どもに対して、安全・安心に過ごせる居場所の整備等の生活支援や、バス通学費負担軽減等の経済的支援の実施に向けた施策を推進します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立した生活に向けて、個々が抱える課題に応じた就労支援のほか、保育や医療にかかる経済的負担の軽減や住宅支援等の生活支援に取り組みます。

<取組事例⑱> 子どもと地域をつなぐサポートセンター 糸

那覇市

那覇市社会福祉協議会では、子どもの貧困対策や子どもたちを見守る地域づくりを目指して、那覇市から委託を受けて「子どもと地域をつなぐサポートセンター糸」を設置し、子ども食堂や学習支援等の活動を実施しているボランティア団体や自治会、NPO、子ども支援団体等の中間支援に取り組んでいます。

具体的には、居場所（支援団体）同士がつながるネットワークの事務局を担い、代表者連絡会及び研修会を実施し、支援団体の実態把握と課題の整理改善に取り組むとともに、居場所と地域団体や学校の関係づくりを目指した連絡会等を通じて、地域に根差した活動の支援を行っています。

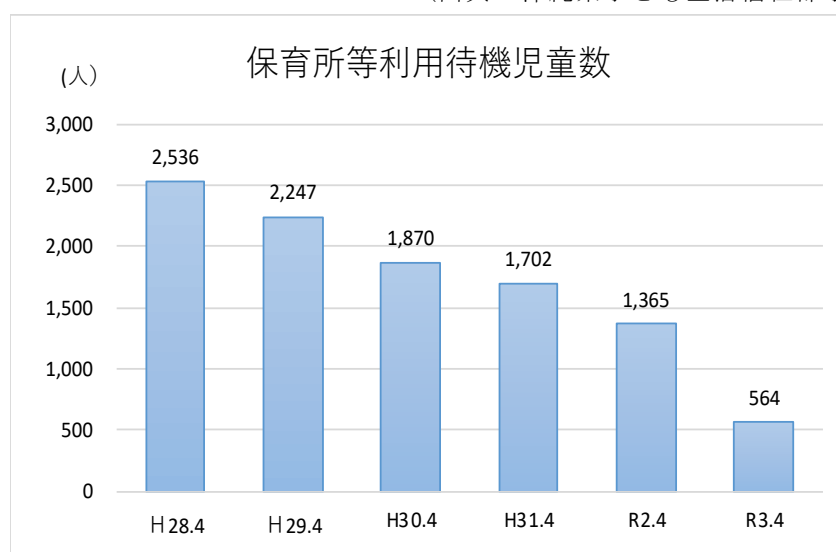
また、居場所新規立ち上げ支援をはじめ、サポートセンターから助成金等の情報発信、ボランティアのマッチングや企業との連携を進め、地域・運営者に寄り添い、居場所が継続的な運営につながる環境づくりに取り組んでいます。

イ 子育て支援の充実

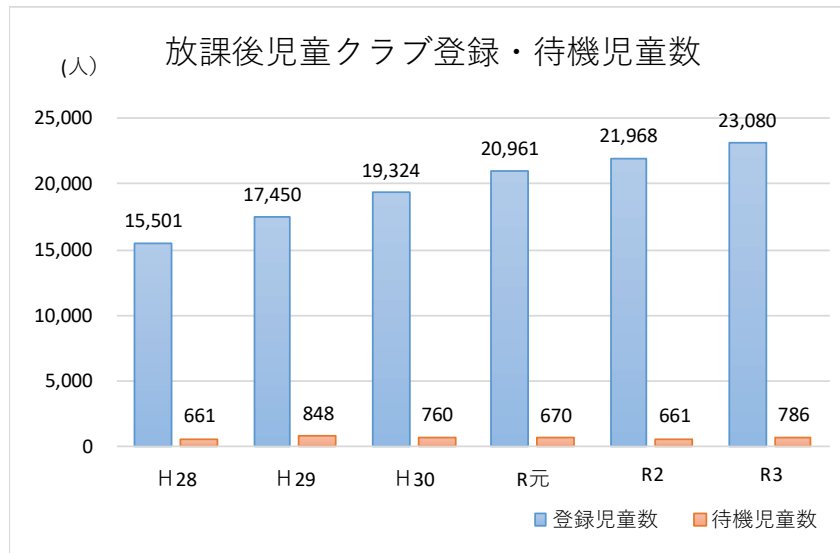
【現状と課題】

- 合計特殊出生率が全国一高く、ひとり親家庭等の割合も高い本県においては、子どもや家庭をとりまく環境の変化や就労形態等を踏まえた多様な保育ニーズへ対応していくことが求められています。
- 平成24年度からは一括交付金等を活用し、保育士の確保や認可外保育施設の認可化、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置などを推進してきました。
- このような取組の結果、認可保育所の施設数及び定員数は年々増加し、保育所入所待機児童数は、令和3年4月時点で564人にまで減少しています。

(出典：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課資料)



- しかし、潜在的待機児童や年度途中の入所申込みによる待機児童は解消されていないことから、今後も引き続き、市町村と一体となって待機児童の解消を図っていく必要があります。
- 共働き家庭等においては、子どもの小学校入学を期に、安全・安心な放課後の居場所の確保という課題に直面することから、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備していく必要があります。
- 放課後児童クラブは着実に増加しているものの、共働き家庭の増加等を背景とした利用ニーズの高まりにより、登録できない児童が発生しています。
- また、本県では放課後児童クラブの公的施設の活用割合が低いため、利用料が全国と比べて高い状況にあり、利用料の低減が課題となっています。



(出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」)

- 少子高齢化、核家族化が進行し、家庭や地域における子育て支援機能が低下している中で、働きながら育児や介護を行うことができる環境の整備が求められています。
- 市町村においては、仕事と子育ての両立支援や地域の活性化を図ること等を目的に、ファミリー・サポート・センターの設置が進められてきた結果、令和2年度現在、20か所32市町村で設置されています。
- ファミリーサポートセンターについては、病児・病後児の対応を行うところも多くなっており、近年、会員数や活動件数がともに増加しているが、援助を行う側の会員数不足が課題となっています。

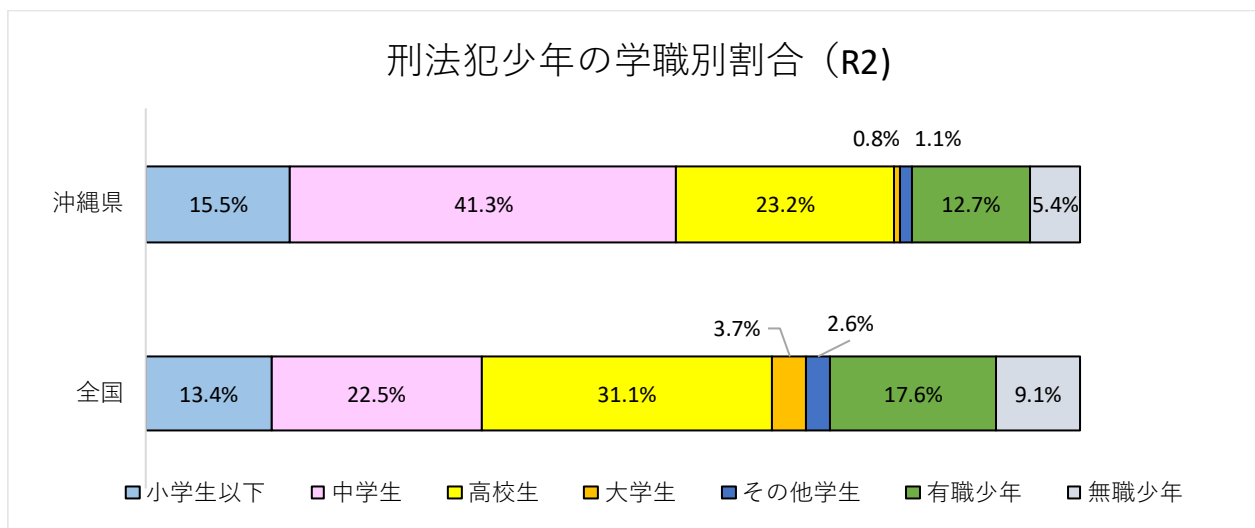
【施策の方向性】

- 子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくため、市町村が計画的に行う地域の子育て支援拠点等の整備を促進します。
- 年度途中の入所申込児童の受け入れや、延長保育、一時預り保育、病児保育等の多様な保育サービスを提供するため、引き続き市町村と連携し、保育士の確保や、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組み、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ります。
- 公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備や運営費等に対する支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組むとともに、市町村や関係機関と連携し、小学校など公的施設の整備計画なども踏まえながら、計画的・効率的な整備を促進します。
- 地域の実情に応じた市町村におけるファミリー・サポート・センターを支援するため、県の広報誌やホームページ等において、事業内容の紹介や会員募集等の周知を図ります。

ウ 子ども・若者の育成支援

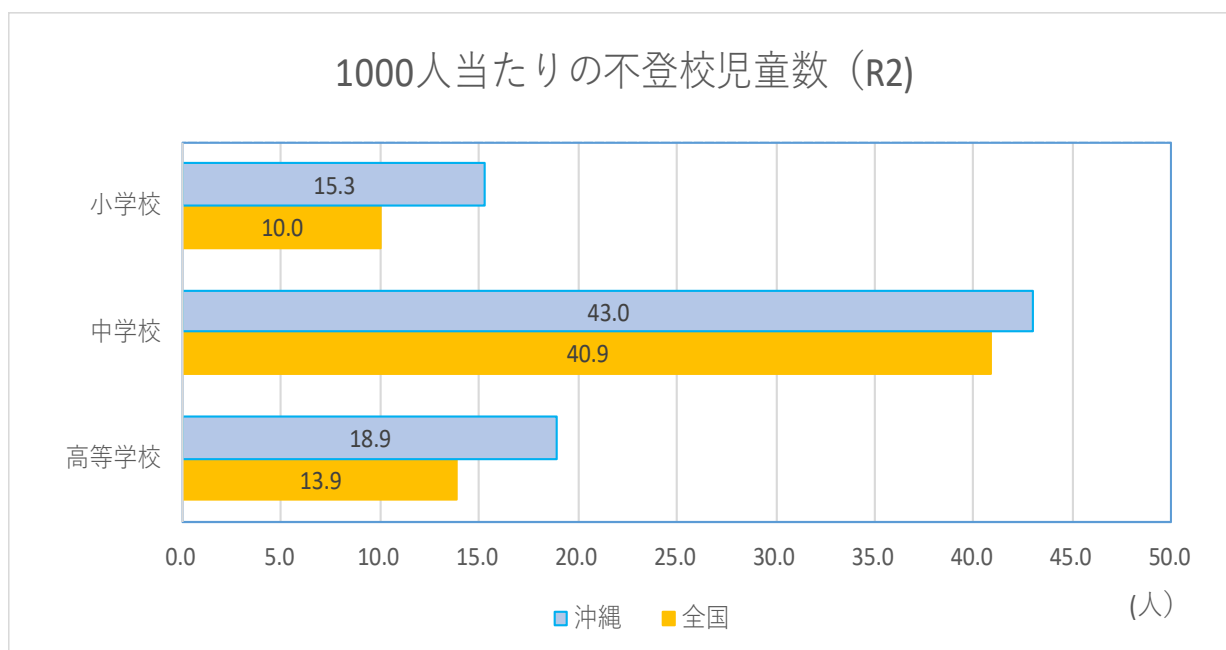
【現状と課題】

- 本県は、刑法犯少年に占める中学生の割合が全国一高く、低年齢層の非行が多いなどの特徴があります。このため、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙を防止するための県民総ぐるみ運動を引き続き展開するなど、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要があります。



(出典：沖縄県警察「令和2年 少年非行等の概況」)

- また、不登校者や卒業後の進路未決定者の割合が全国と比べて非常に高い状況に加えて、人口に占めるニートの割合も全国平均を大きく上回っています。



(参照：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- こうした若者に対しては、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター（以下、「ソラエ」という。）等を中心として、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進する必要があります。また、専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行う必要があります。
- また、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等と連携を図り、就学・就労へ向けた支援を行う必要があります。
- 新たな課題となっているヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の「育つ権利」や「教育を受ける権利」など、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があると言われており、その結果、勉強に支障がでたり友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼす懸念があることから、その実態の把握とともに、支援が必要な子ども又は家庭に適切な支援が行われるよう関係者、関係機関の連携が求められています。

【施策の方向性】

- 非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上、スクールサポーターの効果的な活用のほか、少年警察ボランティア等と連携した非行少年の立ち直り支援、未成年者による深夜はいかい等防止のための運動など、青少年が健全に成長できる環境の整備に取り組みます。
- 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者及びその家族等に対し、ソラエを中心として関係機関と連携した多角的な支援に取り組みます。
- 県立高等学校内に居場所を設置し、就学継続のための支援等に取り組みるとともに、専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や、若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、寄り添い型の支援に取り組みます。
- 本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があると考えられるヤングケアラーについては、県内の実態把握に努め、支援を必要とする子ども又は家庭に適切な支援が行き届くよう、多様な関係者や関係機関の連携強化に取り組みます。

<取組事例⑳> 「若者サポート支援たまり場」

今帰仁村

今帰仁村社会福祉協議会では、地域のひきこもりがちな若者の支援やその親御さんの支援として、建物の一室を開放し気軽に集うことができる居場所「若者サポート支援たまり場」を設置しています。

たまり場では、主に週に2回の居場所の開放と若者や親御さんの相談日を設け、「悩みや考えを聞いてほしい」「就職への一步を踏み出したい」等の相談に対し、支援員2名で対応しています。

将来に向けて一步踏み出そうとする若者の後押しとして、求人情報の提供や「地域若者サポートステーションなご」との連携した取り組み、資格取得講座の受講費を助成するなどの資格取得支援にも力を入れており、この支援により、介護職の資格を取得し就職に繋がった若者もいます。

その他にも、ピアス等の装飾品や、コースターなどの小物製作・販売、社協の地域交流イベント運営への協力・参加や、趣味で撮った写真を広報誌に掲載するなど、地域への社会参加の取り組みを通して、若者の自己肯定感を育む活動に繋がっています。



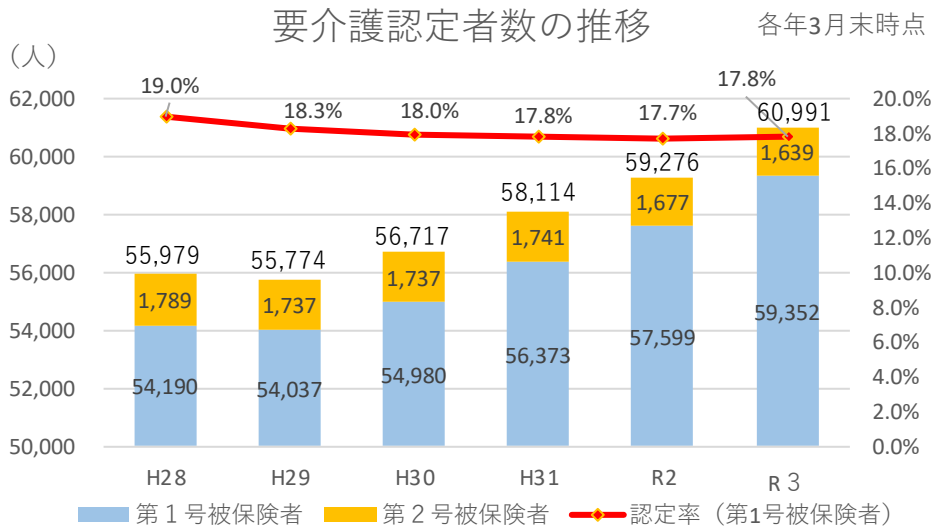
また、毎月1回利用者宅を訪問し、たまり場での活動予定等が掲載されたチラシ（毎月利用者が発行）を届け、コミュニケーションをとりながら現況確認も行っています。

(3) 高齢者、障害者への支援

ア 高齢者への支援

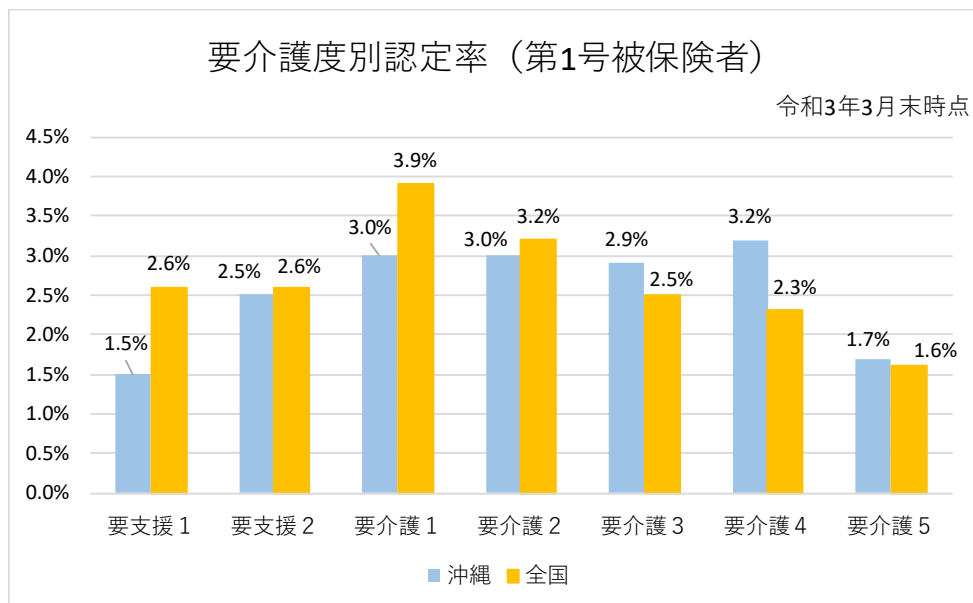
【現状と課題】

- 本県でも全国より緩やかながら確実に高齢化が進んでおり、平成30年に高齢化率が21%を超え、いわゆる「超高齢社会」を迎えたところです。
- 本県の要介護（要支援）認定者数は、増加傾向にあり、令和3年3月末現在で、60,991人となっており、そのうち第1号被保険者は59,352人となっています。



(出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」「介護保険事業状況報告（3月月報）」)

- また要介護認定率は、全国平均と比較して要支援1から要介護2までの軽度認定率が低く、要介護3から要介護5の中重度認定率が高い傾向にあります。



(出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和3年3月月報）」)

- 要介護3以上が多い要因の1つとして、全国平均と比べ、新規認定者の平均要介護度が高く、新規認定者の要介護度別分布も要介護2～4で高い傾向があることから、重度化した段階で新規認定を受ける傾向があるものと推察されます。
- また、令和3年3月31日現在の要介護（要支援）認定者における認知症高齢者数（ランクⅡ以上）は40,084人で、認定者に占める割合は68.0%となっています。
- 市町村では、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的として、要支援者等を対象とした訪問・通所介護サービスに加え、地域の実情に応じて、買い物支援や見守り、家事援助、配食などの生活支援サービスの提供体制づくりを進めています。
- また、併せて生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、地域ニーズとのマッチングなどの取組を進めています。
- 全ての市町村において、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行うため、認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」や、認知症の人や家族等への相談支援や医療・介護等の支援ネットワークの構築等を行う「認知症地域支援推進員」が設置されています。
- しかしながら、軽度認知障害（MCI）の診断後に適切な支援が行われず症状が悪化している事例もあり、診断後の支援体制が不十分な状況があります。

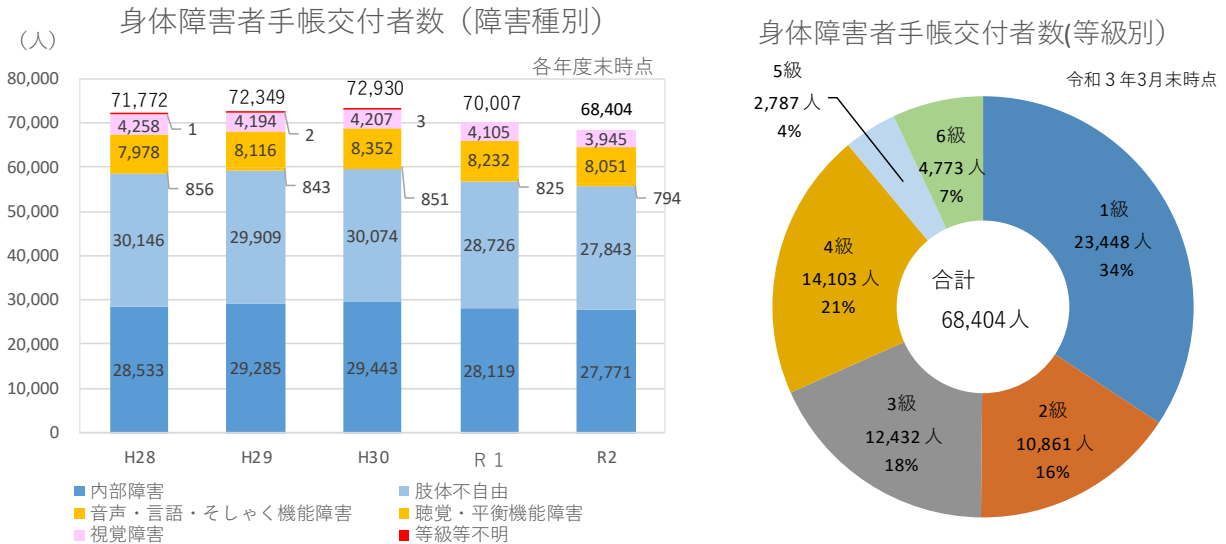
【施策の方向性】

- 市町村それぞれの特性、課題に応じたサービス創設などについて、市町村や地域包括支援センターなどの関係機関に対し、先進事例の情報提供を行います。
- 生活支援コーディネーターの養成研修を体系的に実施し、資質向上を図るとともに、市町村支援アドバイザーを派遣し、技術的な助言を行います。
- 市町村における認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が円滑かつ効果的に進むよう、県による連絡会議や研修等を通して先進市町村の取組の共有を図るなど、その活動を支援します。

イ 障害者への支援

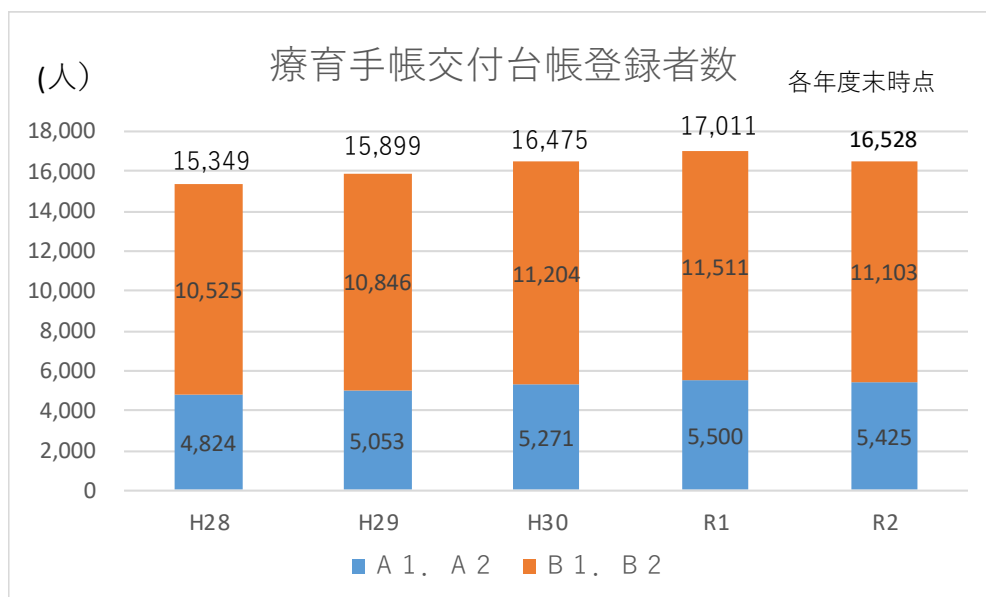
【現状と課題】

- 本県の身体障害者手帳交付者数は、令和2年度末で68,404人となっており、障害種別に見ると肢体不自由障害（40.7%）、内部機能障害（40.6%）で全体の8割以上を占めます。また、等級別では1級・2級の比較的重い障害の割合が全体の50.0%となっています。



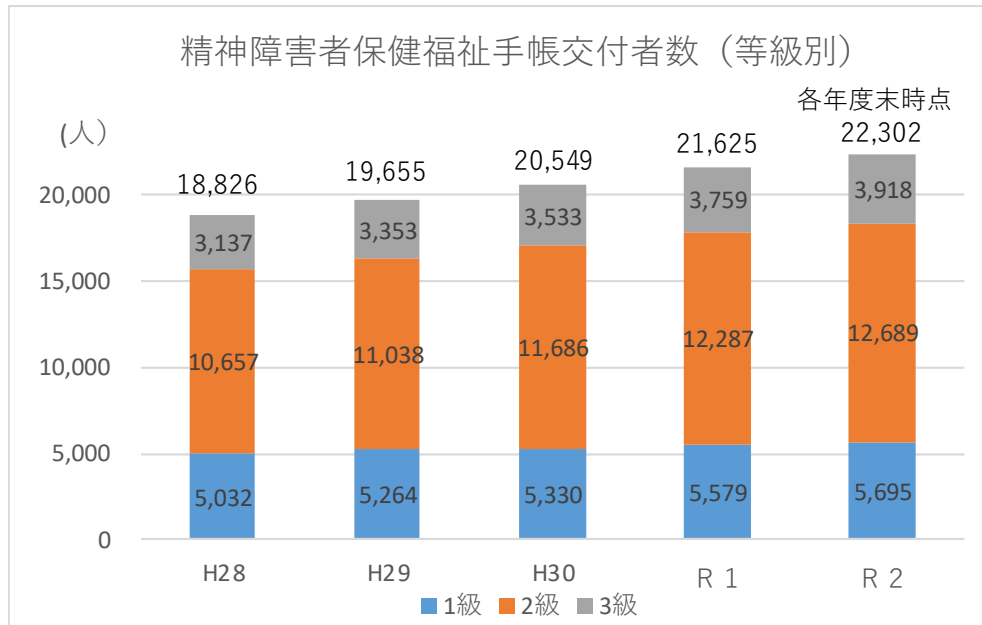
（出典：沖縄県子ども生活福祉部「子ども生活福祉行政の概要」）

- また、療育手帳交付者数は、令和2年度末で16,528人となっています。程度別で見ると、最重度・重度（A1・A2）の判定を受けている者は、5,425人で全体の32.8%となっています。



（出典：沖縄県子ども生活福祉部「子ども生活福祉行政の概要」）

- 精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、令和2年度時点における交付数は22,302人となっており、等級別で見ると、1級（重度）の精神障害者は全体の25.5%となっています。



（出典：沖縄県保健医療部地域保健課業務資料）

- 現在、国や本県においては、発達障害者数の公的な数値はありませんが、乳幼児健康診査における精神発達及び言語発達の有所見率は、令和元年度で1歳6か月健診が5.1%、3歳児健診で5.7%となっています。
- 障害者及び障害児について、入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らせる社会を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が重要です。
- そのためには、各市町村又は圏域における地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備及び機能の充実にに向けた運用状況の検証等が必要であることから、県としても整備及び機能の充実にに向けた市町村の取組を支援する必要があります。
- また、施設入所や入所から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実に図るとともに、地域や民間事業者の理解を促進する必要があります。
- 精神障害者の地域移行・地域定着を促進する支援体制整備を目的として、医療機関と地域（保健・福祉分野）が協働して長期入院精神障害者の地域移行支援を進めていく必要があります。

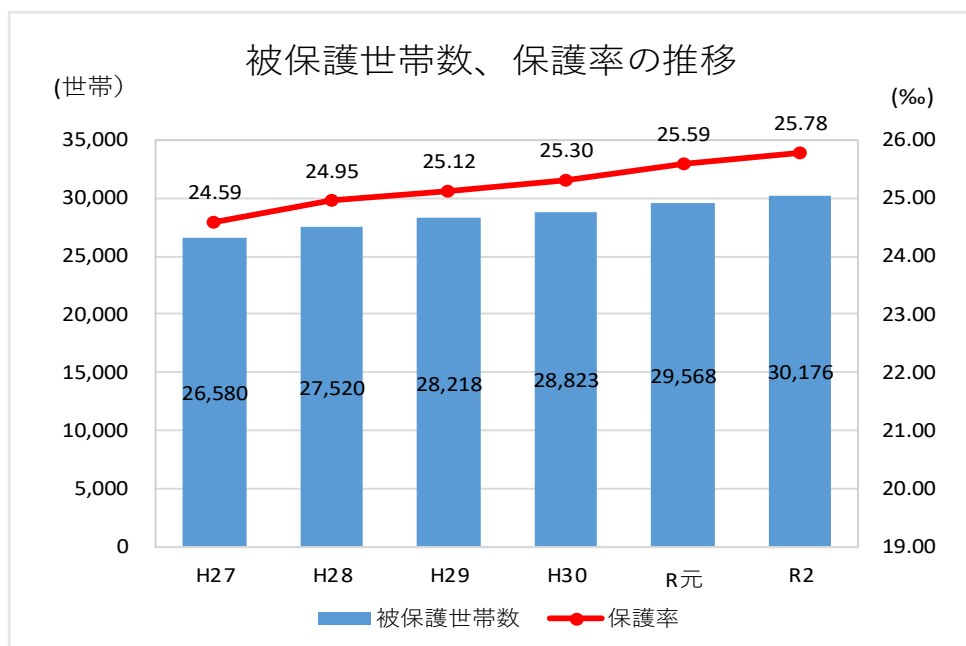
【施策の方向性】

- 障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、市町村における地域生活支援拠点等の整備、及びその総合調整を図るコーディネーター等の配置促進や、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、他都道府県の好事例の紹介や現状及び課題等を把握共有する等、必要な支援を行います。
- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに、地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- 自立支援協議会ネットワークを活かし、県・圏域・市町村の取組や好事例等について、蓄積・共有を図り、地域生活支援の体制整備を推進します。
- 精神障害者の地域移行・地域定着を促進する支援体制整備のため、医療機関と地域を接着することを目的としたコーディネーターの配置や、医療保護入院退院支援委員会（院内委員会）への地域援助事業者の参画を促進するための支援を行います。
- 農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援事業所における障害者の工賃水準の向上、及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や、農作物展示販売会等の開催等を支援します。
- 公共施設などに設置されている障害者等用駐車場の適正利用を促進し、障害者、高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方、又は移動の際に配慮が必要な方が安心して移動できる環境を整備することを目的として、「ちゅらパーキング利用証制度」を導入するとともに、同制度の普及を推進します。

(4) 生活困窮者への支援

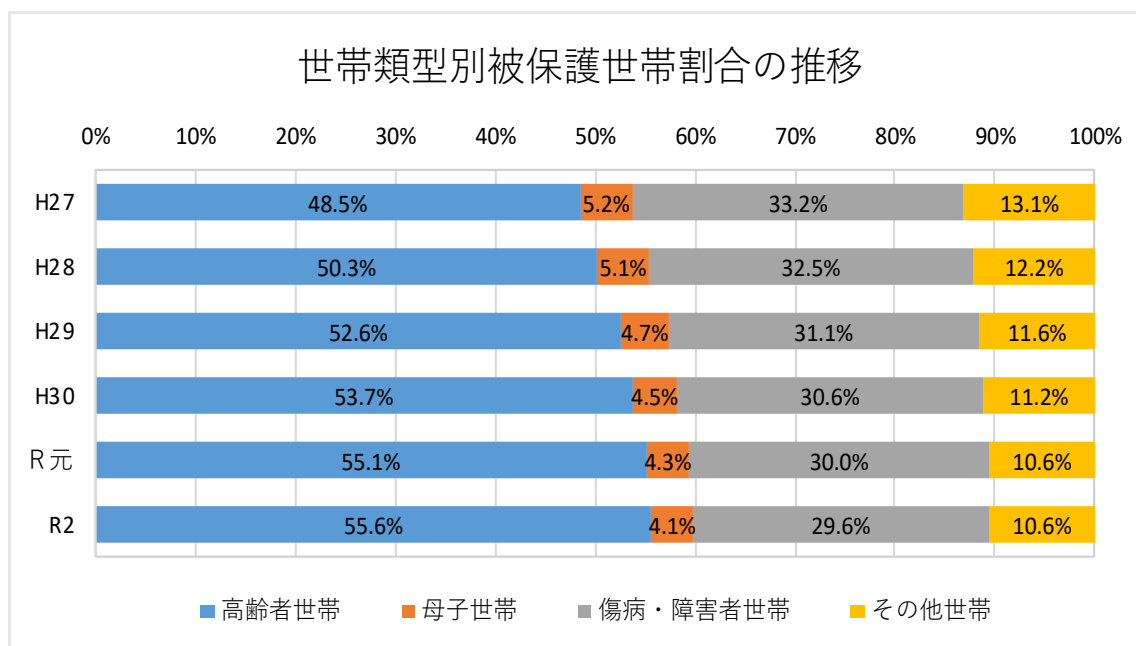
【現状と課題】

- 本県の生活保護受給(被保護)世帯数、保護率は増加傾向にあり、令和2年度の被保護世帯数は30,176世帯、保護率25.78%となっています。



(出典：沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課「沖縄県の生活保護」)

- また、被保護世帯を類型別にみると、高齢者世帯の割合が年々増えており、令和2年度には55.6%と最も高い割合を占めています。続いて傷病・障害者世帯が29.6%となっています。



(出典：沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課「沖縄県の生活保護」)

- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者への自立の支援を強化するため、福祉事務所設置自治体（市）と県（郡部）が実施主体となり、県内15か所に生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族とその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行っています。
- また、生活困窮者の状況に応じた支援として、自立相談支援事業において、利用者の参加・同意により自立支援計画（プラン）を策定し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、住居確保給付金の支給、子どもの学習・生活支援事業等を通じて、寄り添いながら自立の促進を図っています。
- しかしながら、相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいることから、これらの方々を早期に発見し、適切な支援につなぐため、体制強化を行う必要があります。
- 県社会福祉協議会では低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として生活福祉資金貸付制度を実施しています。
令和3年度に独立行政法人福祉医療機構が実施している年金担保貸付事業が終了することに伴い、高齢者世帯からの相談の増加が予想されています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済や雇用状況の急激な悪化は、県民生活に大きな影響を与えました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮している世帯への支援として、生活福祉資金制度における特例貸付や、住居確保給付金の対象拡大、及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給等を実施しています。
- 自立相談支援機関や県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会においては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により、家計や仕事、住まい等について困りごとや不安を抱える方からの相談や、住居確保給付金の支給及び生活福祉資金特例貸付の申請のため相談件数が大幅に増加しています。

	令和元年度 ①	令和2年度 ②	前年比 ②/①
生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数	4,024件	27,510件	6.8倍
住居確保給付金新規支給決定件数	120件	3,376件	28.1倍
生活福祉資金相談件数(延べ)	22,054件	165,398件	7.5倍
生活福祉資金貸付決定件数(延べ)	510件	87,717件	172.0倍

- 新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響は、今後も長期間に及ぶものと予想され、引き続き支援体制の強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

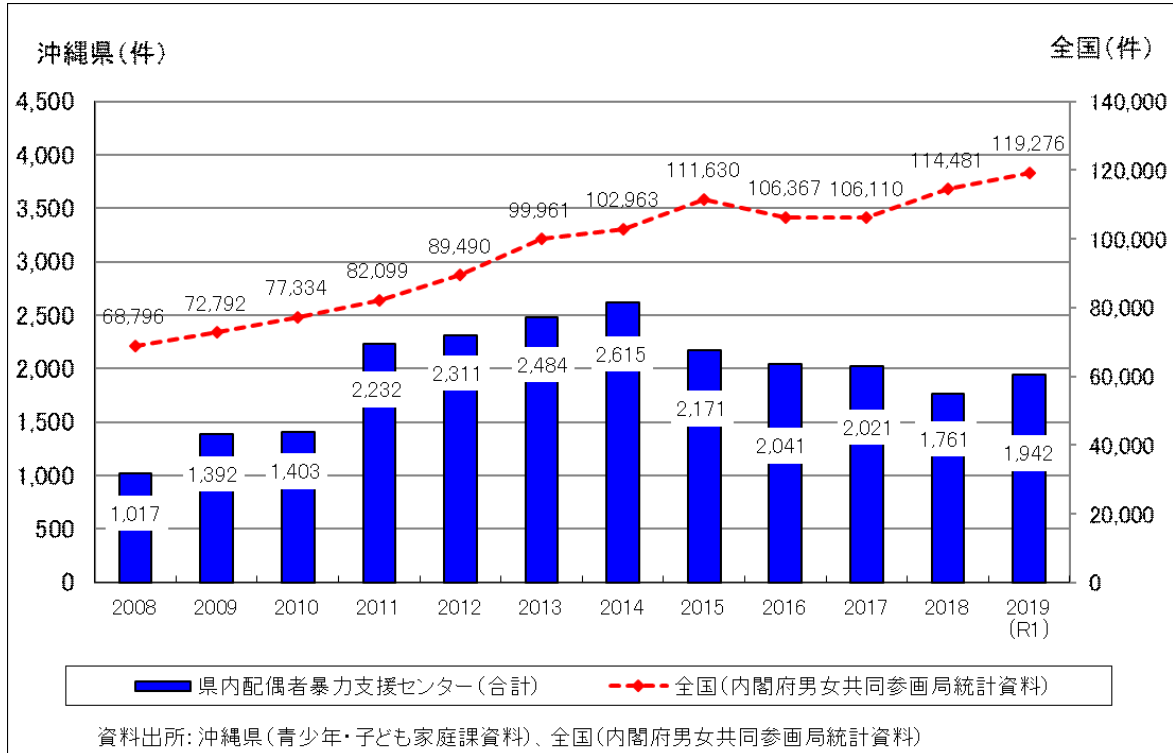
- 生活困窮者自立支援制度について周知を図る取組を促進するとともに、生活困窮者支援に携わる支援員等の専門性の向上、及び相談件数の増加に対応するための増員による機能強化を行います。
- 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、潜在的な支援対象者の早期発見、及び早期支援を行う必要があるため、訪問支援（アウトリーチ）等による支援を強化します。
- 生活福祉資金貸付制度について、年金担保貸付の廃止や特例貸付の償還開始等を踏まえ、県社会福祉協議会と連携し、必要な方に情報が行き届くよう制度の周知を行うほか、相談支援及び債権管理体制の強化を図ります。

(5) 困難を抱える人への支援

ア DV被害者への支援

【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、全国では増加傾向にある一方、本県においては、平成26年度をピークに減少していたものの、令和元年度は増加に転じています。



- DV被害者への対応は、専門性と各機関の協力が必要であることから、女性相談員の質の向上及び支援機関の体制の強化、市町村及び警察等関係機関との連携を強化するなど、DV被害者に対する相談支援体制の拡充と適切な支援を実施する必要があります。
- 加えて、DV問題が児童虐待とつながるケースが多く見られることから、女性相談支援機関と児童相談機関の連携をより一層強化する必要があります。
- また、性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、「性暴力被害者ワンストップ支援センター(病院拠点型)」を中心とした支援体制の強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 配偶者からの暴力(DV)相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、既存施設の広域利用化の推進、被害者の支援に向けた取組、複合的な課題に対応できる相談支援体制の構築、DV防止に向けた広報啓発や加害者対策等に取り組みます。

- 性犯罪・性暴力被害者に対する心身の負担軽減を図るため、引き続き「性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）」を被害者支援の拠点として24時間365日体制で運営し、協力病院等関係支援機関と連携しながら、離島地域も含む県全域において被害直後からの医療支援を含めた総合的かつ速やかな支援に取り組めます。

イ ひきこもり支援

【現状と課題】

- 平成30年内閣府調査では、ひきこもりの長期・高齢化が深刻となっている実態が明らかになっており、ひきこもりは若年層に特有の問題ではなく、高齢化世帯での困窮や社会的孤立の問題（ひきこもりが長期化し、親が80代、本人が50代で生活困窮と介護が重なって行き詰まる8050問題）としても注目されています。
- また、就職氷河期世代活躍支援や、コロナ禍における孤独・孤立対策においてひきこもり状態にある者が支援対象と位置付けられました。
- 令和3年4月の改正社会福祉法の施行により、市町村の包括的な支援体制として重層的支援体制整備事業が創設され、8050問題等の複雑多様な相談ができる窓口の設置が期待されています。
- ひきこもりの原因やひきこもっている期間、ひきこもりの状態は様々であり、就労を目的とした画一的な支援ではなく、個別のニーズに応じた多様な支援が求められています。
- 県では、ひきこもり状態にある方やそのご家族等を支援するため、ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、平成28年4月1日に県立総合精神保健福祉センター内に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開設しました。
- また、困り事や不安を抱える方、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とされる方からの相談を、生活困窮者自立支援制度の相談窓口で幅広く受け付けています。
- 一方で、ひきこもり支援に関しては、子ども・若者育成支援、生活困窮者自立支援、地域共生社会の構築、精神保健福祉相談等により多くの機関や部署で保健医療、児童福祉、障害福祉、地域福祉、雇用労働、教育等分野ごとに行っていますが、8050問題といった既存の行政支援では対応が難しい事例のように、制度の狭間にあって、年齢別や分野別等の縦割り支援となったり、ひきこもり支援の主担当部署が明確でない自治体が多いのが現状です。
- そのため、ひきこもりの相談窓口が身近になかったり、あっても知られておらず、どこに支援を求めていいかわからない家族等も多い状況があります。

【施策の方向性】

- ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談を受け止め、ひきこもり状態の背景となる多様な事情や心情に寄り添い、関係機関と相互に連携しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。

- そのため、住民に身近な市町村での一本化した相談窓口の設置及び支援の検討に向け、市町村との連携強化を図ります。
- 本人及び家族への相談機関の周知も課題であると考えられるため、周知方法などについても検討します。
- 引き続き沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、ひきこもり状態にある方やその家族等に対して電話や来所相談、必要に応じて訪問支援を行うとともに、地域連絡協議会を開催し、家族会や関係機関との連携強化を図ります。
- また、ひきこもり等社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、生活困窮者自立支援制度の相談窓口においても相談を受け付け、訪問支援（アウトリーチ）等を行うとともに、家族会などの関係機関とも連携して、対象者の状態に応じた適切な支援を行います。

<取組事例⑳> 蜜蜂ブンブンプロジェクト

(就労不安を抱えた若者の社会参加を目的とした蜂蜜づくり)

浦添市

浦添市社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワーカーがケースとして関わっているひきこもり当事者の「人と接しない仕事をしたい」「蜂蜜づくりをしたい」との声から生まれたプロジェクトです。

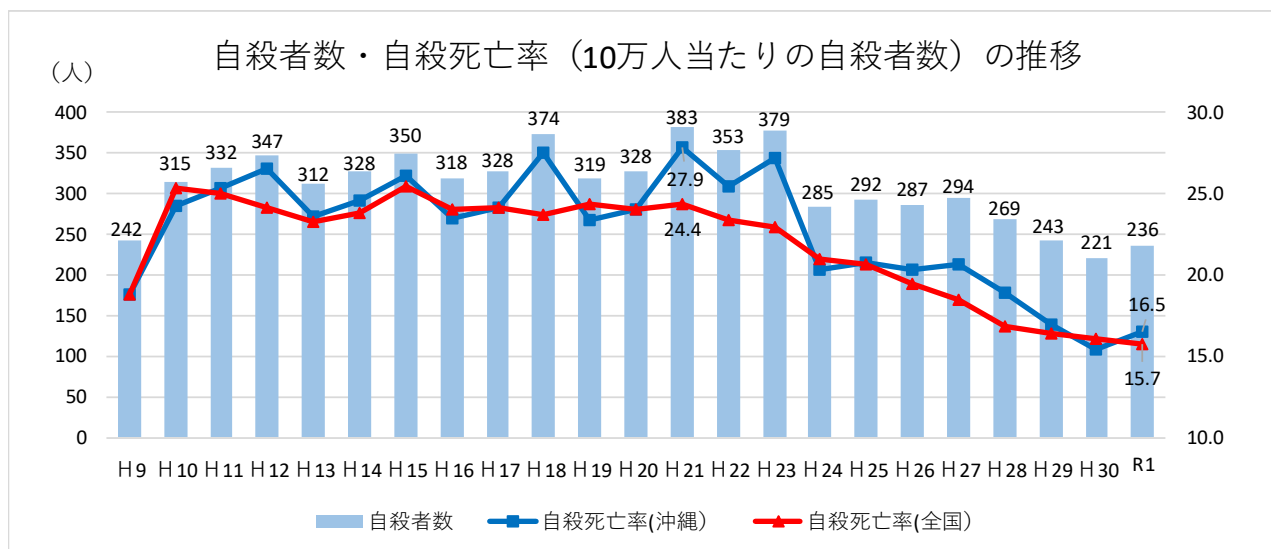
①ひきこもり当事者（就労不安を感じている若者）、②地域貢献をしたい若者、③担い手不足で困っている自治会、④就労支援を行っている相談員、⑤社協ボランティアコーディネーター、⑥CSWにてグルーピングを行い、「若者支援サークルビー・フリー」を結成し、養蜂（蜂蜜づくり）を通して、ひきこもり当事者の出口づくりや社会参加を行っています。また、担い手不足で困っている自治会に対しても、人材を地域外から募る活動にもなっています。

収穫した蜂蜜を、地域住民を招いて試食会を開催。当事者からは「思ったより人間関係っておもしろい」との声が聞かれました。また地域自治会からは「蜜蜂で花と担い手が増えそう」、地域住民からは「誰がひきこもりか分からない感じの雰囲気が良い」との声があり蜂蜜づくりで地域関係者の変容が見られました。

ウ 自殺対策

【現状と課題】

- 本県の自殺者数は、平成10年以降300人を超える状況が続き、平成24年に300人を下回ったものの、未だ年間200人を超え、1週間におよそ5人の方が自殺に追い込まれているという非常事態が続いています。
- 厚生労働省の人口動態統計によると、本県における令和元年の自殺死亡率（人口10万対）は16.5であり、全国の15.7と比べ高い状況です。



（出典：厚生労働省「人口動態統計に基づく自殺死亡数及び自殺死亡率」）

- 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」によると、本県における令和2年の自殺者のうち自殺未遂歴がある者の割合は、28.8%（男性21.3%、女性50.9%）であり、全国の19.8%（男性14.3%、女性30.8%）と比べ高くなっています。
- 自殺対策については、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的問題を含む包括的な取組が重要です。
- このため、行政をはじめ、民間の関係機関・団体等と連携し、それぞれの役割を分担して総合的な取組を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 自殺対策については、自殺の事前予防や精神疾患などの自殺念慮を有するハイリスク者への危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応まで、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組めます。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すために、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、自殺を考えている人への個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援等を行えるよ

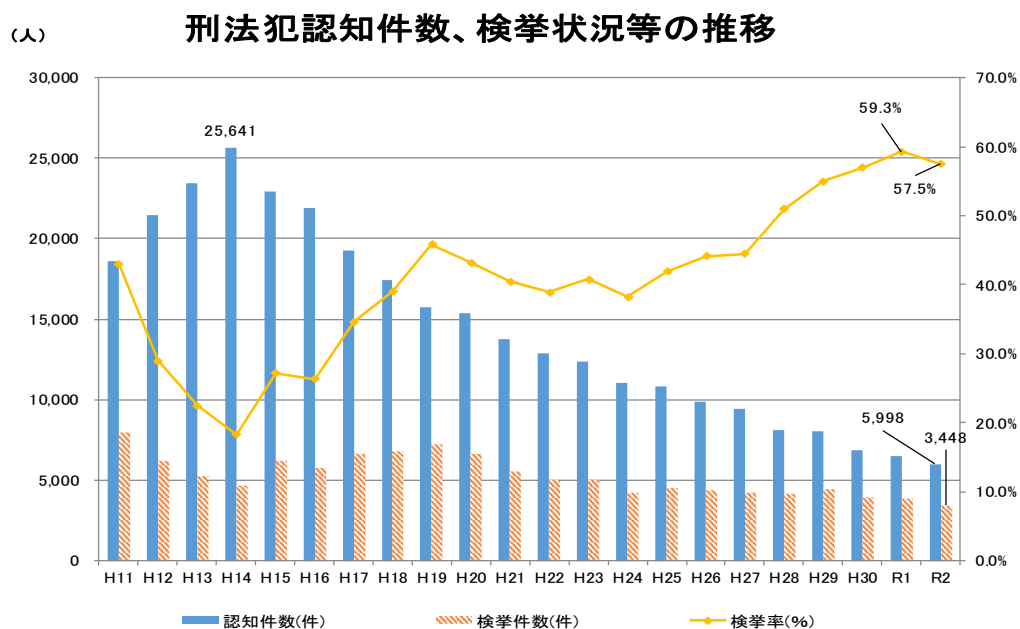
う、精神保健福祉センターや保健所において研修を開催し「地域における自殺対策力」を強化します。

- 内科医等のかかりつけ医等に対し、精神疾患に関する医学的知識や対応法、精神科医療の必要性の判断、連携方法等について研修を行い、精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

エ 再犯防止の取組の推進

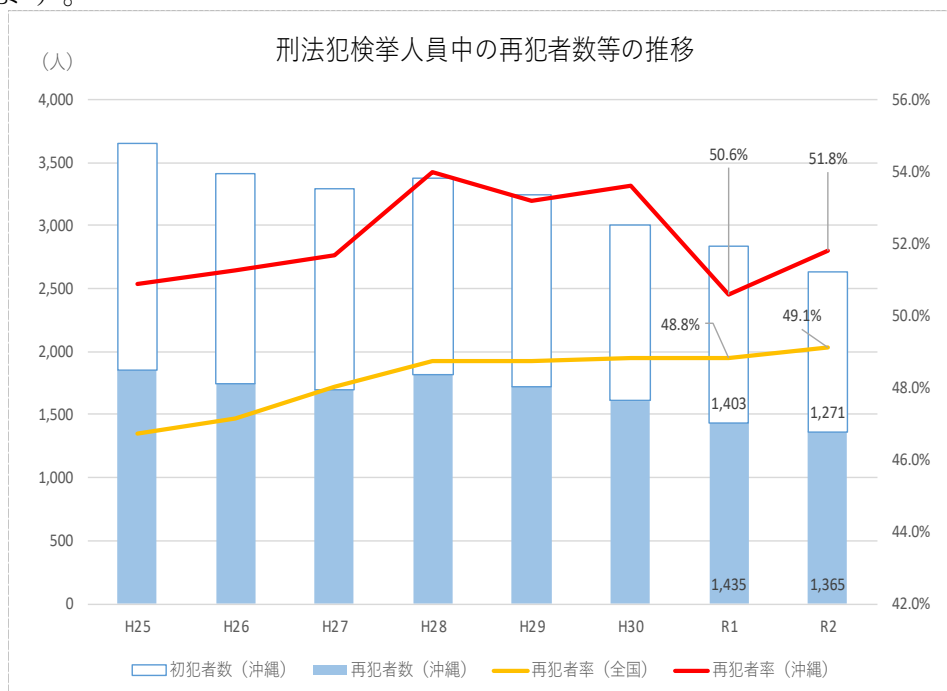
【現状と課題】

- 本県の刑法犯の認知件数は、平成14年の25,641件をピークに減少傾向にあり、令和2年には5,998件まで減少し、全国的に見ても同様の推移が見られます。



(出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課資料)

- 一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者率は、令和2年には51.8%と全体の半数以上を占めており、全国平均の49.1%に比べ高い割合となっています。



(出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課資料)

- また、本県は全国に比べ20歳未満の若年者の刑法犯検挙、補導人員の割合が高く、安心安全な地域社会の実現に向けては、再犯防止の取組が重要となっています。
- 犯罪をした者の中には、貧困、障害、依存症、孤立など、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多く、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があり、地域に戻った後、適切な支援につながらず再犯という負の連鎖が起こることが少なくありません。
- このことから、本県では、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、令和2年3月に「沖縄県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰のために努力することを支え、再び社会を構成する一員となりともに歩むことを支援すると同時に、再犯を防止し地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

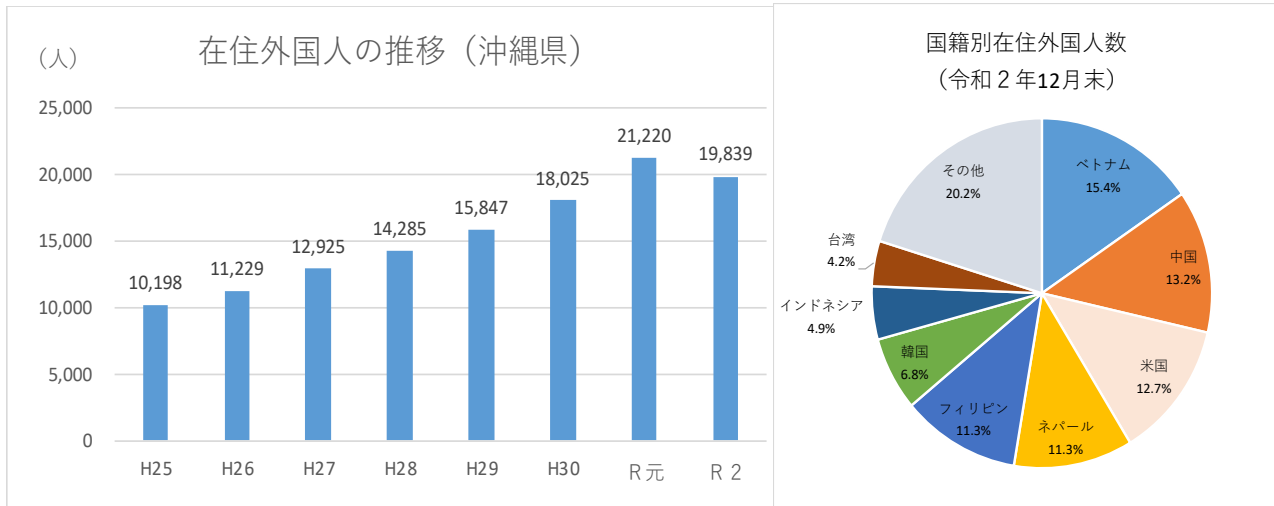
【施策の方向性】

- 「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」において、県計画の推進及び進捗管理を行い、市町村計画策定のための情報提供及び助言を行う等、地域の実情に応じた計画策定を支援します。
- 高齢や障害等により福祉的支援を必要とし、かつ、帰住予定地が確保できない刑務所等の矯正施設出所予定者等について、「沖縄県地域生活定着支援センター」の取組を通じ支援につなげることで再犯を防ぎます。
- 犯罪の負の連鎖を防ぎ、地域住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、国や民間協力者が犯罪を犯した者等に対して行っている就労支援、住居確保、保健医療、福祉サービス、就学支援等の活動の促進、広報・啓発活動の促進に取り組みます。

(6) 在住外国人への支援

【現状と課題】

- 県内に住む在住外国人の数は増加傾向にあり、令和2年12月末時点では、新型コロナウイルス感染症による影響で前年度と比べ減少したものの、19,839人となっており、平成25年の約2倍まで増加しています。



- 在住外国人を国籍別で見ると、ベトナムが15.4%と一番多く、続いて中国13.2%、米国12.7%、ネパール11.3%、フィリピン11.3%となっており、東南アジアや東アジアの人々が高い割合を占めています。
- 県では沖縄21世紀ビジョンに掲げる将来像「世界に開かれた交流と共生の島」の実現を目指し、国籍や民族に関係なく、誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に向けた取組を推進しています。
- 市町村における多文化共生施策を促進するモデル事業や、沖縄県国際交流・人材育成財団を通じて、生活・就職支援、医療支援、日本語教室等の多文化共生推進事業を実施しています。
- 令和2年度の「多文化共生推進調査」によると、在住外国人が行政に望むこととして、母国語による相談窓口の設置や公共施設等における外国語表記など、行政、生活情報の多言語化に関することが挙げられています。

【施策の方向性】

- 県内在住外国人と県民が相互理解し、外国人が安心して生活できる環境づくりを行うため、「おきなわ多文化共生指針」に基づいた意識啓発事業を実施し、市町村や関係団体と連携した多文化共生社会の形成に向けた地域づくりを推進します。

<取組事例②> 多言語通訳アプリの活用

北谷町

北谷町では、在住外国人への支援として、住民福祉部（福祉課・子ども家庭課・保健衛生課・住民課）窓口での手続きや相談等について、タブレット端末のテレビ電話で15か国語の通訳を実施し、多言語対応に取り組んでいます。



(7) 住宅確保要配慮者への支援

【現状と課題】

- 高齢者、障害者、生活困窮者等の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても孤独死や生活上のトラブル等の懸念から入居が断られるケースがあり、住宅確保に配慮が必要な者として支援が必要です。
- 平成25年3月より、住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の円滑な入居を促進する目的で沖縄県居住支援協議会（以下、「県協議会」という。）が設立され、平成27年に支援団体や協力店、要配慮者向け住戸の登録を実施する「あんしん賃貸支援事業」が開始されました。
- 平成29年度に住宅セーフティネット法の改正が行われ、要配慮者の入居を拒まない住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録制度が同年10月より運用開始となりました。
- 県協議会において、要配慮者に対し住宅情報や居住支援についてホームページや窓口を通じて情報提供するとともに、入居相談を行っています。年々、相談者が増加していることから、登録住宅や支援団体を増やす必要があります。
- また、入居前後において要配慮者への支援が必要となることから、各市町村における住宅部局と福祉部局が連携し、相談窓口の設置を促進するとともに、居住支援協議会設立の検討が求められます。

【施策の方向性】

- セーフティネット住宅の登録戸数増加に取り組むとともに、要配慮者の方々にとって金銭面での懸念が軽減できるよう、市町村による登録住宅の家賃低廉化等事業の実施を促進します。
- 要配慮者の民間賃貸住宅等への入居を促進するため、市町村における居住支援協議会設立及び入居支援相談窓口設置を促進します。
- 要配慮者の方々を入居させるにあたって、不動産事業者や大家さんに生じる不安や懸念を解消するため、家賃債務や保証人代行、見守り事業等の支援事業を行う事業者の、あんしん賃貸支援団体への登録及び居住支援法人への指定を促進するとともに、住宅部局と福祉部局の連携を強化します。

(8) 感染症対策

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者施設等の社会福祉施設において集団感染（クラスター）が発生し、衛生資材や職員が不足する等の状況が発生しました。
- このことから、県においては新型コロナウイルス感染症が発生した施設等への衛生資材の配布や、応援職員の派遣等の支援を実施しました。
- このように、感染症発生時においてもサービスを継続するための体制づくりを強化する必要があります。
- また、抵抗力の弱い高齢者が生活する高齢者施設等では、インフルエンザ、結核、ノロウイルス等の集団感染や食中毒等の集団発生の危険性があります。
- 特に高齢者は重症化リスクが高いことから、高齢者の感染防止に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 介護施設や障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症の発生時において、感染拡大防止のため感染管理指導のための専門家の派遣や、不足する感染拡大防止のために必要な衛生資材などの支援、職員が感染や濃厚接触者となるなど人員不足となった場合における応援職員派遣に関する支援など、県関係部局や市町村、保健所等の関係機関と支援に必要な情報の迅速な共有、及び連携して取り組むための体制を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染拡大防止のために必要な衛生資材の確保が困難となることも想定し、感染が発生した施設に対し不足物資を迅速に提供できるよう、備蓄・調達・配付体制を整備します。
- 感染症の発生、及びまん延の予防等に関する障害福祉施設等の取組について、委員会の開催や指針の整備、研修実施等の支援を行います。
- 市町村の広報や老人クラブのネットワークを生かした周知依頼など、関係機関と連携し感染防止策に関する効果的な広報・周知を図ります。

2 権利擁護の推進

(1) 判断能力が不十分な人への支援

【現状と課題】

- 認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人は、適切な福祉サービスの利用手続きができない、家賃や公共料金の支払等の日常的な金銭の管理ができないなど、日常生活に支障が生じている場合があります。
このような方々の判断能力を補い、権利を保護するものとして、成年後見制度と日常生活自立支援事業があります。
- 成年後見制度は平成12年4月の介護保険制度の開始に合わせて、従来の民法における禁治産者・準禁治産者制度から改められ制定されました。
これまでの財産管理に重きが置かれていた後見業務から、身上保護（後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと）を重視した制度となっています。
- 平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には国において「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村は中核機関の設置と成年後見制度利用促進計画の策定に努め、都道府県は広域的な観点から成年後見人等となる人材の育成や、必要な助言その他の援助を行うものとされました。
しかしながら、県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいません。
- 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援するもので、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会で連携して実施しています。
- 令和元年度より全市町村社会福祉協議会での実施を開始したことにより、利用者が増加し令和2年度の契約件数は93件となりました。同時にニーズの掘り起こしが進み待機者数153人となったため、迅速に利用契約へつなげる必要が生じています。
令和3年3月末時点で市町村社会福祉協議会に配置されている専門員77名のうち半数以上が他業務と兼任であることから、事業に従事する専門員等の資質向上や適正な事業運営を確保するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の実施体制整備を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業において、従事者の資質向上並びに適正な事業運営に向けた体制整備の推進、普及・啓発の実施を支援します。
- 利用者との契約に基づき、定期的な訪問により生活状況を把握するとともに、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理の支援等を

行います。

- 成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置に向けて、市町村等と関係機関による広域連携会議や、それぞれの市町村ごとに課題に応じた研修会・相談会を行うとともに、市町村職員向け相談窓口を設置するなど、市町村の体制づくりを促進します。

また、併せて、専門職及び関係機関と連携し、後見の担い手となる市民後見人及び法人後見の育成を支援します。

<取組事例⑳> 権利擁護センターと成年後見センターによる権利擁護支援の展開

宮古島市

宮古島市社会福祉協議会では、平成11年度に沖縄県社会福祉協議会から日常生活自立支援事業を受託し「宮古地域権利擁護センター」を設置、平成26年からは、「成年後見支援センターみやこ」を市から受託し、判断能力が不十分な方への支援活動を展開しています。

「宮古地域権利擁護センター」では、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者、知的障害者へ、本人との契約に基づき、福祉サービス等日常的な手続きの支援から日常的な金銭管理などを行い、利用者の判断能力や生活状況に合わせ、利用者本人の意思を尊重しながら、地域で安心した生活を続けられるよう支援を行っています。

また、「成年後見支援センターみやこ」では自身で十分な判断ができない方の権利や財産を守るため、法人後見人として支援を実施するほか、成年後見制度に関する市民からの相談対応から、申立て手続きの支援、親族後見人へのサポートなど、市民が必要な時に円滑に成年後見制度を利用するため幅広い支援を展開しています。

離島地域においては、成年後見人となれる専門職（弁護士や司法書士など）や、福祉サービスの担い手が少ないといわれる中、宮古島市社協では2つのセンター機能を活かし、行政、福祉関係者、金融機関などと連携しながら柔軟な支援を展開し続けており、宮古島市内に欠かせない重要な権利擁護支援の拠点として位置付けられています。



(2) 子どもの権利擁護

【現状と課題】

- 国は「児童の福祉を保障するための原理」として、平成28年度の児童福祉法改正により、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育とその生活を保障されること、愛され保護されること、健やかに成長・発達しその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すること（子どもが権利主体であること）を明確化しました。
- しかしながら、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、その健やかな発達を阻害する事象が跡を絶たず、子どもはこれまでその権利が十分認識され、保障されてきたとは言い難い状況にあります。
- これらを踏まえ、県は、令和2年4月に「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（以下、「子どもの権利尊重条例」という。）」を施行し、子どもを権利の主体として尊重すべきものであることや、その権利と健やかな発達を保障することは社会全体の責務であることなどを定めるとともに、「沖縄県社会的養育推進計画」においても子どもの権利擁護に関する取組を位置づけました。
- 令和3年度には、条例に基づく新たな取組として毎年11月17日を「おきなわ子ども権利の日」、同日から7日間を「子どもの権利週間」と設定し、子どもの権利尊重と虐待防止等に関して普及啓発を進めることとしました。
- 県においては、子どもの権利尊重条例の下、社会全体で子どもの権利の理解を深め、子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目指すこととしており、関連する施策の着実な実施が求められています。

【施策の方向性】

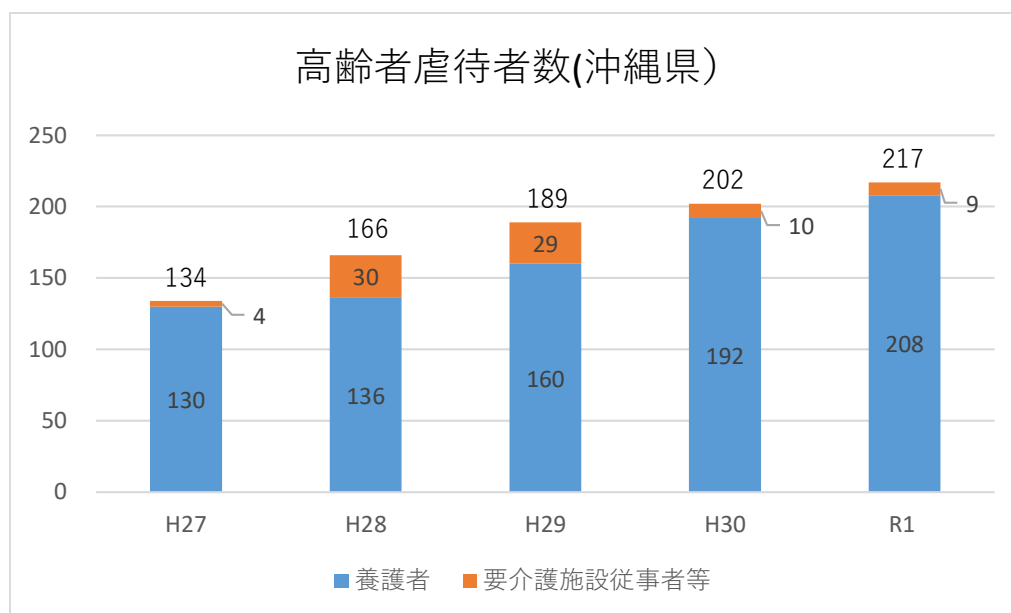
- 子どもの権利及び基本理念の理解促進や体罰等によらない子育ての推進等に関して、県民及び社会全体の意識醸成を図るため、普及啓発を実施します。
- 子どもの権利を守っていくため、保護者だけでなく地域や行政が連携し、子どもが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

(3) 虐待の防止

ア 高齢者虐待

【現状と課題】

- 家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大、高齢者の認知症による言動の混乱など、様々な要因が重なり合って発生する高齢者虐待は、重大な人権侵害であるとともに深刻な社会問題となっています。
- 本県の高齢者虐待件数は、平成26年度から平成30年度まで増減しながら増加傾向で推移しており、令和元年度は217件となっています。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」では、市町村は関係機関や民間団体等との連携の強化（高齢者虐待防止ネットワーク）等、必要な体制の整備に努めなければならないとされており、令和2年11月現在、41市町村中27市町村で高齢者虐待防止ネットワークが設置されています。



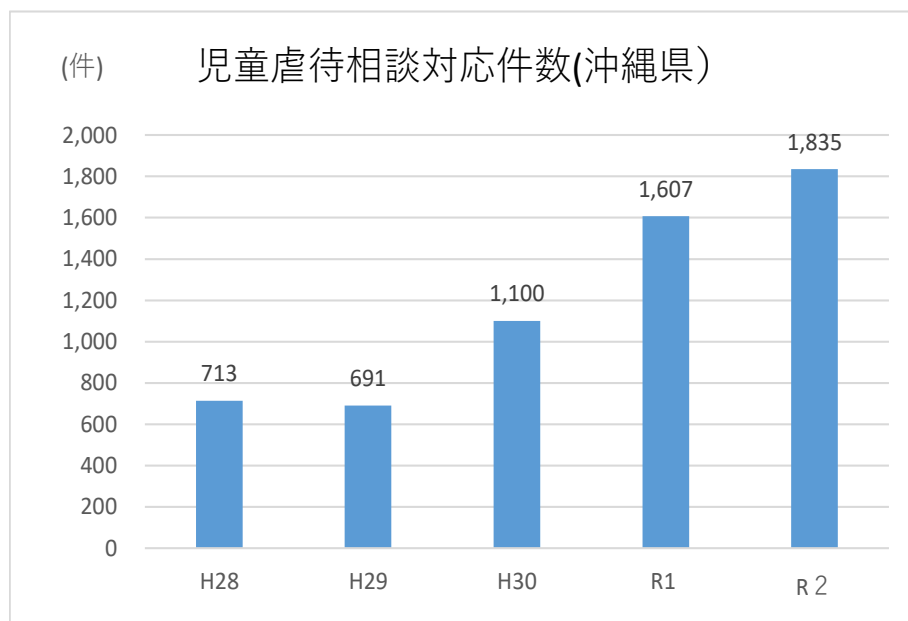
【施策の方向性】

- 高齢者虐待防止ネットワーク未設置市町村に対して設置を促進するとともに、設置済みの市町村に対しては、ネットワークの効果的な運営等について助言等を行います。
- 沖縄県社会福祉士会や沖縄弁護士会等の関係機関と連携し、市町村の対応困難事例に対する相談窓口を設置するとともに、必要に応じ弁護士等で構成する専門職チームを派遣し、市町村や地域包括支援センターの対応を支援します。
- 高齢者虐待対応・防止研修会や事例検討会等を開催し、関係職員の対応力の向上を図ります。

イ 児童虐待

【現状と課題】

- 児童相談所への児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあり、本県の児童虐待相談対応件数（令和2年度）も1,835件となり増加しています。
- 児童虐待を防止する観点から、児童相談所の職員体制や専門性向上のための取組の強化、学校や警察、市町村、DV相談機関など関係機関との連携強化、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進等を図る必要があります。
- 要保護児童等の支援については、国が示した「新しい社会的養育ビジョン（平成29年度）」等を踏まえ、引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、養育支援訪問事業の実施市町村数の増加、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報の推進などに取り組むとともに、児童養護施設を地域の社会的養育の支援拠点として位置付け、要保護児童や、その里親に対する支援体制の充実・強化を促進する必要があります。



【施策の方向性】

- 要保護児童への支援については、市町村要保護児童対策地域協議会や児童相談所の体制を強化し、及び子ども家庭総合支援拠点の市町村への設置を促進するとともに、関係機関と連携のもと児童虐待の未然防止、及び早期発見・早期対応に取り組めます。
- 子どもの権利利益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を進めるとともに、子どもの最善の利益を目指して社会的養育の推進に取り組めます。

- 児童養護施設等の退所者や里親への委託が解除された児童が、夢や希望へ挑戦し自立へつなげていくため、自立支援や相談支援に取り組みます。

ウ 障害者虐待

【現状と課題】

- 令和元年度の障害者の虐待件数は、養護者によるものが50件、障害者福祉施設従事者等によるものが14件となっています。
- 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者への研修等の措置を講じなければなりません。
- また、住民やあらゆる関係者に対し、障害者の権利擁護や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図るとともに、障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要であることから、障害者虐待防止法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。

【施策の方向性】

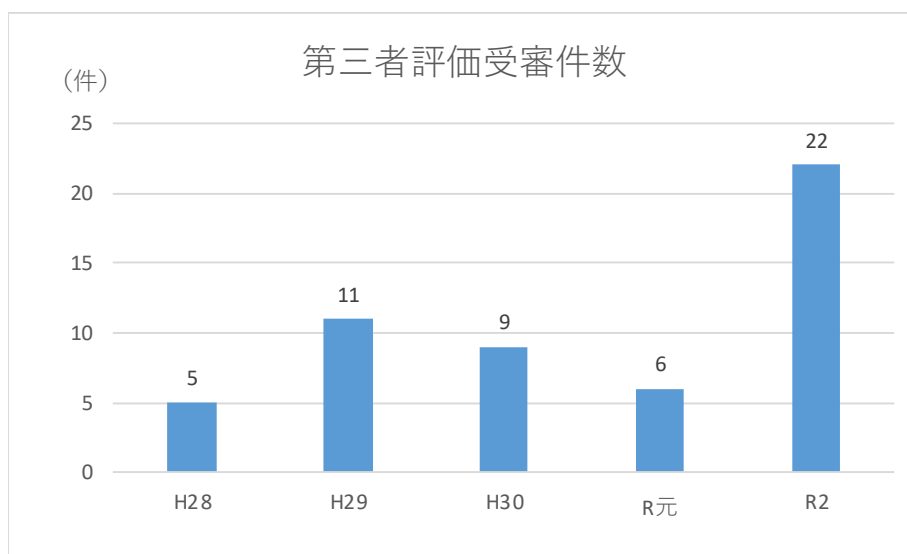
- 指定障害福祉サービス事業所等の管理者、及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の早期発見、速やかな通報など虐待防止に関する意識の向上に努めるとともに、指定障害福祉サービス事業所等に対しては、令和4年度から設置が義務化となる虐待防止委員会の運営体制の強化を図ります。
- また、おきなわふくしオンブズマン等の関係機関との連携に努めるとともに、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営し、市町村に対して情報の提供、助言その他必要な援助を行うなど連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

3 サービスの質の向上

(1) 第三者評価の受審促進

【現状と課題】

- 利用者が自ら必要とするサービスを適切に選択して享受するためには、サービス内容の情報について正確に知ることが重要です。
- また、福祉サービスの事業者においては、自らが提供する福祉サービスについて客観的な視点から認識し、質の向上に努める必要があります。
- 福祉サービス第三者評価制度では、専門的な知識を持つ中立的な第三者である評価機関と事業者との契約により、利用者のサービスに対する意向を把握する「利用者調査」と、サービスの内容や質、事業者のマネジメント力等を評価する「事業評価」とを合わせて実施しています。
- 評価結果は県のホームページにおいて公表し広く周知するとともに、受審者に対しては受審証明書を発行しています。
- 受審ニーズが高まっていた認定こども園の評価基準を令和元年度に県で策定したことから、令和2年度の受審数は22事業所と前年度と比較し大幅に伸びたものの、依然低調であり、更なる受審促進、評価結果の活用促進に向けた取組が必要です。



(出典：沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課資料)

【施策の方向性】

- 広報活動や指定事業者研修会、集団指導、関係団体や市町村との連絡会等、様々な機会を活用し、受審の働きかけや制度の普及啓発に努めます。

(2) 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備

【現状と課題】

- 福祉サービスの苦情や要望は、利用者と福祉サービス事業者との間で解決されるのが基本であり、各事業所は、苦情解決責任者、苦情受付担当者や、中立公正な立場から解決を図る第三者委員を置くなどの苦情解決体制を整備することが求められています。
- こうした制度を利用してもなお、当事者間において解決することが難しい場合には、利用者が安心して福祉サービスを利用することができるよう、公的・中立的な立場から解決を図っていく第三者機関「福祉サービス運営適正化委員会」が、県社会福祉協議会に設置されています。
- 同委員会では、平成27年度から令和2年度までに累計1,079件の苦情及び相談を受け付け、事情調査や斡旋等により解決を図っています。

【施策の方向性】

- 「福祉サービス運営適正化委員会」の運営を支援し、福祉サービス利用者と事業者間で解決が困難な苦情の適切な解決を図ります。
- 運営適正化委員会に寄せられる苦情は、その内容も複雑多様化していることから、適切かつ迅速な苦情解決を図るために各種相談機関と連携し対応します。また、利用者本人の意思決定のもと、窓口に寄せられる相談を積極的に受け入れ、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 福祉サービス事業所における苦情解決体制の整備が図られるよう、指導監査等の機会を通じ整備状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。

第5章 計画の推進について

第1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

福祉分野はもとより、教育、就労、交通、住宅、まちづくりなど生活分野を担当する関係部局と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策を推進します。

地域福祉の推進を一層効果的・効率的に支援するため、県社会福祉協議会との関係を強化し、支援のあり方など幅広い検討を進めます。

(2) 市町村・関係団体・地域住民等との連携

本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村担当課長会議の開催等を通じて、市町村と地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を行います。

また、外部有識者等で構成する沖縄県社会福祉審議会や関係団体、地域住民等の意見も聴きながら本計画を進めます。

第2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の推進

市町村・県民との協働を基本に、持続可能なバランスのとれた施策体系の構築を目指し、幅広く意見や提言を求めながら、効果的・効率的な施策展開に努め、地域福祉の一層の推進に取り組んでいきます。

(2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、適宜、ホームページ等を活用して、広く県民に情報を提供するとともに、「沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、計画の有効性、効率性及び関与の必要性等について助言や提言を求めながら、適切な進行管理に努めます。

また、中間年にあたる令和6年度に中間評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行います。

関連指標一覧

施策	取組目標	現状値	目標値	所管課
第1 市町村における体制づくりへの支援口				
1 市町村地域福祉計画の策定支援・促進				
	地域福祉計画策定済みの市町村数	25市町村 (R2)	35市町村 (R8)	福祉政策課
2 包括的な支援体制の構築に対する支援				
	重層的支援体制整備事業実施市町村数	0市町村 (R2)	5市町村 (R8)	福祉政策課
第2 安心して暮らせる地域づくり				
1 地域における支え合いの推進				
(1) 見守り・支え合い体制の整備	高齢者相互支援活動推進員研修終了者数	34人/年度 (R2)	60人/年度 (R8)	高齢者福祉介護課
	見守りネットワークを構築している市町村数	33市町村 (R2)	37市町村 (R5)	高齢者福祉介護課
	週1回以上の通いの場への参加率	4.4% (R1)	8.8% (R5)	高齢者福祉介護課
	地域子育て支援拠点数	94ヵ所 (R2)	122ヵ所 (R8)	子育て支援課
	子どもの居場所の利用者数	295,797人 (R2)	295,797人 (R8)	子ども未来政策課
(2) 民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員の充足率	82.3% (R2)	88.5% (R8)	福祉政策課
(3) 多様な主体による地域福祉の推進	ボランティアコーディネーター数	108人 (R2)	140人 (R8)	福祉政策課
	NPO等と県との協働事業数	398事業 (R2)	629事業 (R8)	消費くらし安全課
	県と福祉分野の取組を実施した包括的連携協定締結事業者数	14事業者 (R2)	16事業者 (R8)	企画調整課
(4) 社会参加の場・拠点づくりの促進	老人クラブ加入率全国順位	23位 (R2)	16位 (R5)	高齢者福祉介護課
	登録手話通訳者数	95人 (R2)	113人 (R8)	障害福祉課
(5) 支え合いの精神の醸成	ボランティア学習・福祉教育セミナー受講者数	40人/年度 (R2)	40人/年度 (R8)	福祉政策課
	認知症サポーター数	105,003人 (R2)	130,000人 (R5)	高齢者福祉介護課
2 災害時等の支援体制づくり				
(1) 災害時要配慮者の支援	個別支援計画策定市町村数（一部作成含む）	17市町村 (R2)	33市町村 (R8)	福祉政策課
	災害派遣福祉チーム員登録者数（DWA Tおきなわ）	99人 (R2)	150人 (R8)	福祉政策課
(2) 災害ボランティアの活動環境の整備	災害ボランティアセンター関連の研修会受講者数	— (R2)	100人/年度 (R8)	福祉政策課
(3) 地域防災組織の拡充	自主防災組織リーダー育成研修会の参加人数	50人/年度 (R2)	50人/年度 (R8)	防災危機管理課
第3 地域福祉を支える担い手づくり				
1 地域福祉活動を支える人材の育成				
(1) 市町村社会福祉協議会職員等の資質向上	市町村社協への個別指導/集団指導数	65回/59回 (R2)	53回/145回 (R8)	福祉政策課
(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置	配置市町村数/配置人員	27市町村 95人 (R2)	41市町村 150人 (R8)	福祉政策課
(3) ボランティアやNPO等の活動の促進	NPO認証法人数	761法人 (R2)	837法人 (R8)	消費くらし安全課
	県内市町村社協へ登録しているボランティア団体数	709団体 (R3)	800団体 (R8)	福祉政策課
2 サービスを担う人材の確保				
(1) 福祉人材の養成・確保	介護職員数	20,062人 (R1)	増加 (R8)	高齢者福祉介護課
	無料職業紹介事業における就業者数	28人/年度 (R2)	70人/年度 (R8)	福祉政策課
	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者養成研修受講者数	221人 (R2)	400人 (R8)	障害福祉課
	介護福祉士修学資金等貸付件数	289人 (R2)	292人 (R8)	福祉政策課
	就労斡旋による潜在保育士の就職者数	845人 (R2)	1,709人 (R8)	子育て支援課
(2) 福祉人材の質の向上	研修事業終了者数(サービス提供責任者適正実施研修、テーマ別技術向上研修)	74人/年度 (R2)	210人/年度 (R8)	高齢者福祉介護課
	介護支援専門員養成数	6,606人 (R2)	6,846人 (R5)	高齢者福祉介護課
	人材研修コース数	19コース (R2)	21コース (R8)	福祉政策課
	子育て支援員研修受講者数	414人/年度 (R2)	422人/年度 (R8)	子育て支援課・義務教育課
(3) 魅力ある福祉の職場づくり	保育士の正規雇用率	76.8% (R2)	80.0% (R8)	子育て支援課
	介護ロボット導入支援事業者数	15事業所 (R2)	50事業所 (R8)	高齢者福祉介護課
	I C T導入支援事業者数	0事業者 (R2)	52事業者 (R8)	高齢者福祉介護課

関連指標一覧

施策	取組目標	現状値	目標値	所管課
第4 暮らしを支える福祉基盤づくり				
1 福祉サービスとセーフティネットの充実				
(1) 相談支援体制の整備・充実	支援員の配置箇所(就労の定着)	5圏域 (R2)	5圏域 (R8)	障害福祉課
	相談支援アドバイザーの配置	4圏域 (R2)	5圏域 (R8)	障害福祉課
	発達障害者の相談窓口を設置している市町村数	18市町村 (R2)	41市町村 (R8)	障害福祉課
	他職種協働による地域ケア個別会議を定期的に開催している市町村数	34市町村 (R2)	41市町村 (R5)	高齢者福祉介護課
(2) 安心して子育てできる環境づくり				
ア 子どもの貧困の解消に向けた取組の強化	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合	23.2% (R3)	19.8% (R8)	子ども未来政策課
	子どもの貧困対策支援員による支援人数	7,556人 (R2)	7,556人 (R8)	子ども未来政策課
	就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数	839件 (R2)	1,140件 (R8)	青少年・子ども家庭課
イ 子育て支援の充実	保育所等利用待機児童数	564人 (R3)	0人 (R8)	子育て支援課
	放課後児童クラブ登録児童数	23,080人 (R3)	25,090人 (R6)	子育て支援課
ウ 子ども・若者の育成支援	子ども・若者支援地域協議会設置件数	2件 (R2)	5件 (R8)	青少年・子ども家庭課
(3) 高齢者、障害者への支援	元気な高齢者の割合(要介護認定を受けていない高齢者の割合)	86.2% (R2)	84.7% (R13)	高齢者福祉介護課
	福祉施設から地域生活への移行者数	39人/年度 (R1)	39人/年度 (R6)	障害福祉課
(4) 生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援事業新規相談件数	6,105件 (R2)	650件 (R8)	保護・援護課
	生活福祉資金貸付件数	369件/年度 (R2)	550件/年度 (R8)	福祉政策課
(5) 困難を抱える人への支援				
ア DV被害者への支援	配偶者暴力相談件数	2,092件/年度 (R2)	2,700件/年度 (R8)	青少年・子ども家庭課
イ ひきこもり支援	市町村担当課等から県ひきこもり専門支援センターへの個別事例・体制づくりの相談件数	3件/年度 (R2)	増加 (R8)	地域保健課
ウ 自殺対策	自殺死亡率(人口動態統計)	16.5% (R1)	14.5% (R8)	地域保健課
エ 再犯防止の取組の推進	再犯防止推進計画策定市町村数	1市町村 (R3)	6市町村 (R8)	福祉政策課
(6) 在住外国人への支援	在留外国人数	19,839人 (R2)	増加 (R8)	交流推進課
(7) 住宅確保要配慮者への支援	居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	0% (R3)	25% (R8)	住宅課
2 権利擁護の推進				
(1) 判断能力が低下した人への支援	日常生活自立支援事業利用者数	675件 (R2)	790件 (R8)	福祉政策課
	日常生活自立支援事業新規契約者数	94件/年度 (R2)	105件/年度 (R8)	福祉政策課
	成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数	1市町村 (R2)	22市町村 (R5)	高齢者福祉介護課
	中核機関を整備している市町村数	1市町村 (R2)	22市町村 (R5)	高齢者福祉介護課
(2) 子どもの権利擁護	子どもの権利に関する普及啓発の取組数	4件 (R3)	20件 (R8)	青少年・子ども家庭課
(3) 虐待の防止	高齢者虐待防止ネットワークを構築している市町村数	27市町村 (R2)	33市町村 (R5)	高齢者福祉介護課
	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	8市町村 (R2)	41市町村 (R8)	青少年・子ども家庭課
3 サービスの質の向上				
(1) 第三者評価の受審促進	第三者評価受審件数	22件/年度 (R2)	34件/年度 (R8)	福祉政策課
(2) 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備	福祉サービスに関する苦情解決セミナーの受講事業所数	130ヶ所 (R2)	235ヶ所 (R8)	福祉政策課

用語解説（50音順）

<あ行>

ICT

「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉事業実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

アセスメント

福祉サービスを提供するうえで、利用者を取り巻く状況を把握・分析し、利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを正しく評価・査定することである。

新たな振興計画

これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、平成22年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」に示す県民が描く将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGsの達成に寄与することを求めつつ、沖縄振興の基本方向や基本施策等を明らかにするもの。同時に、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を併せ持っている。したがって、本計画は沖縄県の施策の基本となるものであり、国、市町村等においても尊重されるべきもの。また、県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の自発的な活動の指針となるもの。

本計画の期間は、「沖縄21世紀ビジョン」が想定する概ね20年の後期10年に相当し、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の期間である令和4年度から令和13年度までの10年間。

イチャリバチョーデー

「出会えば人は皆兄弟」という意味の沖縄の格言。沖縄の人々の親和性、寛容性、おおらかさを表す。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

SDGs

持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略。17の世界

的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標。

ミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）が2015年に終了することに伴って、2015年9月25日の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』に記述された、2030年までの具体的指針である。

NPO

「Non-Profit Organization」の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

沖縄県かりゆし長寿大学校

高齢者に体系的な学習及び社会活動への参加の機会を提供することによって、生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持・増進に役立てるとともに、地域活動の担い手を養成することを目的として設置されている。

沖縄県社会的養育推進計画

児童福祉法の理念のもと、子どもの権利を基礎とした社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めることを目的として令和2年3月に策定。

沖縄県地域生活定着支援センター

高齢または障害等により、自立が困難な矯正施設を退所した人に対し、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着を図る事業を行う機関。

沖縄21世紀ビジョン

県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想。沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る取組や、これからの県政運営の基本的な指針となるもの。

おきなわふくしオンブズマン

沖縄県における障害者の権利擁護と地域生活支援を目的として、オンブズマン活動を行い「ノーマライゼーション社会」社会の実現を目指し活動している任意団体。

<か行>

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の心身の状況に応じた介護を行うとともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。

核家族

夫婦や親子だけで構成される家族のこと。なお、核家族は親族世帯の一形態であり、一人暮らし世帯である単身世帯（単独世帯）とは区別される。

キャリアパス

どんな仕事をどれぐらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どのようなポストに就けるのか等、キャリアアップのための道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。

共同募金

社会福祉法第113条で規定されている第一種社会福祉事業のこと。

共同募金会という民間の団体によって、都道府県を単位として行われている募金で、高齢者や障害者に対する福祉の充実や、地域福祉活動の啓発や推進のためなどに使われている。

禁治産者制度、準禁治産者制度

禁治産制度とは、心神喪失の常況にある人を保護するために、家庭裁判所が禁治産の宣告をして、本人に後見人をつける制度。

準禁治産制度とは、心神耗弱者（判断能力が不十分な人）又は浪費者を保護するために、家庭裁判所が準禁治産の宣告をして、本人に保佐人をつける制度。

禁治産という名称が差別的な印象を与え、さらに禁治産者であることが戸籍に記載されるなど、制度を利用しにくいという問題が指摘され、2000年4月1日施行の民法改正によって、成年後見制度に改められた。

グループホーム

高齢者、障害者などの生活に困窮する人が、小人数で支援を受けながら一般住宅で共同生活する、社会的介護、養護の一形態である。

刑法犯

刑法、及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強制性交等・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

検挙

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付または微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。

<さ行>

再犯

次の要件を満たす場合に、刑法56条の再犯となる。①前に懲役に処せられた者であること。②前刑の執行を終わった日又は執行の免除があった日から5年以内に今回の犯罪が行われたこと。③今回の犯罪について有期懲役に処すべき場合であること。

再犯者率

検挙等された者の中で、過去にも検挙等された者がどの程度いるのを見る指標。

里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を県からの委託を受け、養育する者。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。

THANKS運動

THANKS運動とは、沖縄県社会福祉協議会が事務局となり、社会的孤立の解消・防止に向けて、地域における住民相互の支え合い活動・関係機関が連携して、地域における福祉・生活課題の解消を図る仕組みづくりを推進し「T（ちいきの）、H（ひとびとが）、A（あかるい）、N（ネットワークを）、K（きずき）、S（ささえあうしゃかい）の実現」を目指している。

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、人との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加、若者の社会的自立の遅れなどが背景にあり、孤独死や貧困などの問題の原因となっている場合もある。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の増進を図ることを目的とする団体のこと。各都道府県、指定都市及び区、市町村単位に設置されており、一般的に「社協」と呼ばれている。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。

就職氷河期世代

1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。

重層的支援体制整備事業

市町村における相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I相談支援、

Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業で、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法により創設された。

住宅セーフティネット法

既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とする法律。正式名を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」という。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯のほか、省令において外国人などが定められている。

人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。

自立支援協議会

障害のある人も地域で安心して暮らせるまちをつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。対象となる障害は視覚／聴覚、平衡機能／音声・言語・そしゃく機能／肢体不自由／心臓機能／じん臓機能／呼吸器機能／ぼうこう又は直腸機能／小腸機能／免疫機能／肝臓機能。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

生活福祉資金

低所得者、高齢者、障害者に対して、低金利または無利子での資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保することを目的としている。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とし

て、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う業務に携わる人。精神保健福祉士法に基づく国家資格。

成年後見制度

認知症や精神上の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結などの法律行為を行う意思決定が困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度のこと。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。

セーフティネット住宅

「住宅セーフティネット制度」に基づき登録され、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅のこと。

<た行>

第三者評価

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う仕組みのこと。

ダブルケア

広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。狭義では、育児と介護の同時進行の状況のことである。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

団塊の世代

第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。通常、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけて生まれた世代のことをいう。

団塊ジュニア世代

昭和46年（1971年）4月2日から昭和50年（1975年）4月1日に生まれた世代のことをいう。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制）のこと。

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態となっても住み慣れた自宅や地域で暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する支援体制のこと。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの事業を地域において一体的に実施する中核的機関のこと。

中核機関

成年後見制度において、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

超高齢化社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力。

<な行>

内部障害

身体障害者福祉法に規定されている内蔵の機能障害のことで、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害などがある。障害を有することで、日常生活が著しく制限される。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理等を行う事業のこと。

ニート (NEET)

「Not in Education, Employment, or Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味しており、日本では、15歳から34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない若者無業者を指す。

認知件数

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

<は行>

パーキングパーミット制度

障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものをいう。この利用証により、駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。一部の地域では地方公共団体間の連携により、利用証の相互利用も進められている。

8050問題

長年引きこもる子どもとそれを支える親などの論点から、2010年代以降の日本に発生している高年齢者の引きこもりに関する社会問題である。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

発達障害者支援センター

発達障害者支援法第14条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。

パブリックコメント

公的な機関が、規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。

バリアフリー

高齢者や障害のある方、妊産婦、傷病者等が、日常生活や社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

非正規雇用

期間を限定して、比較的短期間で契約を結ぶ雇用形態のこと。派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどが含まれる。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務づけられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難な方を登録し、災害時の避難の支援や安否確認に活用するもの。

福祉サービス運営適正化委員会

社会福祉法第83条に規定されている「運営適正化委員会」のことで、福祉サービスに関する苦情等を適切に解決し、利用者の権利を保護するために都道府県社会福祉協議会に設置されている機関のこと。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難所。

<ま行>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において住民の立場に立った援助活動を行っている。なお、民生委員は児童福祉法に基づく児童委員を兼務しており、児童及び妊産婦の福祉を向上するための活動も行っている。

<や行>

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どもを指す。ケアが必要な人は、主に、障害や病気のある親や高齢の祖父母、兄弟、他の親族である。

ユイマール

「ユイ（結い、協働）」と「マール（回る、順番）」の意で、順番に労力交換を行うことを表していたが、冠婚葬祭などにも広がり、転じて「助け合い」や「相互扶助」を意味するようになっている。

要保護児童対策地域協議会

被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子ども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に、地方公共団体に設置されている組織。福祉、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。

＜ら行＞

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の任意団体である。町内会に付随、又は連携し、高齢者への福祉に取り組んでいる。

参 考 資 料

○沖縄県社会福祉審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 法第7条第1項に規定する審議会の名称は、沖縄県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（任期）

第3条 審議会の委員の任期は、3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門分科会）

第8条 審議会に、法第11条第1項に規定する専門分科会のほか、老人福祉に関する事項を審議するため、老人福祉専門分科会を、社会福祉施設の整備に関する事項を審議するため、社会福祉施設専門分科会を、地域福祉に関する事項を審議するため、地域福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

○沖縄県社会福祉審議会運営要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は沖縄県社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第16号）第12条の規定に基づき、沖縄県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 審議会に委員の互選による委員長を置くほか、委員長の指名により副委員長を置く。
2 委員長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副委員長がその職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき次の専門分科会を置く。
(1)～(5) 略
(6) 地域福祉専門分科会
2 専門分科会の委員数及び審査事項については、別表に定めるもののほか審議会が定める。

別表（抜粋）

分科会	委員数	審議事項
地域福祉専門分科会	12人	1. 地域福祉支援計画に関すること 2. 地域福祉に関すること

（分科会長及び副分科会長）

第4条 分科会にその分科会に属する委員の互選による分科会長を置くほか、分科会長の指名により副分科会長を置く。
2 分科会長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副分科会長がその職務を行う。

（会議）

第6条 審議会及び専門分科会並びに審査部会（以下「審議会等」という。）は必要に応じ開催し、審議会については委員長が、専門分科会については専門分科会長が、審査部会については部会長がそれぞれ招集し、会議の議長となり議事を掌理する。
2 審議会は、書面による審査を行うことが適当であると認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。
3 専門分科会は、書面による審査を行うことが適当であると認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。
4 審査部会は、書面をもって部会の委員の意見を求めることが適当であると認められるときは、書面をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。

- 5 審議会等は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決を行うことができない。
- 6 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

- 第7条 委員長は、審議会の決定事項を知事に報告しなければならない。
- 2 専門分科会長は、決定事項について速やかに委員長に報告しなければならない。

沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

(任期:平成30年9月19日～令和3年9月18日)

氏 名	所属団体名等
阿波連 由美子	沖縄県看護協会
石川 正紀	児童養護施設なごみ 施設長
運天 健	沖縄県身体障害者福祉協会 常務理事兼事務局長
◎ 嘉陽 孝治	沖縄県社会福祉協議会 常務理事
藏當 博文	沖縄県民生委員児童委員協議会 会長
砂川 麻世	沖縄女子短期大学児童教育学科 教授
高江洲 幸子	浦添市福祉健康部 部長
高宮城 克	沖縄県社会福祉法人経営者協議会 会長
玉城 篤子	沖縄県老人福祉施設協議会 副会長
○ 中本 昌幸	浦添市社会福祉協議会 事務局長
福井 彰雄	沖縄県介護福祉士協会 事務局長
横江 崇	美ら島法律事務所 弁護士

(◎分科会長、○副分科会長、敬称略、五十音順による)

沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

(任期: 令和3年9月19日～令和6年9月18日)

氏 名	所属団体名等
糸数 利恵子	西原町地域包括支援センター センター長
大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学保育科 教授
岡野 みゆき	沖縄県労働者福祉基金協会 事務局長
兼城 和夫 (令和4年2月7日～)	沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長
◎ 嘉陽 孝治	沖縄県社会福祉協議会 常務理事
藏當 博文 (～令和4年2月6日)	沖縄県民生委員児童委員協議会 会長
島村 聡	沖縄大学福祉文化学科 教授
城間 みゆき	南城市福祉部 部長
高宮城 克	沖縄県社会福祉法人経営者協議会 会長
當眞 郁子	那覇市母子生活支援センターさくら 施設長
仲本 潔	沖縄県身体障害者福祉協会 常務理事
○ 中本 昌幸	浦添市社会福祉協議会 事務局長
山城 安子	沖縄県看護協会 全区理事

(◎分科会長、○副分科会長、敬称略、五十音順による)

第2期沖縄県地域福祉支援計画策定経過

	日時	事務局・庁内関係各課	社会福祉審議会（地域福祉分科会）
令和2年度	R3.1.20	庁内会議開催 骨子案について 掲載取組案について	
	R3.3.19		令和2年度第1回審議会の開催 諮問 骨子案の審議
令和3年度	R3.4月～8月	審議会意見を受け骨子案の修正 素案(第1～3章、第4章第1)の作成	
	R3.9.6～17		令和3年度第1回審議会(書面) 前回審議会意見への回答 素案(第1～3章、第4章第1)の審議
	R3.9月～11月	審議会意見を受け素案の修正 素案(第4章第2～4 第5章)の作成	
	R3.11.26		令和3年度第2回審議会 前回審議会意見への回答 素案(第4章第2～4 第5章)の審議
	R3.12月	審議会意見を受け素案の修正	
	R3.12.3～22	市町村へ意見照会	
	R4.1.5～2.4	パブリックコメントの実施	
	R4.2月	委員修正意見を受けて素案修正	修正案の提示 修正意見の聴取(文書照会)
	R4.3.7		令和3年度第3回審議会 前回審議会意見への回答 パブリックコメント等の報告 最終案の提示
	R4.3.22		答申
R4.3.31	計画決裁、公表		